

# あいち小児保健医療総合センター 救急棟診察室陰圧化改修工事

GEN: 総合		A: 建築工事		C: 給排水衛生設備工事		D: 空調和設備工事		E: 電気設備工事	
番号	図面名称	番号	図面名称	番号	図面名称	番号	図面名称	番号	図面名称
01	図面リスト	01	1階平面図 (改修前)	01	衛生器具表・配管材料	01	機器表・配管材料	01	空調・換気用電源設備、電灯・コンセント設備 改修平面図
02	特記仕様書 (建築1)	02	1階平面図 (改修後)	02	1階平面詳細図 (撤去・改修)	02	1階平面詳細図 (撤去・改修)	02	弱電設備、防災設備 改修平面図
03	特記仕様書 (建築2)	03	1階平面詳細図 (改修前・改修後)					03	既設撤去 平面図
04	特記仕様書 (建築3)	04	天井伏図 (改修前・改修後)						
05	特記仕様書 (建築4)	05	改修仕上表						
06	特記仕様書 (建築5)	06	建具表 (共通事項)						
07	特記仕様書 (建築6)	07	建具表・部分詳細図						
08	特記仕様書 (建築7)	08	1階防火区画図						
09	特記仕様書 (建築8)								
10	特記仕様書 (建築9)								
11	特記仕様書 (機械設備1)								
12	特記仕様書 (機械設備2)								
13	特記仕様書 (機械設備3)								
14	特記仕様書 (機械設備4)								
15	特記仕様書 (機械設備5)								
16	特記仕様書 (機械設備6)								
17	特記仕様書 (機械設備7)								
18	特記仕様書 (機械設備8)								
19	特記仕様書 (電気設備1)								
20	特記仕様書 (電気設備2)								
21	特記仕様書 (電気設備3)								
22	特記仕様書 (電気設備4)								
23	特記仕様書 (電気設備5)								
24	特記仕様書 (電気設備6)								
25	工事区分表								
26	監理確認・承認リスト								
27	設計概要・附近見取図								

						<代表設計者> 一級建築士 国土交通大臣登録 第338590号 寺西 敦敏		あいち小児保健医療総合センター 救急棟診察室陰圧化改修工事	
						<意匠設計者> 一級建築士 国土交通大臣登録 第345081号 三宅 伸幸		GEN	総合
								01	図面リスト
								安井建築設計事務所	



章	項目	特記事項
1.6.5 1.6.9	施工の検査等 化学物質の濃度測定	<ul style="list-style-type: none"> <li>* その他必要と認められる技能検定の職種及び作業の種別 ( )</li> <li>* 見本施工 ※ 行わない ・ 行う ( )</li> <li>* 下記の室の揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告すること。</li> <li>* 測定時期 (竣工検査前)</li> <li>* 対象物質 (※) ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、ステレン (○)パラジクロロベンゼン ・ ( )</li> <li>* 測定方法 ※ パンツ型採取法 ・ 文部科学省「学校環境衛生の基準」による ( )</li> <li>* 測定する室/測定箇所数 ( 診察室 6 / 1 ) ( ) ( / )</li> </ul>
7節 1.7.2 8節 1.8.1	工事検査及び技術検査 技術検査 完成図等 完成時の提出図書	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 中間技術検査 (○) 行わない ・ 行う (実施回数: 、実施時期: )</li> <li>* 工事完了前に次の図書を作成し監督職員に提出する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 完成原因(施工図を除く) 1部</li> <li>2) 完成図(施工図を除く)の2つ折り製本 1部</li> <li>3) 完成図(施工図を除く)及び契約図のA3版2つ折り製本(合本作成) 2部</li> <li>4) 契約図の2つ折り製本 1部</li> <li>5) 保全に関する資料 1部</li> <li>6) 施設台帳の作成又は整備(高等学校及び特別支援学校を除く) 7) その他必要書類 1部</li> <li>8) 契約図・完成図(施工図を除く)のPDFファイル(公共建築課PDFファイル作成ガイドラインによる) CD-RまたはDVD-R 2部</li> </ul> </li> <li>* 完成図の種類は下記とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 配置図 2. 平面図・求積図 3. 仕上表 4. 施工図 5. その他監督職員の指示するもの</li> </ul> </li> <li>* 原因作成方法 ※ CAD作成し紙出力 紙の種類 ※ PPC用紙(157x217)と紙同等品 トレーシングペーパー サイズ ※ 設計原図と同じ ・ ( )</li> <li>* CADデータ (○) 提出する ( (○) 愛知県電子納品運用ガイドラインに基づく ・ 監督職員との協議による ) ( ) ・ 提出しない</li> <li>* CAD図面の作成にあたっては国土交通省「建築CAD図面作成要領(案)」に基づいて作成する。</li> <li>* 複写図作成方法 ・ 1.8.1完成時の提出図書3)に代える ・ ( )</li> </ul>
1 章 一 般 共 通 事 項	その他 * 光熱水費 * 現場代理人等 * 火災保険等加入方法等 * 法定外の労災保険 * 事故報告 * 工事中の安全管理 * 工事の下請負 * 施工体制 * 施工体制台帳 * 施工体系図 * 各種調査への協力 * 工事コスト調査の協力 * 工事費内訳明細書等 * 騒音・振動対策 * 排出ガス対策型建設機械 * 貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱 * 特定特殊自動車の燃料 * 薬液注入工法	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 建物引き渡しまでの電気、水道、ガス等の料金(基本料金を含む)は、協議の上、各工事受注者が負担する。</li> <li>* 現場代理人においては、受注者との直接的な雇用関係、主任技術者(監理技術者)、専門技術者においては、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係があること。</li> <li>* 契約約款第11条に規定する現場代理人、主任技術者(監理技術者)の通知は、所定の様式(現場代理人等通知書)により、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。また建設業法に基づく監理技術者補佐、専門技術者を定めたときも同様とする。</li> <li>* 受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させる場合や監理技術者について同施行令第28条及び第29条の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置することにより他の工事と兼務させる場合にあっては、所定の様式により兼務届を作成の上、新たに契約した工事については工事請負契約締結後5日以内に、現に施工中の工事については原則兼務期間の始期より前に、監督員を通じて発注者に提出すること。</li> <li>* 改修工事の保険の種類は、建設工事保険、火災保険又は組み立て保険とする。(建築工事事務の手引 参考2 「愛知県建築工事に係る火災保険等の加入方法」による)期間は、工事資材の現場搬入の日から工事目的物の引渡しの日までとする。(特に定めのない限り、契約上の工事完成期日経過後14日間とする。)保険金受取人(被保険者)は、受注者とする。</li> <li>* 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。</li> <li>* 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。</li> <li>* 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、受注者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物等及び仮設物に対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うこと。</li> <li>* 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。</li> <li>2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。</li> <li>3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。</li> <li>4) 下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。</li> <li>5) 下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置要件に該当しない者であること。</li> </ol> </li> <li>* 施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)」によること。</li> <li>* 建設業法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを監督職員に提出すること。(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条)</li> <li>* 下請契約を締結する場合においては、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所(仮囲いなど)に掲示する。</li> <li>* 本工事が、公共事業労務費調査、共通費実態調査等の対象工事になった場合は必要な協力をすること。</li> <li>* 本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時に愛知県が行う工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示によること。また、本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。</li> <li>* 本工事における木材利用状況に関する調査に協力すること。</li> <li>* 契約約款第3条第1項の規定による「工事費内訳明細書及び工程表」は、発注者から請求があった時に提出すること。</li> <li>* 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達)」及び関連法規の規定を厳守し施工する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業(特定建設作業)及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(建設大臣告示)により指定された建設機械を使用する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>作業名: 建設機械名:</li> <li>作業名: 建設機械名:</li> </ul> </li> <li>* 排出ガス対策型建設機械の適用 ※ 有り ・ なし (対象機種: バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイールクレーン(いずれもディーゼルエンジン出力7.5~260KW)) (対象規制値: 排出ガス対策型建設機械指定要領(国土交通省総合政策局)の別表1(1次基準値))</li> <li>* 工場場所が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」(愛知県: https://www.pref.aichi.jp/kankyo/ondanka/car/yoko/index.html)に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。</li> <li>* 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。</li> <li>* 薬液注入工法により地盤の改良を行う場合は、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」(建設省事務次官通達)による。</li> </ul>

章	項目	特記事項						
1 章 一 般 共 通 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 石綿含有仕上塗材の除去・補修、コア抜きやアンカーボルト打設作業など仕上塗材の破断を伴う全ての作業)をする場合は、既存壁等の石綿含有仕上塗材使用の有無を確認し、石綿が含有されている場合は、除去工法、作業方法等について関係法令所管部局及び監督職員と協議の上、適切な石綿飛散防止措置を講じること。</li> <li>* 本工事に関わる自社及び下請負会社の中にこの制度を使用する者がある場合は、同制度に加入し、掛金収納書を提出しなければならない。制度を使用しない又は証紙を購入しない場合は、理由書等を提出する。</li> <li>* 本工事は、契約約款第20条第2項に基づく提案を受け付ける契約方式(以下「契約後VE」という。)の(※ 対象工事(契約金額が250万円未満の場合を除く。)) 対象外工事)とする。</li> <li>* 契約後VEを行う場合には、「愛知県建設局契約後VE実施要領」の規定により行うものとする。「愛知県建設局契約後VE実施要領」は、建設企画課HP(下記URL参照)に掲載している。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/dobokugi_jyutsu-jitushiyouryou.html</li> <li>* VE提案の範囲 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容に関する変更により請負代金額の低減を伴うものとする。[工事全体をVE提案の対象とする場合]</li> <li>・ 請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料及び施工方法等に関する変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。[工事目的物をVE提案の対象としない場合]</li> <li>・ ( ) [その他VE提案を求める範囲]によって適宜記載する]</li> </ul> </li> <li>* VE提案の実施にあたり、関係機関協議等第三者との調整等を要する提案については、あらかじめ、請負者が主体となり当該第三者との事前調整等を行い、実施の見込みがある提案であること。</li> </ul>							
1節 2.1.3 2節 2.2.1 2 章 仮 設 工 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>1節 共通事項</li> <li>2.1.3 騒音・粉じん等の対策</li> <li>2節 足場等</li> <li>2.2.1 足場等</li> <li>2 養生</li> <li>2.3.1 既存部分の養生</li> <li>2.3.2 仮設間仕切り</li> <li>2.4.1 仮設物</li> <li>2.4.1 監督職員事務所、受注者事務所等</li> <li>2.4.1 監督職員事務所の備品</li> <li>2.4.1 選択備品</li> <li>2.4.1 受注者事務所、材料置場その他仮設物の設置場所</li> <li>2.4.1 建設工事名称板及び建設現場標識の設置</li> <li>建設工事名称板(例)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 騒音・粉じん等の対策 ・ 防音パネル ・ 防音シート ※ 図示による</li> <li>* 防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲等 ※ 図示による ・ ( )</li> <li>* 足場を設ける場合は、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」(平成21年4月24日厚生労働省労働基準局長 基発第0424002号)に規定する「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は2の(3)手すり先行専用足場方式により行う。</li> <li>* 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。</li> <li>* 外部足場 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 枠組足場またはくさび緊結式足場 ・ 単管本足場 ・ 仮設ゴンドラ ・ 移動式足場 ・ ( )</li> <li>設置するシート等 ・ 防護シート(JISA8952) ・ 防護ネット(JISA8960) ・ 防音シート ・ ( )</li> <li>足場、防護シート等の設置範囲 ※ 図示による</li> </ul> </li> <li>* 内部足場 ※ 脚立・足場板等 ・ 枠組足場またはくさび緊結式足場 ・ ( )</li> <li>* 材料、撤去材等の運搬方法 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 ・ ( ) [表2.2.1]</li> <li>* 高さが5m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)によるものとする。</li> <li>* 既存部分の養生 ※ ビニルシート、合板等により適切に行う ・ 図示による ・ ( )</li> <li>* 既存部分の既存家具、既存設備等の養生方法 ※ 監督職員の承諾を受けてビニルシート等で行う ・ 図示による</li> <li>* 既存ブラインド、カーテン等の養生方法 ※ 図示による ・ ビニルシート等 ・ 保管場所( )</li> <li>* 固定された備品、机・ロッカー等の移動 ※ 図示による ・ 移動しない</li> <li>* 種別 ・ A種 (○) B種 ・ C種表2.3.1] 設置箇所 ※ 図示による</li> <li>* A種、B種の場合の材料 ※ 合板(厚さ ※ 9mm ・ ( ) ※ 2つこぼりボード(厚さ ※ 9.5mm ・ ( ) mm)</li> <li>* 間仕切りへの仕上げ ※ 無 ・ 有(範囲及び仕上げは図示による)</li> <li>* 仕様 ※ 合板張り木製厚程度 ・ ( ) 設置箇所 ※ 図示による ・ ( )</li> <li>* 監督職員事務所 ※ 設けない ・ 構内に設ける( )㎡程度 ・ 既存建物内の一部</li> <li>* 標準備品 机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、寒暖計、墜落制止用器具、衣類ロッカー、受注者加入の電話子機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具</li> <li>* 選択備品 ・ パソコン ・ プリンター ・ FAX ・ 複写機</li> <li>* 受注者事務所、材料置場その他仮設物の設置場所 ※ 構内(従業員宿舍除く) ・ 構外</li> <li>* 建設工事名称板 ※ 設ける ※ 設けない ・ 他工事と共同設置</li> <li>* 建設現場標識 ※ 設ける ※ 設けない ・ 他工事と共同設置</li> <li>* 設計事務所標識 ※ 設ける ・ 設けない ・ 他工事と共同設置</li> <li>○ ○ ○ セ ン タ ー 一 改 修 工 事</li> <li>工 期 令 和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 900以上</li> <li>発 注 者 愛 知 県 公 共 建 築 課</li> <li>工 事 監 理 者 ○ ○ 設 計 事 務 所</li> <li>工 事 施 工 者 ○ ○ 建 設 株</li> </ul>						
3 章 防 水 改 修 工 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>1節 一般事項</li> <li>3.1.3 施工一般</li> <li>1節~6節 防水工事</li> <li>3.1.4 改修工法の種類</li> <li>3.2.5 漏水処理の処理</li> <li>3.2.6 既存下地の処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 防水の保証期間は工事目的物引渡しからモルタル防水5年、その他防水10年とする。</li> <li>* 降雨等に対する養生方法 ※ 3.1.3(5)による ・ 図示による ・ ( )</li> <li>* 防水改修工法・種別 ・ 図示による</li> <li>* POS(機械)、POSI(機械)、M4S、M4SI、S4S(機械)、S4SI(機械)工法における既存防水層(立上り部等)撤去 <ul style="list-style-type: none"> <li>工法( ) ・ 撤去する ・ 撤去しない ・ 図示による</li> </ul> </li> <li>* PIE、P2E、P1Y、P2Y、P1S工法における保護層の新設 ・ 新設する(工法) ・ 新設しない ・ 図示による</li> <li>* POAS、POASI、POD、PODI、POS、POSI、POX工法における改修用ドレンの設置 <ul style="list-style-type: none"> <li>工法( ) ・ 設置する ・ 設置しない ・ 図示による</li> </ul> </li> <li>* 既存下地 補修箇所の形状、長さ、数量等 ※ 図示による ・ ( )</li> <li>* 既存防水層の処理[L4X工法] 仕上げ塗装の除去 ※ 図示による ・ ( )</li> <li>* POS工法及びPOSI工法(機械)における 既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の処理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図示による ※ 3.2.6(4)(f)(g)による ・ ( )</li> </ul> </li> <li>* 設備機器架台、配管受部、バラベットの貫通パイプ回り、手すり・丸環取付部、塔屋出入口部等の欠損部及び防水層末端部の収まり部の処理 ・ 図示による ・ 監督職員と協議</li> </ul>						
		<table border="1"> <tr> <td>&lt;代表設計者&gt; 一級建築士 国土交通大臣登録 第338590号 寺西 敦敏</td> <td>あいち小児保健医連携センター 救急棟診察室陰圧化改修工事</td> </tr> <tr> <td>&lt;高匠設計者&gt; 一級建築士 国土交通大臣登録 第345081号 三宅 伸幸</td> <td>GEN 総合 03 特記仕様書(建築2)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>安井建築設計事務所</td> </tr> </table>	<代表設計者> 一級建築士 国土交通大臣登録 第338590号 寺西 敦敏	あいち小児保健医連携センター 救急棟診察室陰圧化改修工事	<高匠設計者> 一級建築士 国土交通大臣登録 第345081号 三宅 伸幸	GEN 総合 03 特記仕様書(建築2)		安井建築設計事務所
<代表設計者> 一級建築士 国土交通大臣登録 第338590号 寺西 敦敏	あいち小児保健医連携センター 救急棟診察室陰圧化改修工事							
<高匠設計者> 一級建築士 国土交通大臣登録 第345081号 三宅 伸幸	GEN 総合 03 特記仕様書(建築2)							
	安井建築設計事務所							

章	項目	特記事項			
3	3節 アスファルト防水				
	3.3.2 材料	* 改質アスファルトフィングシートの種類及び厚さ 図示による ※ 表3.3.3～表3.3.9による ( ) * 部分粘着層付改質アスファルトフィングシートの種類、厚さ 図示による ※ 表3.3.3～表3.3.9による ( ) * 押え金物 材質及び形状寸法 図示による ※ アルミニウム製L-30×15×2.0mm程度 ( ) * 屋根保護防水断熱工法に用いる断熱材厚さ 図示による ( ) * 屋根露出防水断熱工法に用いる断熱材の種類及び厚さ 図示による ( ) * 絶縁用シート材料 図示による ・ ポリエチレンフィルム@0.15mm以上 ・ フラットソックス(70g/m <sup>2</sup> 程度) ( ) * 立上り部の保護の乾式保護材 図示による ( ) * 立上り部の保護のれんが 図示による ※ JIS R 1250(普通れんが及び化粧れんが) ( ) * 屋根保護防水 新規防水層の種類及び工程 種別 図示による ( ) 立上り部における保護コンクリートの適用及び工法 図示による ( ) * 屋根露出防水、屋根露出防水絶縁断熱工法 新規防水層の種別 ( ) 図示による ( ) 仕上塗料の種類 ( ) 図示による ( ) 使用量 ※ アスファルトフィング 類の製造所の仕様による 図示による ( ) 脱気装置の種類、設置数量 図示による ※ アスファルトフィング 類製造所の指定による ( )			
	3.3.3 種類及び工程	* 屋内防水 新規防水層の種類及び工程 種別 ( ) 図示による ( ) 保護層の設置 ( ) 図示による ( ) E-1の工程 ( ) 図示による ※ 常時水に接する部位に適用 ( ) * アスファルトフィング 類のルーフィング及び立上り部周辺の断熱材張りじまい位置 図示による ( ) * 平場の保護コンクリート 厚さ 図示による ※ こて仕上げ80mm以上、床タイル張り等仕上げ60mm以上 ( ) こて仕上げの場合の平たんさ ・ 7mm以下/3m ・ 10mm以下/3m ・ 10mm以下/1m ( ) * 立上り部保護方法 図示による ( ) * 屋上排水溝 ※ 図示による ( )			
	3.3.4 施工				
	3.3.5 保護層等の施工	[表3.3.3]～[表3.3.6] [表3.3.7]～[表3.3.9] [表8.1.5]			
4節 改質アスファルト防水					
3.4.2 材料	* 改質アスファルト 種類及び厚さ 図示による ※ 表3.4.1～表3.4.3までによる ( ) * 押え金物 材質、形状及び寸法 図示による ※ アルミニウム製L-30×15×2.0mm程度 ( ) * 屋根露出防水断熱工法に用いる断熱材(発泡プラスチック断熱材)の種類及び厚さ 図示による ( ) * 新規防水層の種別 ( ) 図示による ( ) * 仕上塗料の種類 ( ) 図示による ( ) 使用量 ※ アスファルトフィング 類製造所の仕様による 図示による ( ) 脱気装置の種類、設置数量 ※ 改質アスファルト製造所の仕様による 図示による ( )				
3.4.3 種類及び工程					
5節 合成高分子系ルーフィングシート防水					
3.5.2 材料	* ルーフィングシート種類及び厚さ 図示による ※ 表3.5.1～表3.5.3までによる ( ) * 絶縁用シートの材質 ※ 発泡ポリエチレンシート 図示による ( ) * 固定金具の材質、形状及び寸法 ※ 防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板又はそれら鋼板の片面若しくは両面に樹脂を積層加工したもので厚さ0.4mm以上 図示による ( ) * 断熱工法に用いる断熱材 種類及び厚さ 図示による ( ) * 新規防水層の種別 ( ) 図示による ( ) 脱気装置の種類、設置数量 ※ ルーフィングシート製造所の仕様による 図示による ( ) * S-M2又はS1-M2で立上りが接着工法の場合の立上り面のシート厚さ ※ 1.5mm 図示による ( ) * 仕上塗料の種類 ( ) 図示による ( ) 使用量 ※ ルーフィングシート製造所の仕様による 図示による ( ) * S1-M1及びS1-M2の場合の防湿用フィルム設置 ※ 図示による ( ) * S-C1の場合のモルタルの塗厚 ※ 図示による ( ) * 接着工法の場合で下地がコンクリートの場合の目地処理 ※ 図示による ( ) * S-F1又はS1-F1の場合のコンクリート下地の入隅部の増張り ※ 図示による ( ) * 一般部のルーフィングシート張付(機械式固定法)で建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ※ 図示による ( ) * 屋内保護密着工法の場合の保護層の施工[立上り部の保護モルタル塗厚] ※ 7mm以下 図示による ( )				
3.5.3 種類及び工程					
6節 塗膜防水					
3.6.3 種別及び工程	* 新規防水層の種別 ※ 表3.6.1による ( ) 図示による ( ) * 仕上塗料の種類 ( ) 図示による ( ) 使用量 図示による ※ 主材料製造所の仕様による ( ) * X-1における脱気装置の種類及び設置数量 図示による ※ 主材料製造所の仕様による ( ) * P1Y及びP2Y工法における工程数及び各工程の使用量 ※ 主材料の製造所の仕様による 図示による ( ) * P1Y及びP2Y工法において実施する工程 ・ 工程4 ・ 工程5 図示による ( )				
7節 シーリング					
3.1.4 改修方法の種類及び工程	* 改修工法の種類 ※ 図示による ・ シーリング 充填工法 ・ シーリング 再充填工法 [表3.1.2] ・ 拡幅シーリング 再充填工法 ・ グリッド 工法				
3.7.2 材料	* シーリング材の種類 図示による ※ [表3.7.1]による ( )				
3.7.3 目地寸法	* コンクリート打継ぎ目地及びひび割れ誘発目地寸法 図示による ※ 幅20mm以上、深さ10mm以上 ( ) * ガラス周りの目地 図示による ※ 幅・深さとも5mm以上 ( ) * 上記以外の目地 図示による ※ 幅・深さとも10mm以上 ( ) * 接着性試験 ※ 簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験 図示による ( )				
3.7.8 シーリング材の試験					
8節 とい					
3.8.2 材料	* 材種等 ※ 図示による ( ) [表3.8.1] * 表面処理鋼板の場合 耐酸被覆鋼板 ・ 使用する ・ 使用しない * とい受金物、足金物の材種、形状及び取付け間隔 図示による ※ 表3.8.2により溶融亜鉛めっきを行ったもの 多雪地域 ・ 適用する ・ 適用しない * 既存とい、その他の撤去及び降雨等に対する養生方法 図示による ( ) * 鋼管製といの防露巻き 図示による ※ 表3.8.4による ( ) * たてどい受金物の取付け 図示による ( ) * ルーフィングの取付工法 図示による ※ 3.8.3(8)による ( )				
3.8.3 工法					
9節 アルミニウム製笠木					
3.9.2 材料	* 部材の種類 ・ 押出250形 ・ 押出300形 ・ 押出350形 ・ 板材折り曲げ形( ・ オブション形式 ・ シール形式) 板材折曲げ形の場合 本体幅 ※ 図示による ( ) 板厚 図示による ※ 2.0mm ( ) * 表面処理の種別 ( ) 図示による ( ) [表5.2.2] * 既存笠木撤去及び新規笠木の地下補修の工法 ※ 図示による ( ) * 板材折曲げ形笠木の取付け方法 ※ 図示による ( ) * 建築基準法に基づく風圧力及び積雪荷重に対応した工法 ※ 図示による ( )				
3.9.3 工法					
1節 一般事項					
4.1.4 外壁改修工法の種類	外壁仕上 部位	コンクリート打放し仕上げ	モルタル塗り仕上げ	タイル張り仕上げ	
4	4.1.4	ひび割れ部	樹脂注入工法 Uカットシール材充填工法 シール工法 図示による	樹脂注入工法 Uカットシール材充填工法 シール工法 図示による	樹脂注入工法 Uカットシール材充填工法
		欠損部	( ) 図示による	充填工法 モルタル塗替え工法	タイル部分張替え工法 タイル張替え工法

章	項目	特記事項	
4	4.1.5	浮き部	* アカベニツング 部分球 <sup>①</sup> 杉樹脂注入工法 * アカベニツング 全面球 <sup>②</sup> 杉樹脂注入工法 * アカベニツング 全面 <sup>③</sup> リマセメントスラリー注入工法 * 注入口付アカベニツング 部分球 <sup>④</sup> 杉樹脂注入工法 * 注入口付アカベニツング 全面 <sup>⑤</sup> リマセメントスラリー注入工法 * 注入口付アカベニツング 全面 <sup>⑥</sup> リマセメントスラリー注入工法 * 注入口付アカベニツング 全面 <sup>⑦</sup> リマセメントスラリー注入工法 * 注入口付アカベニツング 全面 <sup>⑧</sup> リマセメントスラリー注入工法 * 充填工法 ・ モルタル塗替え工法
		目地	* 目地ひび割れ部改修工法 * 伸縮目地改修工法
4.1.5	外壁改修塗り仕上げの種類	* 改修後の新規仕上げの種類 ※ 図示による 薄付け仕上げ塗材塗り 厚付け仕上げ塗材塗り 複層仕上げ塗材塗り 可とう形改修用仕上げ塗材塗り 各種塗料塗り マスチック塗材塗り ・ 外壁用塗膜防水材塗り	
2節 材料			
4.2.2	工法別使用材料	* 樹脂注入工法に使用する球 <sup>①</sup> 杉樹脂 低粘度形 中粘度形 * Uカットシール材充填工法に使用するシーリング材 ※ リフレックスシーリング材 ( ・ 1成分形 ・ 2成分形) ( ) * シール工法材料 ・ パテ状球 <sup>②</sup> 杉樹脂 ・ 可とう性球 <sup>③</sup> 杉樹脂 ( ) 図示による ( ) * 充填工法材料 ・ 球 <sup>④</sup> 杉樹脂モルタル ・ 球 <sup>⑤</sup> リマセメントモルタル ( ) 図示による ( ) * アカベニツング 注入工法用材料 球 <sup>⑥</sup> リマセメントスラリー ※ 図示による ( ) アカベニツング 材質等 ※ ステンレス鋼SUS304 呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの ( ) * 注入口付アカベニツング 注入工法材料 注入口付アカベニツング 材質等 ※ SUS304 呼び径外径6mm ( ) * モルタル塗替え工法用材料 モルタル ・ 現場調査合材料 ・ 既調査合材料 ( ) ( ) 既製目地材 ・ 使用する (形状) ・ 使用しない * タイル(部分) 張替え工法用材料 接着剤の種類 ・ 球 <sup>⑦</sup> リマセメントモルタル ・ 外装タイル接着剤 タイルの形状、寸法、耐凍害性の有無、耐滑り性、標準色・特別色の別等 ※ 図示による ( ) タイル役物 ・ 使用する ・ 使用しない 試験張り ※ 行わない ・ 行う 見本焼き ※ 行わない ・ 行う 既調査合モルタル ※ 図示による ( ) * 塗り仕上げ用材料(仕上げ塗料) 種類、仕上げ形状、工法 ( ) 図示による ( ) [表4.2.4] 外装厚塗材Si、Eにおける上塗材 ( ) 塗る ・ 塗らない 外装厚塗材Cの上塗材がセメントスタッコ以外の場合 ( ) 図示による ( ) 複層仕上げ塗材及び可とう形改修塗材の耐候性 ※ 耐候形3種 ( ) 図示による ( ) 複層仕上げ塗材及び可とう形改修塗材の上塗材の種類 ※ 水系アクリルのつやあり ( ) ( ) [表4.2.5] * 塗り仕上げ用材料(外壁用塗膜防水材) 仕上げの形状及び工法 ( ) 図示による ( ) [表4.2.6] 外壁用仕上げ塗料の耐候性 ※ JIS A 6909の耐候形1種の品質基準に適合するもの ( ) 下地準動線衝材 ・ 使用する ・ 使用しない 図示による ( ) 模様材の種類と所要量 ※ 図示による ( ) 仕上げを砂壁状、じゅらく状等とする場合の模様材の種類と所要量 ※ 図示による ( ) 外壁用仕上げ塗料の種類と所要量 ※ 図示による ( )	
3節 コンクリート打放し仕上げの外壁の改修			
4.3.4	樹脂注入工法	* 種類 ※ 自動式低圧球 <sup>①</sup> 杉樹脂注入工法 (注入間隔 ※ 200～300mm ( )、樹脂注入量： ( ) ・ 手動式球 <sup>②</sup> 杉樹脂注入工法 (注入口間隔： ( )、樹脂注入量： ( ) ・ 機械式球 <sup>③</sup> 杉樹脂注入工法 (注入口間隔： ( )、樹脂注入量： ( )	
4.4.5			
4.5.5			
4.4.11	アカベニツング 全面	* アカベニツング 固定用樹脂注入量 (挿入孔1か所当たり) ※ 25ml ( ) ml	
4.5.10	球 <sup>④</sup> 杉樹脂注入工法	* 浮き部分に対するアカベニツング本数 ( ) ※ 表4.4.3及び図4.4.2による ( ) * 注入量 (注入口1か所当たり) ※ 25ml ( ) ml	
4.4.12	アカベニツング 全面 <sup>⑤</sup>	* 浮き部分に対するアカベニツング本数及び注入口の数 ※ 表4.4.3及び図4.4.2による ( ) ( )	
4.5.11	リマセメントスラリー注入工法	* 注入量 (注入口1か所当たり) ※ 50ml ( ) ml	
4.4.13	注入口付アカベニツング	* 浮き部分に対するアカベニツング本数 ( ) ※ 9本/m <sup>2</sup> (一般部分)、16本/m <sup>2</sup> (指定部分)、5本/m (狭幅部) 図示による ( )	
4.5.12	部分球 <sup>⑥</sup> 杉樹脂注入工法	* 注入量 (注入口1か所当たり) ※ 25ml ( ) ml * 浮き部分に対するアカベニツング本数 ※ 表4.4.4及び図4.4.4による ( ) ( ) * 注入量 (注入口1か所当たり) ※ 25ml ( ) ml	
4.4.15	注入口付アカベニツング	* 浮き部分に対するアカベニツング本数及び注入口の数 ※ 表4.4.4及び図4.4.4による ( ) ( )	
4.5.14	全面 <sup>⑦</sup> リマセメントスラリー注入工法	* 注入量 (注入口1か所当たり) ※ 50ml ( ) ml	
4.5.8	タイル張替え工法	* 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置 ※ 表4.5.11による ( ) ( ) 図示による ( ) * 外壁タイル張り下地等の下地モルタル及び下地調整塗材塗りの接着剤試験 ( ) ( ) 図示による ( ) * 下地モルタルを行うコンクリート素地面の処理 ( ) ( ) 図示による ( ) * セメントモルタルによるタイル張りの工法 外装タイル ・ 密着張り ・ 改良積上げ張り ・ 改良圧着張り ユニットタイル ・ マスク張り ・ モザイクタイル張り	
		<代表設計者> 一級建築士 国土交通大臣登録 第338590号 寺西 敦敏 <高匠設計者> 一級建築士 国土交通大臣登録 第345081号 三宅 伸幸	
		あいち小児保健医療総合センター 救急棟診察室陸圧化改修工事 GEN 総合 04 特記仕様書(建築3) 安井建築設計事務所	

章	項目	特記事項
4章	4.5.15 注入口付アンカーピン	*有機系接着剤によるタイル張り シーリング材の種類 打継ぎ目地及びびびり割れ誘発目地 ※ ポリウレタン系 ・ ( ) 伸縮調整目地及びその他目地 ※ 変成シリコン系 ・ ( ) 下地等モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理 ・ 目荒し工法 ・ 図示による ・ ( ) タイルの種類等 ・ 外装タイル ・ ユニットタイル
		*注入口付アンカーピンの本数 ( ) 本/m <sup>2</sup> ・ 図示による *注入量 (注入口1か所当たり) ※ 25ml ・ ( ) ml *伸縮調整目地 位置及び寸法 ※ 図示による
		*工法 ・ サンダー工法 ・ 高圧水洗工法 ・ 塗膜はく離削工法 ※ 水洗い工法 (高圧水洗機 (10~15MPa)) *下地調整 下地調整塗材に代えてリペアメントモルタルを使用 ・ 使用する ・ 使用しない *処理範囲 ※ 既存仕上面全体 ・ ( ) ・ 図示による *下地のびびり割れ部等の補修 ( ) ・ 図示による *水洗い工法の処理範囲 ※ 他の工法で処理する範囲以外の既存仕上面全面 ・ 図示による
		7節 マスチック塗材塗り仕上げ外壁等の改修 4.7.2 マスチック塗材塗り 種別 ・ A種 ・ B種
5章	1節 一般事項	
	5.1.3 改修工法	*改修工法 ・ かぶせ工法 ・ 撤去工法 *新規建具を設ける壁部分の開口の開け方及び新規建具周囲の補修工法及びその範囲 ※ 図示による *防火戸の指定 ※ 図示による *防火戸の自動閉鎖機構及び防火戸と連動させるもの *建具見本の製作 有 ※ 無 *特殊な建具の仮組 実施する 実施しない *ブラインドボックス等の再使用 ( ) 有 ・ 無 再使用するもの ・ ( ) ・ 図示による *防犯建物部品の使用 ( ) 使用しない ・ 使用する (使用箇所)
	5.1.4 防火戸	
	5.1.5 建具見本の製作	
	5.1.6 取り付け調整等	
	5.1.7 その他	
	2節 ミニ製建具	
	5.2.2 性能及び構造	*耐風圧性、気密性、水密性、枠の見込み寸法 ・ A種 ・ B種 ・ C種 [見込み寸法 mm] ・ 図示による ・ ( ) [表5.2.1] *防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性の等級 ・ 図示による ・ ( ) *断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級 ・ 図示による ・ ( ) *耐震ドアとする場合の面内変形追従性の等級 ・ 図示による ・ ( ) *網戸 防虫網 材質 ※ 合成樹脂製 ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ ステンレス製 (SUS316) ・ 図示による 線径、網目 ・ 線径0.25mm以上、網目16~18メッシュ(合成樹脂) ・ ( ) ・ 図示による *防鳥網の使用 ※ 図示による
	5.2.3 材 料	
	5.2.4 形状及び仕上げ	*建具枠見込み寸法 ※ 表5.2.1による ( ) ・ 図示による 表面処理の種別 ( ) ・ 図示による C種における常温乾燥形の塗装 ( ) 色 ※ 標準色 ・ 特注色 結露水の処理方法 ( ) *水きり板 ・ 図示による ( ) ぜん板 ・ 図示による ( ) [表5.2.2]
5.2.5 工 法		
3節 樹脂製建具		
5.3.2 性能及び構造	*耐風圧性、機密性、水密性 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 図示による ・ ( ) [表5.3.1] 枠の見込み寸法 ・ 図示による ( ) *防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性の等級 ・ 図示による ・ T-A種 ・ T-B種 ・ ( ) [表5.3.2] *断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級 ・ 図示による ・ H-A種 ・ H-B種 ・ H-C種 ・ ( ) [表5.3.3] *網戸 防虫網 材質 ※ 合成樹脂製 ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ ステンレス製 (SUS316) ・ 図示による 線径、網目 ・ 線径0.25mm以上、網目16~18メッシュ(合成樹脂) ・ ( ) *防鳥網の使用 ※ 図示による ( ) *ガラス ※ 複層ガラス ( ) ・ 図示による *建具枠見込み寸法 ( ) ・ 図示による 表面色 ※ 標準色 ・ 特注色 *水きり板 ・ 図示による ( ) ぜん板 ・ 図示による ( )	
5.3.3 材 料		
5.3.4 形状及び仕上げ		
5.3.5 工 法		
4節 鋼製建具		
5.4.2 性能及び構造	*簡易気密型ドアセットの気密性、水密性の等級 ※ 気密性A-3、水密性W-1 ( ) [表5.2.1] *耐風圧性の等級 ・ S-4 ・ S-5 ・ S-6 ・ 図示による ( ) *防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性の等級 ・ 図示による ( ) *断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級 ・ 図示による ( ) *耐震ドアとする場合の面内変形追従性の等級 ・ 図示による ( ) *鋼板類の厚さ ※ 表5.4.2による ・ 図示による ( )	
5.4.4 形状及び仕上げ		
5節 鋼製軽量建具		
5.5.2 性能及び構造	*簡易気密型ドアセット (気密性：A-3) ・ 適用する ・ 適用しない ( ) 図示による ( ) *鋼板類の種類 ※ 図示による ( )	
5.5.3 材 料	*召合せ、縦小口包み板等 ※ 鋼板 ・ ステンレス鋼板 ・ アルミニウム合金 *鋼板類の厚さ ※ 表5.5.1による ・ 図示による ( )	
5.5.4 形状及び仕上げ		
6節 ステンレス製建具		
5.6.3 材 料	*ステンレス鋼板 ※ SUS304 ※ SUS430J1L ※ SUS443J1 ・ 図示による ( )	
5.6.4 形状及び仕上げ	*表面仕上げ ※ HL ( ) ・ 図示による	
5.6.5 工 法	*曲げ加工 ※ 普通曲げ ・ 角出し曲げ ・ 図示による	
7節 建具用金物		
5.7.1 適用範囲	*既製の建具用金物のうち機能上必要最低限のもの ※ 建具製作所の仕様による ( )	
5.7.2 材質、形状及び寸法	*金物の種類及び見え掛り部の材質 ※ 表5.7.1による (表中*の適用は図示による) ( ) *金属製建具用丁番の枚数及び大きさ ※ 表5.7.2による ( ) ・ 図示による *樹脂製建具用丁番の枚数及び大きさ ※ 表5.7.3による ( ) ・ 図示による *握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置 ・ 図示による ( ) *マスターキー ・ 製作する ・ 製作しない *鍵 ※ 3本1組とし、室名札を付ける ( ) 鍵箱 ・ 要 ・ 不要	
5.7.3 取付け施工		
5.7.4 鍵		
8節 自動ドア開閉装置		
5.8.2 性 能	*駆動装置の性能値 ※ 表5.8.1による (引き戸用) ( ) ・ 図示による *多機能トリ出入口の引き戸用駆動装置の性能値 ※ 表5.8.2による ( ) ・ 図示による *検出装置の性能 ※ 表5.8.3による (引き戸用) ( ) ・ 図示による	
5.8.3 機 構	*戸の開閉方式 ( ) ・ 図示による *引き戸用検出装置の種類 [表5.8.4] ( ) ・ 図示による 凍結防止措置 ・ 要 ・ 不要	
9節 自閉式上吊り引戸装置		
5.9.3 性能等	*自閉式上吊り引戸装置の性能 ※ 表5.9.1による ( ) ・ 図示による	
10節 重量シャッター		
5.10.2 形式及び機構	*シャッター種類 ・ 管理用シャッター ・ 外壁用防火シャッター ・ 屋内用防火シャッター ・ 防煙シャッター ・ 図示による *耐風圧強度 (管理用シャッター、外壁用防火シャッター) ( ) ・ 図示による *閉閉機能による種類 ※ 上部電動式 (手動併用) ・ 上部手動式 ・ 図示による *電動シャッターにおける不測の落下防止装置設置箇所 ・ 図示による ( ) *電動式シャッターにおける障害物感知装置設置箇所 ・ 図示による ( ) [表5.10.1]	

章	項目	特記事項	
5章	5.10.3 材 料	*屋内用防火シャッター若しくは防煙シャッターの危害防止機構 ・ (a)かつ(c) ・ (b)かつ(c) ・ 図示による 設置箇所 ・ 図示による ( ) *シャッターケース ※ 設置する[外壁用防火シャッター、屋内用防火シャッター、防煙シャッターの場合] 設置しない ・ 図示による *スラット及びシャッターケース用鋼板 鋼板の種類 ( ) ・ 図示による 鋼板のめっき付着量 ※ Z12またはF12を満足するもの ( )	
		11節 軽量シャッター	
		5.11.2 形式及び機構	*開閉形式 ※ 手動式 ・ 上部電動式 (手動併用) 耐風圧強度 ・ 図示による ( ) [表5.11.1]
		5.11.3 材 料	*スラットの材質の種類 ・ JIS G 3312 ・ JIS G 3322 ・ 図示による ( ) スラットのめっき付着量 ※ JIS G3312の場合はZ06又はF06を、JIS G3322の場合はA290を満足 ・ 図示による *スラットの形状 ・ インターロッキング形 ・ オーバーラッピング形 ・ 図示による ( )
		5.11.4 形状及び仕上げ	
		12節 オーバーヘッドドア	
		5.12.2 形式及び機構	*セクション材料による区分 ※ スチールタイプ ・ アルミニウムタイプ ・ ファイバーグラスタイプ ・ 図示による *耐風圧性能区分 [JIS A 4715] ( ) ・ 図示による *開閉方式 ※ バランス式 ・ チェーン式 ・ 電動式 ・ 図示による *収納形式 ・ スタンダード形 ・ ローヘッド形 ・ ハイリフト形 ・ パーチカル形 ・ 図示による *ガイドレールの材料 ※ 溶融亜鉛めっき鋼板 ・ ステンレス鋼板 ・ 図示による ( )
		5.12.3 材 料	
		13節 ガラス	
		5.13.2 材 料	*フロート板ガラス 品種及び厚さによる種類 ・ 図示による ( ) 型板ガラス 厚さによる種類 ・ 図示による ( ) 網入及び線入板ガラス 網又は線の形状、板の表面の状態及び厚さによる種類 ・ 図示による ( ) 合わせガラス 材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びにガラスの合計厚さ ・ 図示による ( ) 強化ガラス 特性による種類 ・ I類 ・ II-1類 ・ II-2類 ・ III類 ・ 図示による ( ) 形状による種類及び材料板ガラスの種類による名称 ( ) 図示による ( ) 特性による種類 ・ I類 ・ II類 ・ III類 ・ 図示による ( ) 熱線吸収板ガラス 材料板ガラスの種類、厚さによる種類 ・ 図示による ( ) 性能による種類 ・ 1種 ・ 2種 ・ 図示による ( ) 複層ガラス 材料板ガラスの種類、厚さの組合せ、複層ガラス厚さ ・ 図示による ( ) 断熱性による区分 ・ T1 ・ T2 ・ T3 ・ T4 ・ T5 ・ T6 ・ 図示による 日射取得性、日射遮蔽性による区分 ・ G ・ S ・ 図示による 乾燥気体の種類 ・ 空気 ・ アルゴン ・ クリプトン ・ 材リ ・ 図示による 熱線反射ガラス 材料板ガラスの種類 ( ) ・ 図示による 厚さによる種類 ・ 6mm ・ 8mm ・ 10mm ・ 12mm ・ 図示による ( ) 日射熱遮へい性区分 ・ 1種 ・ 2種 ・ 3種 ・ 図示による ( ) 耐久性区分 ・ A類 ・ B類 ・ 図示による ( ) 倍強度ガラス 材料板ガラスの種類 ( ) ・ 図示による 厚さによる種類 ・ 6mm ・ 8mm ・ 10mm ・ 12mm ・ 図示による ( ) *ガラス留め材 ・ シーリング材 ・ ガスケット (形) ・ 図示による ( ) *板ガラスをはめ込む溝の大きさ ※ 建具の製造所の仕様による ( ) *熱線反射ガラスの映像調整 ( ) ガラスブロック積み *材料 ガラスブロック 表面形状、呼び寸法及び厚さ ※ 図示による ( ) 壁用金属枠及び補強材 ※ 図示による ( ) 力骨の材質、寸法及び形状 ※ ステンレス (SUS304) 製5.5mmのはしご状複筋及び単筋 ( ) ・ 図示による 化粧目地モルタルの色 ・ 図示による ( ) シーリング材の種類 ・ 図示による ( ) 金属製化粧カバーの材質、寸法及び形状 ・ 図示による ( ) *工法 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ・ 図示による ( ) 目地幅 平積み ( ) mm ※ 8mm以上15mm以下 ・ 図示による 曲面積み ( ) mm ※ 外側15mm以下、内側6mm以上 ・ 図示による 伸縮調整目地位置 ( ) m以下ごと ※ 6m以下ごと 伸縮調整目地部の横力骨の納まり ※ ガラスブロック製造所の仕様 ・ 図示による
6章			
6.1.3 他の部位との取合い等	*既存間仕切壁の撤去に伴う天井、壁、床の改修範囲 ※ 壁厚程度 ( ) 図示による *天井内の既存壁撤去に伴う天井改修範囲 ※ 壁面から両側600mm程度 ( ) 図示による *天井撤去に伴う壁面の改修 ※ 既存のまま ( ) 図示による		
2節 既存床の撤去・下地補修			
6.2.2 工 法	*ビニル床シート等の除去における下地モルタルの撤去 ※ 図示による ( ) *合成樹脂塗床材の除去等の工法 機械的除去工法 目荒し工法 ・ 図示による *改修後の床清掃範囲 ※ 図示による (養生範囲、施工範囲の全面)		
3節 既存壁の撤去及び下地補修			
6.3.2 工 法	*間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修 ※ モルタル塗り [4.4.9] ( ) ・ 図示による		
5節 木下地等			
6.5.1 一般事項	*見え掛り面の表面の仕上げ程度 [機械加工] ・ 図示による 適用箇所 種別 A種 ・ B種 ・ C種 A種 ・ B種 ・ C種 [表6.5.1]		
6.5.2 木 材	*見え掛り面の表面の仕上げ程度 [手加工] 内部造作材 ※ H-B種 ( ) 下地材 ※ H-C種 ( ) [表6.5.2] *含水率 ※ A種 ・ B種 [表6.5.3] *製材 「製材のJAS」による製材 下地用針葉樹製材 樹種、寸法、形状、含水率、保存処理及び材面の品質 ※ 図示による 等級 図示による ※ 2級 造作用針葉樹製材 樹種、寸法、等級、形状、含水率、保存処理及び材面の品質 ※ 図示による 板材における等級 ※ 枠、額縁、敷居、鴨居、框の類の見掛り面は上小節、それ以外は小節以上 ・ 図示による 広葉樹製材 樹種、寸法、保存処理及び材面の品質 ※ 図示による 等級 ※ 1等 ・ 図示による ( ) 含水率 ※ 10%以下 ・ 図示による ( )		

<代表設計者> 一級建築士 国土交通大臣登録 第338590号 寺西 敦敏	あいち小児保健医療総合センター 救急棟診察室陰圧化改修工事
<高匠設計者> 一級建築士 国土交通大臣登録 第345081号 三宅 伸幸	GEN 総合 05 特記仕様書 (建築4) 安井建築設計事務所

章	項目	特記事項
6	(2)(イ)	「製材のJAS」以外の製材 下地、造作及び仕上げに用いる製材 樹種、寸法、材面の品質、防虫処理及び含水率 ※ 図示による 造作材の材面の品質の基準 ※ A種 ・ B種 [表6.5.4]
	(3)(ア)	* 造作用集成材 「集成材のJAS」による造作用集成材 造作用集成材 品名、樹種、見付け材面数、寸法 ※ 図示による 見付け材面の品質 ※ 1等 ・ 図示による ・ ( ) 化粧ばり造作用集成材 品名、樹種、化粧薄板の厚さ、見付け材面数、寸法 ※ 図示による 見付け材面の品質 ※ 1等 ・ 図示による ・ ( ) 化粧ばり構造用集成柱 品名、樹種、化粧薄板の厚さ、寸法、見付け材面の品質 ※ 図示による
	(3)(イ)	「集成材のJAS」以外の造作用集成材 造作用集成材 樹種、寸法、見付け材面の品質 ※ 図示による 含水率 ※ 15%以下 ・ 図示による ・ ( ) 化粧ばり造作用集成材 樹種、寸法、化粧薄板の厚さ、見付け材面の品質 ※ 図示による 含水率 ※ 15%以下 ・ 図示による ・ ( ) 化粧ばり構造用集成柱 樹種、寸法、見付け材面の品質、化粧薄板の厚さ ※ 図示による 含水率 ※ 15%以下 ・ 図示による ・ ( )
	(4)(ア)	* 造作用単板積層材 「単板積層材のJAS」に基づく造作用単板積層材 品名、寸法、表面の品質及び防虫処理 ※ 図示による
	(4)(イ)	「単板積層材のJAS」以外の造作用単板積層材 寸法、表面の品質及び防虫処理 ※ 図示による 含水率 ※ 14%以下 ・ 図示による ・ ( ) 品名、曲げ強度、種別、接着性能(使用環境) ・ 樹種及び寸法 ※ 図示による
	(5)	* 直交集成板 品名、曲げ強度、種別、接着性能(使用環境) ・ 樹種及び寸法 ※ 図示による
	(6)	* 合板等 下地用普通合板 品名、単板の樹種名、防虫処理 ※ 図示による 厚さ ※ 5.5mm ・ 図示による 接着の程度 ※ 1類 ・ 図示による 板面の品質 ※ 2等以上(広葉樹) ※ C-D以上(針葉樹) ・ 図示による 湿潤状態となる場所に使用する場合の接着の程度 ※ 1類 ・ 図示による 下地用構造用合板 品名、単板の樹種名、保存処理、防虫処理、強度等級 ※ 図示による 厚さ ※ 12mm ・ 図示による 接着の程度 ※ 1類(湿潤箇所を除く) ※ 特類(湿潤箇所) ・ 図示による 等級 ※ 2級以上 ・ ( ) 板面の品質 ※ C-D以上 ・ ( ) 化粧ばり構造用合板 品名、厚さ、単板の樹種名、接着の程度、防虫処理 ※ 図示による 湿潤状態となる場所に使用する場合の接着の程度 ※ 特類 ・ 図示による 天然木化粧合板 厚さ、接着の程度、化粧板に使用する単板の樹種名、防虫処理 ※ 図示による 特殊加工化粧合板 品目、厚さ、接着の程度、単板の樹種名、化粧加工の方法、防虫処理 ※ 図示による パーティクルボード 表裏面の状態による区分、難燃性による区分及び厚さ ※ 図示による 曲げ強さによる区分、耐水性による区分、厚さ ※ 15mm、13P47 ※ 15mm、13M47 ・ ( ) 構造用パネル 品名、厚さ ※ 図示による MDF(中密度繊維板) 品名、厚さ ※ 図示による 表裏面の状態による区分、曲げ強さによる区分、接着剤による区分、難燃性による区分、厚さ ※ 図示による
	6.5.3	接合具等 * 造作材の化粧面の釘打ち ※ 隠し釘打ち ・ 釘頭埋め木 ・ つぶし頭釘打ち ・ 釘頭現し * 諸金物の形状、寸法、材質 ※ 6.5.3(2)(ア)による ・ ( ) ・ 図示による
	6.5.5	防腐・防蟻・防虫処理 * 薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理 適用部材、保存処理性能区分 ※ 図示による ・ ( ) * 薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理 表面処理用木材保存剤による処理 ・ 行う ・ 行わない 薬剤の種類、適用部材 ※ 図示による ・ ( ) 処理の方法 ※ 6.5.5(1)(b)②による ・ ( ) ・ 図示による
	6.5.6	RC造等の内部間仕切軸組及び床組 * 薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理 ・ 図示による ・ 行う( ) ・ 行わない * 合板等の加圧注入による防腐・防蟻処理 ・ 図示による ・ 行う( ) ・ 行わない * 間仕切軸組に用いる木材 ・ 杉 ・ 松 ・ ( ) * 床組に用いる木材(土間スラブ)の土台、転ばし大引、転ばし根木) ・ ひのき ・ 保存処理木材 ・ ( ) 床組に用いる木材(上記以外) ・ 杉 ・ 松 ・ ( )
6.5.7	窓、出入口その他 * 窓、出入口その他に用いる木材 吊元枠、水掛りの下枠、敷居 ※ ひのき ・ ( ) ・ 図示による その他 ・ 杉 ・ 松 ・ ( ) ・ 図示による	
6.5.8	床板張り * 縁甲板、上がりがまちに用いる木材 ※ ひのき ・ ( ) ・ 図示による	
6.5.9	壁及び天井下地 * 木材 ・ 杉 ・ 松 ・ ( ) ・ 図示による	
6.6.2	軽量鉄骨天井下地材料 * 野縁等の種類 屋内 ※ 19形 ・ 25形 ・ 図示による 屋外 ・ 19形 ※ 25形 ・ 図示による [表6.6.1]	
6.6.3	形式及び寸法 * 屋外の野縁受、吊りボルト、インサートの間隔 ・ ( ) mm ・ 図示による * 屋外の野縁間隔 ・ ( ) mm ・ 図示による	
6.6.4	工法 * 既存埋込インサートの使用 ○ 使用する ・ 使用しない ・ 図示による ・ ( ) * あと施工工法の引抜き試験 ○ 行う ・ 行わない ・ 図示による ・ ( ) * 確認試験の箇所数及び確認強度 ※ 6.6.4(1)(イ)による ・ 図示による ・ ( ) * 開口部等の補強方法 ※ 図示による ・ ( ) * 天井のふところが1.5m以上の場合の補強方法 ○ 6.6.4(8)による ・ 図示による 天井のふところが3mを超える場合の補強方法 ※ 図示による ・ ( ) * 天井下地材の耐震性を考慮した補強方法 ※ 図示による ・ ( ) * 耐風圧性を考慮した補強方法(屋外軒天井、ピロティ天井等) ※ 図示による ・ ( )	
7節	軽量鉄骨壁下地	
6.7.3	形式及び寸法 * スタッド、ランナーの種類 ・ 50形 ・ 65形 ・ 90形 ・ 100形 ※ スタッドの高さに応じた種類 ・ ( ) * スタッド高さが5.0mを超える場合 ( )	
6.7.4	工法 * 出入口及びこれに準ずる開口部の補強 ※ 6.7.4(5)による ・ ( ) ・ 図示による	
8節	ビニル床シート等張り	
6.8.2	材料 (ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り) * ビニル床シート 種類 ※ FS ・ ( ) ○ 図示による 色柄 ( ) ・ 図示による 厚さ ※ 2.0mm ・ ( ) ・ 図示による * ビニル床タイル 種類 ※ KT ・ ( ) ・ 図示による 色柄 ( ) ・ 図示による 寸法 ( ) ・ 図示による 厚さ ※ 2.0mm ・ ( ) ・ 図示による * 特殊機能床材 帯電防止床シート 種類、性能、厚さ等 ・ 図示による ・ ( ) 帯電防止床タイル 種類、性能、寸法、厚さ等 ・ 図示による ・ ( ) 視覚障害者用床タイル 種類、形状 ・ 図示による ・ ( ) 耐動荷重性床シート 種類、厚さ等 ・ 図示による ・ ( ) 防滑性床シート 種類、厚さ等 ・ 図示による ・ ( ) 防滑性床タイル 種類、寸法、厚さ等 ・ 図示による ・ ( )	

章	項目	特記事項
6	6.8.3	施工 * ビニル幅木 種類、厚さ ○ 図示による ・ ( ) 高さ ※ 60mm ○ 図示による ・ ( ) * ゴム床タイル 色柄、種類、厚さ、寸法等 ・ 図示による ・ ( ) * ビニル床シート、ビニル床タイル用の接着剤種別[下地がセメント系及び木質系以外の場合] ・ 図示による ・ ( ) * ゴム床タイル用の接着剤種別[下地がセメント系及び木質系以外の場合] ・ 図示による ・ ( ) * 6.8.3(1)(ア)~(ウ)以外の下地の工法 ・ 図示による ・ ( ) * 目地処理する場合の工法 ※ 熱溶接工法 ・ ( ) ・ 図示による
	9節	カーペット敷き
	6.9.2	材料 * 織じゅうたん 織り方、パイルの形状 ・ 図示による ・ ( ) 色柄 ・ ( ) ※ 模様のない無地 ・ 図示による パイル糸の種類 ・ A種 ・ B種 ・ C種 帯電性 ※ 人体帯電圧3kV以下 ・ ( ) * タフテッドカーペット パイルの形状、パイル長 ・ 図示による ・ ( ) 帯電性 ※ 人体帯電圧3kV以下 ・ ( ) * ニードルパンチカーペット 厚さ ・ 図示による ・ ( ) 帯電性 ※ 人体帯電圧3kV以下 ・ ( ) * タイルカーペット 種類 ※ 第一種 ・ 第二種 ・ 図示による パイルの形状 ※ ループパイル ・ ( ) 寸法 ※ 500mm角 ・ ( ) ・ 図示による 総厚さ ※ 6.5mm ・ ( ) ・ 図示による
	6.9.4	工法 * 下敷き材 ※ JIS L 3204(反毛フェルト)の第2種2号、呼び厚さ8mm ・ ( ) ・ 図示による * 取付け用付属品 見切り材、押え金物の材質、種類、形状 ※ 図示による ・ ( ) * タフテッドカーペットの工法 ・ グリッパー工法 ・ 全面接着工法 ・ 図示による * 織じゅうたんの接合方法 ※ ヒート'ンド'工法 ・ 手縫い * タイルカーペットの敷き方 平場 ※ 市松敷き ・ ( ) ・ 図示による 階段 ※ 模様流し ・ ( ) ・ 図示による
	10節	合成樹脂塗床
	6.10.3	工法 * 弾性ウレタン樹脂系 仕上げの種類 ※ 平滑 ・ 防滑 ・ つや消し ・ 図示による * エポキシ樹脂系 工法 ・ 薄膜流しのべ ・ 厚膜流しのべ ・ 樹脂モルタル ・ 図示による 仕上げの種類 ・ 平滑 ・ 防滑 [表6.10.4]
	11節	フローリング張り
	6.11.2	材料 * 種類 ・ 単層フローリング(・ フローリング'ボード'1等 ・ フローリング'ブロック'1等) ・ 複合フローリング ・ 図示による
	6.11.3	工法一般 * 工法 ・ 釘留め(根太張り)工法 ・ 釘留め(直張り)工法 ・ 接着工法 ・ 図示による
	6.11.4	釘留め工法 * 根太張り工法 樹種 ※ なら ・ ( ) ・ 図示による 複合フローリングの種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 [表6.11.2] * 直張り工法 樹種 ※ なら ・ ( ) ・ 図示による 複合フローリングの種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 [表6.11.4]
6.11.5	接着工法 * フローリングの樹種 ※ なら ・ ( ) ・ 図示による * フローリングブロック 樹種、厚さ、大きさ ・ 図示による ・ ( ) * フローリング裏面の緩衝材 ※ 合成樹脂発泡シート ・ ( ) ・ 図示による	
6.11.6	現場塗装仕上げ	
12節	畳敷き	
6.12.2	材料 * 畳の種類 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種(畳床の記号: ) [表6.12.1]	
13節	せつこう'ボード'等張り	
6.13.2	材料 * ボード類の種類、厚さ等 ※ 図示による * 普通合板 表板の樹種名、板面の品質、厚さ、接着の程度、防虫処理 ※ 図示による ・ ( ) * 天然木化粧合板 化粧板の樹種名、接着の程度、厚さ、防虫処理 ※ 図示による ・ ( ) * 特殊加工化粧合板 化粧加工の方法、表面性能、接着の程度、厚さ、防虫処理 ※ 図示による ・ ( ) * 遮音シール材(軽鉄下地'ボード'遮音壁) ・ アクリル系 ・ ウレタン系 ・ ジョイントコンパウンド(JIS A 6914) * 下地 ・ 軽量鉄骨下地 ・ 木下地 ・ ( ) ・ 図示による * 合板類の張付け種別 ・ A種 ※ B種 [表6.13.3] * せつこう'ボード'の目地工法の種類 ・ 継目処理工法 ・ 突付け工法 ・ 目透し工法 [表6.13.5]	
14節	壁紙張り	
6.14.2	材料 * 壁紙の種類 ※ 図示による ・ ( ) * 防火性能 ・ 図示による ・ ( )	
6.14.3	施工 * コンクリート面の下地調整 種別 ・ RA種 ※ RB種 ・ RC種 [表7.2.5] * せつこう'ボード'面の下地調整 ・ RA種 ※ RB種 ・ RC種 [表7.2.7]	
15節	モルタル塗り	
6.15.3	材料 * モルタル ・ 現場調合材料 ・ 既調合材料( ) ・ 図示による * 既製目地材 ・ 使用する(形状: ) ・ 使用しない ・ 図示による	
6.15.5	下地処理 * 壁面の場合で、仕上げ厚又は全塗り厚が6.15.4(3)の規定を満足しない場合 ・ 図示による	
6.15.6	工法 * 床の目地割り ※ 目地割2m程度、最大目地間隔3m程度 ・ ( ) ・ 図示による 種類 ※ 押し目地 ・ ( ) ・ 図示による	
16節	タイル張り	
6.16.2	施工一般 * 伸縮目地の位置 ※ 縦横4m以内ごと(床タイル) ・ ( ) ・ 図示による	
6.16.3	タイル * タイル 適用箇所 形状 寸法 耐凍害性 耐滑り性 標準色/特別色 タイル張り工法 ※ 図示による	
6.16.4	有機系接着剤によるタイル張り * 役物 ・ 有 ・ 無 試験張り ・ 有 ※ 無 見本焼き ・ 有 ※ 無 * 張付けモルタル 既調合モルタル ( ) * 下地モルタル塗りのコンクリート素地面処理 ・ 目荒し工法 ・ ( ) ・ 図示による * タイル 適用箇所 形状 寸法 耐凍害性 耐滑り性 標準色/特別色 タイル張り工法 ※ 図示による	
		役物 ・ 有 ・ 無 試験張り ・ 有 ※ 無 見本焼き ・ 有 ※ 無

<代表設計者> 一級建築士 国土交通大臣登録 第338590号 寺西 敦敏	あいち小児保健医療総合センター 救急棟診察室陸化改修工事
<高匠設計者> 一級建築士 国土交通大臣登録 第345081号 三宅 伸幸	GEN 総合 06 特記仕様書(建築5)
	安井建築設計事務所

章	項目	特記事項	
7	17節 セルフレリング材塗り 6.17.2 材料 6.17.3 調合及び塗厚	*種類及び品質 ・ せっこう系 ・ セメント系 ・ 図示による *セルフレリング材標準塗厚 ・ ( ) ・ 図示による	[表6.17.1]
	2節 下地調整		
	7.2.1 施工一般 7.2.2 木部の下地調整 7.2.3 鉄鋼面の下地調整 7.2.4 亜鉛めっき鋼面の 下地調整 7.2.5 モルタル面及びブラスター 面の下地調整 7.2.6 コンクリート面、ALC面、 押出成形セメント面の 下地調整	*RB種塗替えの場合の既存塗膜の撤去範囲 ※ 塗変え面積の30% ・ 図示による *木部の下地調整種別 ・ RA種 ※ RB種 ・ RC種 ・ 図示による [表7.2.1] *鉄鋼面の下地調整種別 ・ RA種 ※ RB種 ・ RC種 ・ 図示による [表7.2.2] *亜鉛めっき鋼面の下地調整種別 ・ RA種 ※ RB種 ・ RC種 ・ 図示による [表7.2.3] *モルタル面及びブラスター面の下地調整種別 ・ RA種 ※ RB種 ・ RC種 ・ 図示による [表7.2.4] *コンクリート面、ALC面の下地調整種別[DP塗り以外] ・ RA種 ※ RB種 ・ RC種 ・ 図示による [表7.2.5] *コンクリート[DP塗り]、押出成形セメント板面の下地調整種別 ひび割れ部の補修 ( ) *コンクリート[DP塗り]、押出成形セメント板面の下地調整種別 ひび割れ部の補修 ( ) *せっこうボード面及びその他ボード面の下地調整種別 ・ RA種 ※ RB種 ・ RC種 ・ 図示による [表7.2.7]	
3節 錆止め塗料塗り 7.3.2 塗料種別 7.3.3 錆止め塗料塗り	*鉄鋼面錆止め塗料種別[EP-G塗りの場合] ・ A種 ※ B種 ・ 図示による [表7.3.1] *亜鉛めっき鋼面錆止め塗料種別 ※ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 図示による [表7.3.2] *鉄鋼面錆止め塗料種別[EP-G塗りの場合] ・ A種 ・ B種 ※ C種 ・ 図示による [表7.3.3] *鉄鋼面錆止め塗料塗り 見え掛り部 (新規) ※ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 図示による 見え隠れ部 (新規) ・ A種 ※ B種 ・ C種 *亜鉛めっき鋼面錆止め塗料塗り 鋼製建具等 ※ A種 ・ B種 ・ C種 塗替え ・ A種 ・ B種 ※ C種 [表7.3.4] ・ 図示による		
4節 合成樹脂調合ベイト塗り (SOP)			
7	7.4.2 塗料の種類 7.4.3 木部SOP	*塗料の種類 ※ 1種 ・ 2種 *種別[新規] ・ 図示による 屋外 ※ A種 ・ B種 ・ C種 屋内 ・ A種 ※ B種 ・ C種	[表7.4.1]
	7.4.4 鉄鋼面SOP 7.4.5 亜鉛めっき鋼面SOP	[塗替え] ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ 図示による *種別 ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ 図示による [表7.4.2] *種別 鋼製建具塗替え ※ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 図示による [表7.4.3] それ以外の塗替え及び新規塗り ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ 図示による	
	5節 クリヤラッカー塗り (CL) 7.5.2 クリヤラッカー塗り	*種別 ・ A種 ※ B種 ・ 図示による [表7.5.1]	
7	7.7.1 アクリル樹脂系非水分散形 塗料塗り (NAD)	*種別 ・ A種 ※ B種 ・ 図示による [表7.7.1]	
	8節 耐候性塗料塗り (DP)		
	7.8.2 鉄鋼面DP 7.8.3 亜鉛めっき鋼面DP 7.8.4 コンクリート面及び押出 成形セメント板面DP	*種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 図示による 上塗り塗料の等級 ※ 1種 ・ 2種 ・ 3種 [表7.8.1] *種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 図示による 上塗り塗料の等級 ※ 1種 ・ 2種 ・ 3種 [表7.8.2] *種別 ・ A-1種 ・ A-2種 ・ B-1種 ・ B-2種 ・ C-1種 ・ C-2種 ・ 図示による [表7.8.3]	
9	9.2.1 つや有合成樹脂エマルション ペイント塗り (EP-G)	*種別 ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ 図示による [表7.9.1] *塗替えのしみ止め ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 図示による 下塗り ( )	
	9.2.2 木部EP-G	*種別 新規 ※ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 図示による [表7.9.2] 塗替え ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ 図示による	
	9.2.3 鉄鋼面EP-G 9.2.4 亜鉛めっき鋼面EP-G	*種別 ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ 図示による [表7.9.3] *種別 ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ 図示による [表7.9.4]	
10	10.2.1 合成樹脂エマルションペイント 塗り (EP)	*種別 ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ 図示による [表7.10.1] *塗替えのしみ止め ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 図示による 下塗り ( )	
	11.1.1 合成樹脂エマルション模様 塗料塗り (EP-T)	*種別 ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ 図示による [表7.11.1]	
	12.1.1 合成樹脂ニス塗り (UC)	*種別 ・ A種 ※ B種 ・ 図示による [表7.12.1]	
13	13.1.1 オイルステン塗り (OS)	*塗料 ・ 図示による ( ) [表7.13.1]	
	15.1.1 木材保護塗料塗り (WP)	*種別 ・ A種 ※ B種 ・ 図示による [表7.14.1]	
	15.1.2 木材保護塗料塗り		
8	8.1.1 共通事項 *本章適用上の注意 基本要項品質	*耐震改修工事標準図が添付されている場合はこれを優先する。 *受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。 (1) J I S マーク表示認証製品を製造している工場 (工業標準化法の一部を改正する法律 (平成16年6月9日公布) に基づき国に登録された民間の第三者機関 (登録認証機関) により製品に J I S マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場) で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者 (コンクリート主任技士等) が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる、全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場 (以下「適マークを取得した工場」という。) から選定し、J I S A 5308 (レディーミクストコンクリート) に適合するものを用いなければならない。 (2) J I S マーク表示認証製品を製造し、適マークを取得した工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたい。その資料により監督職員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者 (コンクリート主任技士等) が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。	
	8.1.2 コンクリートの種類	*コンクリートの種別 ※ I類 ・ II類 ・ 大臣認定コンクリート ( ) [表8.1.1] *コンクリートの種類 ・ 普通コンクリート ・ 軽量コンクリート	
	8.1.3 コンクリートの品質	*設計基準強度 (Fc) ・ 普通コンクリート ( ) N/mm2 ・ 軽量コンクリート ( ) N/mm2 ・ 図示による *コンクリートの荷卸し地点におけるスランブ ※ 表8.1.2による ( ) ・ 図示による [表8.1.4] *合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ 図示による [表8.1.5] *コンクリートの仕上りの平たんさの種別 ・ a種 ・ b種 ・ c種 ・ 図示による	
8	8.1.5 鉄骨製作工場 8.1.6 鉄骨製作工場における 施工管理技術者	*鉄骨製作工場の加工能力等 ( ) *施工管理技術者の配置 ※ 必要 ・ 不要	
	2節 材料		
	8.2.1 鉄筋 8.2.2 溶接金網	*鉄筋種類 ※ 図示による ( ) [表8.2.1] *鉄線の形状、網目寸法、鉄線の径 ※ 図示による ( )	

章	項目	特記事項	
8	8.2.4 あと施工アンカー	*あと施工アンカー ・ 金属系アンカー ・ 接着系アンカー ・ 図示による *金属系アンカーの仕様 引張耐力、せん断耐力 ・ 図示による ( ) アンカー本体の径、埋込み長さ ・ 図示による ( ) セット方式 ※ 本体打込み式改良型 ( ) ・ 図示による 接合筋の種類、径、長さ ・ 図示による ( ) *接着系アンカーの仕様 引張耐力、せん断耐力 ・ 図示による ( ) アンカーの種類 ※ カブ方式回転・打撃式 ( ) ・ 図示による アンカーの径、埋込み長さ ・ 図示による ( ) アンカー筋の種類 ( ) ・ 図示による アンカー筋の新設壁内への定着長さ ( ) ・ 図示による	[表8.2.3]
	8.2.5 コンクリートの材料及び調合	*セメントの種類 ※ 普通ポルトランドセメント ・ 高炉セメント (A種) ・ シカセメント (A種) ・ フライアッシュセメント (A種) ・ コケセメント ( ) ・ 図示による *高炉セメントB種の適用箇所 ( ) フライアッシュセメントB種の適用箇所 ( ) *骨材の種類 フェロニッケルスラグ骨材 ・ 使用 ※ 使用しない 鋼スラグ骨材 ・ 使用 ※ 使用しない 電気炉酸化スラグ骨材 ・ 使用 ※ 使用しない 再生骨材H (コケセメント使用) ・ 使用 ※ 使用しない *砕石、砕砂、フェロニッケルスラグ骨材、鋼スラグ骨材、電気炉酸化スラグ骨材、砂利、砂の7種別反応性区分 ※ A ・ B *混和剤種類 ・ 図示による ・ AE剤 ・ AE減水剤 ・ 高性能AE減水剤 ( ) 混和剤種類 ・ フライアッシュ (I種) ・ フライアッシュ (II種) ・ フライアッシュ (IV種) ・ 高炉スラグ微粉末 ・ シリカフューム 膨脹材 ・ 図示による *構造体強度補正值 (S) ・ 図示による ※ 表8.2.4による *8.2.5(5)(b)⑦(ア)~(イ)以外の混和材料及び使用量 ※ 図示による ( ) *モルタルの圧縮強度 ( ) ・ 図示による フロー値 ( ) ・ 図示による *せき板の種類 ※ 8.2.7(1)による ( ) ・ 図示による *合板の厚さ ※ 12mm ( ) ・ 図示による *ラス型枠については、下記の仕様により使用できるものとする。 1) 使用可能部位 独立基礎、地中梁 (ただし、見えがかり部、ビット内部は合板型枠とする。) 2) 鉄筋の最小かぶり厚さ ラス型枠を使用した部分の鉄筋の最小かぶり厚さは、公共建築工事標準仕様書 (建築工事編) 5.3.6表に示す数値+10mmとする。 3) コンクリートのスランブ スランブは15cm又は18cmとする。パイブレーターを使用するときには、ラス型枠に直接当てないように注意する。 4) その他 各メーカーで仕様異なるため、それぞれの施工要領書等で確認する。 *スリーブの材種 ・ 鋼管 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管 ・ 溶融亜鉛めっき鋼板 ・ つば付き鋼板 ・ 図示による [表8.2.6] *種類、形状、寸法 ※ 図示による ( ) *種類 ※ トルシア形高力ボルト ・ J I S形高力ボルト ・ 溶融亜鉛めっき高力ボルト ・ 図示による ねじの呼び ※ 図示による ( ) *8.2.10(1)、(2)以外の溶接材料 ( ) ・ 図示による *スタッドの種類 ( ) ・ 図示による *柱底均しモルタル ※ 無収縮モルタル (8.2.12(1)による) ( ) ・ 図示による	
	8.2.6 構造体用モルタルの調合 8.2.7 型枠の材料		
8	8.2.8 鋼材		
	8.2.9 高力ボルト		
	8.2.10 溶接材料 8.2.11 スタッド 8.2.12 柱底均しモルタル 及びびくらか材		
8	8.2.13 連続繊維シート及び 含浸接着樹脂等	*材料、工法、引張強度、ヤング係数 ・ 図示による ( )	
	8.2.14 鋼材の材料試験等 8.2.15 基礎工事に用いる 材料	*板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験 ・ 行う ・ 行わない *砂利地業に使用する砂利 ・ 再生クラッシュラン ・ 切込砂利 ・ 切込砕石 ・ 図示による *砂地業に使用する砂 ・ 山砂 ・ 川砂 ・ 砕砂 ( ) ・ 図示による *杭の材料 ※ 図示による ( ) *杭に継手を設ける場合の継手の箇所数、材料、工法等 ※ 図示による ( )	
	3節 鉄筋の加工及び組立 8.3.2 加工 8.3.3 継手及び定着	*90°未満の折曲げの内法直径 ( ) *種類 ※ 図示による ・ 重ね継手 ・ ガス圧継手 ・ 機械式継手 ・ 溶接継手 *継手位置 ※ 図示による *耐力壁の鉄筋の重ね継手長さ ※ 40d (軽量コンクリートの場合50d) 又は表8.3.2の重ね継手の長さのいずれか大きい値 ・ 図示による *鉄筋の定着長さ ※ 表8.3.4による ・ 図示による ( ) 定着長さを確保できない場合の折曲げ定着の方法 ※ 8.3.4(5)(イ)による ・ 図示による ( ) *帯筋組立の形、継手及び定着 ※ 図示による ( ) *鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ ※ 表8.3.6による ・ 図示による ( )	
8	8.3.5 鉄筋のかぶり厚さ 及び間隔		
	8.3.7 壁の配筋及び補強	*壁の配筋 ( ) ・ 図示による *壁開口部の補強 ( ) ・ 図示による	
	8.3.8 ガス圧接	*超音波探傷試験 ※ 行う ・ 行わない	
8	4節 鉄筋の機械式・溶接継手 8.4.2 機械式継手 8.4.3 溶接継手	*適用箇所、性能、種類、鉄筋相互のあき ※ 図示による ( ) 施工完了後の継手部の試験、不合格となった継手部への措置 ※ 図示による ( ) *適用箇所、性能、工法、鉄筋相互のあき ※ 図示による ( ) 施工完了後の継手部の試験、不合格となった継手部への措置 ※ 図示による ( )	
	7節 コンクリートの運搬・打込・締固 8.7.7 養生 8.7.8 型枠工事	*普通エココセメント使用時の湿潤養生の期間 ( ) 日以上 *外部に面するコンクリートの打増し厚さ ( ) mm ・ 図示による *シアコネクタをセパレーターとして使用する場合 ( ) ・ 図示による *普通エココセメント使用時の型枠の最小存置期間 ( )	
	9節 軽量コンクリート 8.9.1 一般事項 8.9.2 種類及び品質	*軽量コンクリートの適用箇所 ※ 図示による ( ) *軽量コンクリートの種類 ・ 1種 ・ 2種 気乾単位容積質量 ( ) t/m3 [表8.9.1] *スランブ ※ 21cm ( ) ・ 図示による	
8	10節 暑中コンクリート 8.10.2 材料及び調合	*構造体強度補正值 (S) ※ 6N/mm2 ・ 図示による ( )	

<代表設計者> 一級建築士 国土交通大臣登録 第338590号 寺西 敦敏	あいち小児保健医療総合センター 救急棟診察室除圧化改修工事
<高匠設計者> 一級建築士 国土交通大臣登録 第345081号 三宅 伸幸	GEN 総合 07 特記仕様書 (建築6)
	安井建築設計事務所





章	項	目	特	記	事	項				
9	9.1.2	除去工事共通事項	* 石綿含有建材の調査範囲等 ※ 図示による ( ) 既存の石綿含有建材の調査報告書の貸与等 ・ あり ・ なし ・ ( ) 分析による石綿含有調査を行う場合の分析方法 ・ 図示による ( ) * 石綿粉じん濃度測定 ・ 行う ・ 行わない							
			測定時期	測定箇所	測定箇所数	備考				
				① 施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点	注1)				
				② セキュリティゾーン入口	1点	空気の流れを確認 注1)				
			処理作業中	③ 集じん・排気装置の排出口 (処理作業室外の場合)	1点	集じん・排気装置の性能確認 注1)				
				④ 施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点	注1)				
			処理作業後	⑤ 処理作業室(隔離された区域)内	2点	注3)				
			隔離シート撤去前		2点	注2)				
			注1) 速報値で10f/L以上検出された場合は、直ちに作業を中止し、その原因を確認すること。 注2) 各施工箇所ごとの室面積が10㎡以下の場合は1点、50㎡までは2点、300㎡以下までは3点とする。 300㎡を超えるものは、300㎡ごとに1測定点を追加する。 注3) 粉じん測定は、粉じん飛散抑制剤を散布した翌日とし、速報値で10 f /L以下であることを確認した後、シートの撤去を行うこと。							
			* 石綿則第6条による隔離措置と「同等以上の効果を有する措置」により除去等作業を行う場合、上表のうち、①及び④を実施する。							
			* 粉じん濃度測定結果報告書の提出部数 ※ 2部 (部) * 石綿作業主任者は、法令に基づき、労働者の指揮、作業方法の指導等、必要な措置を行うこと。 特に、主たる工事が石綿対策工事の場合は、自社所属の石綿作業主任者を選任すること。 * 監督職員等の保護具、保護衣等は、受注者が無償で準備すること。							
			9.1.3	石綿含有吹付け材の除去	* 除去工法 ※ 図示による 9.1.3(2)(7)による ( ) * 除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止措置 ※ 湿潤化 ・ 固化 ・ 図示による * 除去した石綿含有吹付け材等の処分方法 9.1.3(3)(a)による 9.1.3(4)(a)(b)による					
			9.1.4	石綿含有保温材等の除去	* 除去工法 ※ 図示による ( ) * 除去した石綿含有保温材等の飛散防止措置 ※ 湿潤化 ・ 固化 ・ 図示による * 除去した石綿含有保温材等の処分方法 9.1.3(3)(a)による 9.1.3(4)(a)(b)による					
			9.1.5	石綿含有成形板の除去	* 除去した石綿含有成形板(石綿含有せっこう板*)の処分 ・ 埋立処分 ・ 中間処分 ・ 図示による					
			2節	断熱アスファルト防水改修工事						
9.2.3	改修工法の種類・工程	* 防水改修工法の種類	P1B I	P2A I	P0D I	T1B I	M3D I	M4D I	図示による	[表3.1.1]
3節	外断熱改修工事									
9.3.2	材 料	* 断熱材の種類及び厚さ ※ 図示による ( ) * 外装材の種類及び防火性能 ※ 図示による ( ) * 仕上材の撤去 ※ 図示による ( ) * 下地面の清掃 ※ 図示による ( )								
9.3.3	既存外壁の処置	* 断熱材設置部分の下地に欠損部がある場合の改修工法の種類 ※ 図示による ( ) * 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ( ) * 不陸等の下地調整 ※ 図示による ( ) * 断熱材の施工 ※ 図示による ( ) * 外装材の施工 ※ 図示による ( ) * 通気層の有無、厚さ ※ 図示による ( ) * 外装材の外壁への取り付け ※ 図示による ( )								
9.3.4	工 法									
4節	ガラス改修工事									
9.4.2	材 料	* 複層ガラスの材料板ガラスの種類、厚さの組合せ、複層ガラスの厚さ、断熱性による区分、日射取得性、日射遮蔽性による区分、乾燥気体の種類 ※ 図示による ( )								
5節	断熱・防露改修工事									
9.5.2	断熱材打込み工法	* 断熱材の種類及び厚さ ※ 図示による ( )								
9.5.3	断熱材現場発泡工法	* 断熱材の種類 ・ 図示による ( ) ・ A種 1 ・ A種 1 H * 吹付け厚さ ( ) mm ・ 図示による ( )								
9.5.4	断熱材後張り工法	* 断熱材の種類及び厚さ ※ 図示による ( ) 断熱材に石膏ボード等を張り付けたパネルを使用する場合 ※ 図示による ( )								
6節	屋上緑化改修工事									
9.6.2	材 料	* 芝及び地被類の種類等 ※ 図示による ( ) * 見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等 ※ 図示による ( )								
9.6.3	工 法	* 建設省告示第1458号に基づく風圧力に対応した工法 ※ 図示による ( ) * かん水装置の設置及び種類 ※ 図示による ( ) * 既存保護層等の撤去工法 ※ 図示による ( ) * 枯補償の期間 ※ 引渡しの日から1年 ( )								
9.6.4	新植芝及び地被類の枯補償									
7節	透水性アスファルト舗装改修工事									
9.7.2	既存舗装の撤去及び再利用	* 既存舗装の撤去 ・ 行わない ・ 行う ※ 図示による ( ) * 既存舗装の再利用 ・ 行わない ・ 行う ※ 図示による ( )								
9.7.3	路 床	* 凍上抑制層の適用及び厚さ ※ 図示による ( ) * 透水性舗装に用いるフィルター層厚さ ※ 図示による ( ) * 路床安定処理の適用及び方法 ※ 図示による ( ) * 盛土材料の種類 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ 図示による ( ) * 凍上抑制層及び透水性舗装のフィルター層の材料 ※ 図示による ( ) * 砂の粒度試験 ・ 行わない ・ 行う * 路床安定処理用添加材料 ・ 普通ホトランドセメント ・ 高炉セメントB種 ・ フライアッシュセメントB種 ・ 図示による ・ 生石灰特号 ・ 生石灰1号 ・ 消石灰特号 ・ 消石灰1号								
9.7.4	路 盤	* 路床土のCBR試験 ・ 行わない ・ 行う * 路床締固め度試験 ・ 行わない ・ 行う * 現場CBR試験 ・ 行わない ・ 行う * 路盤の厚さ ※ 図示による ( ) * 路盤材料 種別 ・ 図示による ( )								
9.7.5	舗装の構成及び仕上り	* 舗装の構成 ※ 図示による ( ) * 舗装の平坦性 ※ 著しい不陸がないもの ( )								
9.7.9	試 験	* 開粒度アスファルト混合物等の抽出試験 ・ 行う ・ 行わない								

章	項	目	特	記	事	項
そ の 他	そ の 他	特定建設資材の再資源化等	* 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律〔平成12年法律第104号〕以下「建設リサイクル法」という。〕に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」は、https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html[建築工事事務の手引-関連様式]から入手可能。 (注)別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。			
			*別表1 建築物に係る解体工事			
			工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別・解体等の方法
			・ 建築設備、内装材等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	
			・ 屋根ふき材	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	
			・ 外装材、上部構造部材	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	
			・ 基礎、基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	
			・ その他 ( )	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	
			*別表2 建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)			
			工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別・解体等の方法
			・ 造成等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	
			・ 基礎、基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	
			・ 上部構造部分、外装	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	
			・ 屋根	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	
			・ 建築設備、内装等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	
・ その他 ( )	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用				
*別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(外構・工作物等)						
工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別・解体等の方法			
・ 仮設	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用				
・ 土工	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用				
・ 基礎	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用				
・ 本体工事	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用				
・ 本体付属品	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用				
・ その他 ( )	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用				
*別表4 再資源化等をすする施設の名称及び所在地						
廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地				
・ コンクリート						
・ 鉄及びコンクリートから成る建設資材						
・ アスファルト・コンクリート						
・ 木材						
<代表設計者> 一級建築士 国土交通大臣登録 第338590号 寺西 敦敏		あいち小児保健医療総合センター 救急棟診察室陰圧化改修工事				
<高匠設計者> 一級建築士 国土交通大臣登録 第345081号 三宅 伸幸		GEN	総合			
		09	特記仕様書(建築8)			
		安井建築設計事務所				



機械設備工事特記仕様書

令和2年10月1日改定

Table with 3 columns: Chapter (章), Item (項目), and Remarks (備考). It details construction specifications for mechanical equipment, including general items, drawings, and site management.

Table with 3 columns: Chapter (章), Item (項目), and Remarks (備考). It details construction specifications for material handling, recycling, and safety, including waste management and material quality.

No. 1a

No. 1b

Table with 2 columns: Design/Construction details (e.g., design name, scale) and Client/Location (e.g., Aichi Children's Medical Center).

章	項目	特記事項	備考
1.7.2	完成図	*完成図の種類 ※1.7.2(7)による(改修は1.8.3(7)) *原図作成方法 ※CAD作成し紙出力 紙の種類 ※PPC用*リステル*和紙 同等品 ・トレンシング*ペーパー* ※設計原図と同じ ( ) 提出部数 ※原図:1部、複写図:2部 ( ) CADデータ ※提出する ( ・愛知県電子納品運用ガイドラインに基づく ※監督職員との協議による ) 提出しない CAD図面の作成にあたっては国土交通省「建築CAD図面作成要領(案)」に基づいて作成する。 *複写図作成方法 ・1.7.1完成時の提出図書2)に代える ( )	【改修1.8.3】
【改修】3章	養生	*養生範囲 ※図示による ( ) *既存部分の養生方法 ※ビニールシート、合板等により適切に行う 図示による ( ) *固定された備品、机、ロッカー等の移動 ※図示による ( ) *機材搬入搬出通路の養生 ※ビニールシート、合板等により適切に行う 図示による ( ) *撤去前に内容物の回収を要する機器、配管 ※図示による ( ) *石綿除去の方法・安全対策等 ※図示による ( ) *機器撤去跡の孔及び変色等の補修並びに床補修等 ※図示による ( ) *撤去後の開口部[床、壁、天井等]の補修方法、仕上げの仕様 ※図示による ( )	【改修3.1.1】
【改修】4章	撤去		
【改修】4.2.4	撤去跡補修等		
第1編	その他		
	*仮設 *光熱水費	*仮設の方法は施設及び監督職員と協議する。 *建物引き渡しまでの電気、水道、ガス等の料金(基本料金、電気主任技術者委託料を含む)は、協議の上、各工事受注者が負担する。	
	*現場代理人等	*現場代理人においては、受注者との直接的な雇用関係、主任技術者(監理技術者)、専門技術者においては、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 *契約約款第11条に規定する現場代理人、主任技術者(監理技術者)の通知は、所定の様式(現場代理人等通知書)により、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。また建設業法に基づく監理技術者補佐、専門技術者を定めたときも同様とする。 *受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させる場合や監理技術者について同施行令第28条及び第29条の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置することにより他の工事と兼務させる場合にあっては、所定の様式により兼務届を作成の上、新たに契約した工事については工事請負契約締結後5日以内に、現に施工中の工事については原則兼務期間の始期より前に、監督員を通じて発注者に提出すること。	
	*火災保険等加入方法等	*保険の種類は、火災保険又は組み立て保険とする。(建築工事事務の手引 参考2「愛知県建築工事に係る火災保険等の加入方法」による)期間は、工事資材の現場搬入の日から工事目的物の引渡しの日までとする。(特に定めのない限り、契約上の工事完成期日経過後14日間とする。)保険金受取人(被保険者)は、請負者とする。	
	*法定外の労災保険	*本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。	
	*事故報告	*工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。	
	*工事中の安全管理	*南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、受注者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物等及び仮設物に対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うこと。	
	*工事の下請負	*受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1)受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2)下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3)下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 4)下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。 5)下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置要件に該当しない者であること。	
	*施工体制	*施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)」によること。	
	*施工体制台帳	*建設業法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを監督職員に提出すること。 (公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条)	
	*施工体系図	*下請契約を締結する場合には、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所(仮囲いなど)に掲示する。	
	*各種調査への協力	*本工事が、公共事業労務費調査、共通費実態調査等の対象工事になった場合は必要な協力をすること。	
	*工事コスト調査の協力	*本工事における木材利用状況に関する調査に協力すること。 *本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時に愛知県が行う工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示によること。また、本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。	
	*工事費内訳明細書等	*契約約款第3条第1項の「工事費内訳明細書及び工程表」は、発注者から請求があった時に提出すること。	
	*騒音・振動対策	*「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達)」及び関連法規の規定を厳守し施工する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業(特定建設作業)及び下記に指定した建設機械については「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(建設大臣告示)により指定された建設機械を使用する。 作業名: 建設機械名: 作業名: 建設機械名:	
	*排出ガス対策型建設機械	*排出ガス対策型建設機械の適用 ※有り ・なし (対象機種:バックホウ、車輪式トラクタ、ショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイールクレーン(いずれもディーゼルエンジン出力7.5~260KW)) (対象規制値:排出ガス対策型建設機械指定要領(国土交通省総合政策局)の別表1(1次基準値))	
	*貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱	*工事場所が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」(愛知県:https://www.pref.aichi.jp/kankyo/ondanka/car/yoiko/index.html)に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。	
	*特定特殊自動車の燃料	*受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。	
	*薬液注入工法	*薬液注入工法により地盤の改良を行う場合は、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」(建設省事務次官通達)による。	
	*石綿含有仕上塗材の除去・補修、既存壁等への作業	*既存の壁等に対して作業(仕上塗材の除去・補修、コバきやアソビ打設作業など仕上塗材の破断を伴う全ての作業)をする場合は、既存壁等の石綿含有仕上塗材使用の有無を確認し、石綿が含有されている場合は、除去工法、作業方法等について関係法令所管部局及び監督職員と協議の上、適切な石綿飛散防止措置を講じること。	
	*建設業退職金共済制度	*本工事に関わる自社及び下請負会社の中にこの制度を使用する者がある場合は、同制度に加入し、掛金収納書を提出しなければならない。制度を使用しない又は証紙を購入しない場合は、理由書等を提出する。	
	*契約後VE	*本工事は、契約約款第20条第2項に基づく提案を受け付ける契約方式(以下「契約後VE」という。)の(※対象工事(契約金額が250万円未満の場合を除く。)) ・対象外工事)とする。 *契約後VEを行う場合には、「愛知県建設局契約後VE実施要領」の規定により行うものとする。「愛知県建設局契約後VE実施要領」は、建設企画課HP(下記URL参照)に掲載している。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/dobokugijyutsu-jiltushiyouryou.html	

章	項目	特記事項	備考
第1編	*地域係数		
1章	一般事項		
3節	総合試運転調整等		
1.3.3	総合試運転調整	*適用する項目 ○風量調整 ○水量調整 ○室内外空気の温湿度測定 ○騒音測定 ○室内気流及びじんあい測定 ○飲料水の水质の測定 ○雑用水の水质の測定	【改修1.3.3】
2章	配管工事		
1節	配管材料		
2.1.2	管及び継手	*冷温水及び冷却水用 管材 ※図示による ( ) *ステンレス鋼管のメカニカル形管継手の種類 ※図示による ( ) *蒸気、高温水及び油用 管材 ※図示による ( ) *ブライ用 ブライ用温度<-10℃の場合の水蓄熱用ブライ管及び継手の規格 ※図示による ( ) *冷媒用 管材 ※図示による ( ) *多湿箇所等における断熱材被覆鋼管の断熱厚さ ※図示による ( ) *給水、給湯及び消火用 管材 ※図示による ( ) *ステンレス鋼管のメカニカル形管継手の種類 ※図示による ( ) *排水及び通気用 管材 ※図示による ( )	【改修2.1.1】 【表2.2.1】 【表2.2.3】 【表2.2.4】 【表2.2.5】
2節	配管付属品		
2.2.7	伸縮管継手	*鋼管用伸縮管継手種類 ・ペロス形(JIS B 2352) ・スリプ形(SHASE-S003) ・図示による	
2.2.12	絶縁継手	*絶縁継手の設置箇所及び仕様 ※図示による ( )	
2.2.16	量水器	*計量方式 ・現地表示式 ・遠隔表示式 ・図示による	
2.2.22	緊急遮断弁装置	*緊急遮断弁装置 ・図示による ( ) *遮断弁の駆動方式 ・電気式 ・機械式 ・図示による	
2	2.2.23 水栓柱	*本体 ※合成樹脂製 ・人造石とぎ出し製 ・アルミニウム合金製 ・ステンレス鋼製 ・図示による *寸法 ※約70mm角で全長約1,300mm ( ) ・図示による *寸法 ※全長約1,500mm ( ) ・図示による *スリーブ ※2.2.27(2)による ( ) ・図示による	
2.2.24	不凍水栓柱		
2.2.27	スリーブ		
3節	計器その他		
2.3.6	遠隔油量指示計	*遠隔油量指示計 ・抵抗変換式液面計 ・磁変式液面計 ・図示による *副指示計 ・要 ・不要 ・図示による *流量計 ・着脱可能形 ・固定形 ( ) ・図示による	【改修2.1.1】
2.3.8	瞬間流量計		
4節	配管施工の一般事項		
2.4.1	一般事項	*建築物導入部配管で不動沈下のおそれのある場合(排水、通気配管 除く)の施工方法 ・図示による ※標準図(建築物導入部の変位吸収配管要領(一))による ( )	【改修2.1.1】
2.4.2	冷温水、ブライン及び冷却水配管	*給水、給湯、冷温水、冷却水配管の絶縁継手の設置箇所及び仕様 ※図示による ( ) *空調機用トラップの形式 ※図示による ( ) *フッ素ユニットと冷温水水管の接続部 ・流量調整弁を設置 ・定流量弁を設置 ・図示による	【改修2.2.1】 【改修2.2.2】 【改修2.2.2】
【改修】2.2.11	既設配管の再生を行う場合の留意事項	*既設配管の再生工法 ※図示による ( ) *施工前の劣化状態の調査 調査箇所 ※図示による ( ) *サブリック個数 ※図示による ( )	
5節	管の接合	*通水後の水質検査 ※行う ・行わない	
2.5.11	ビニル管	*給水管の接合方法 ※接着接合 ・ゴム輪接合 ・図示による *排水管の接合方法 ※接着接合 ・ゴム輪接合 ・図示による *管の接合方法 ・電気融着接合 ・メカニカル接合 ・図示による *異種管との接合部に設ける点検用柵の種類 ・図示による ( )	【改修2.3.11】 【改修2.3.11】 【改修2.3.12】 【改修2.3.12】
2.5.13	架橋ポリエチレン管	*管の接合方法 ・電気融着接合 ・メカニカル接合 ・図示による	【改修2.3.13】
2.5.14	ポリブテン管	*管の接合方法 ・熱融着接合 ・電気融着接合 ・メカニカル接合 ・図示による	【改修2.3.14】
2.5.16	耐火二層管	*伸縮継手の設置箇所 ・図示による ( )	【改修2.3.16】
2.5.17	溶接接合	*溶接部の検査 非破壊検査 ・行わない ・行う(検査種類: ) ・図示による *放射線透過検査の判定基準 抜取率 ※表2.2.16による(改修は表2.2.2) ( ) ・図示による	【改修2.3.17】 【改修2.3.17】
6節	勾配、吊り及び支持	*鋼管とスリム鋼管、鋼管と鋼管の接合要領 ※標準図(異種管の接合要領)による ・図示による	【改修2.3.18】
2.6.3	吊り及び支持	*表2.2.20(改修は表2.2.6)の形鋼振れ止め支持不要箇所のうち特記により必要とする場合 必要箇所、分類、支持間隔 ※図示による ( )	【改修2.4.3】
7節	埋設配管		
2.7.1	一般事項	*埋設給水本管の分岐、曲り部等の衝撃防護措置 ※図示による ( ) *地中埋設標(屋外埋設管の分岐及び曲り部)の設置箇所 ※図示による ( )	【改修2.5.1】 【改修2.5.1】
【改修】5節	埋設配管		
【2.5.1】	一般事項	*管理設部分の舗装等のはつり及び復旧工事 施工範囲 ※図示による ( ) 舗装仕様 ※図示による ( ) *地盤対策 ※図示による ( ) *植栽・芝生・舗装・石貼・タイル等の移植及び撤去、復旧及び再利用品等 ※図示による ( )	
【改修】7節	試験		
【2.7.1】	一般事項	*既設配管との接続部等、既設配管を含む部分の試験方法及び試験圧力 ※図示による ( ) *システム全体の試験 ○行う ・行わない	
【改修】8節	撤去		
【2.8.2】	既設配管の撤去	*既設配管の撤去範囲 ※図示による ( )	

<代表設計者> 一級建築士 国土交通大臣登録 第338590号 寺西 敦敏	あいち小児保健医療総合センター 救急診療室陰圧化改修工事
<設備設計者> 一級建築士 国土交通大臣登録 設備設計一級建築士 国土交通大臣登録 第195886号 第2339号 小林 陽一	GEN 総合 12 特記仕様書(機械設備2) 安井建築設計事務所

章	項	目	特	記	事	項	備	考																														
第3章	1節	3.1.4	保温、塗装及び防錆工事 保温工事 空調調和設備工事の保温	*共同溝の保温種別 ( ) ・ 図示による *保温化粧ケース (冷媒管の保温外装) ・ 使用する ・ 使用しない ・ 図示による *外装材の種別 (冷媒管に断熱材被覆銅管を使用した場合) ・ (ステンレス鋼板) ・ 図示による *表2.3.2注9(ア)～(イ)のうち保温を行うもの ( ) ・ 図示による *表2.3.2注10(ア)～(カ)のうち保温を行うもの ( ) ・ 図示による *表2.3.2注11(ア)～(イ)のうち保温を行うもの ( ) ・ 図示による *表2.3.3注8冷媒管の保温化粧ケースの材質 ( ) ・ 図示による *表2.3.3注10施工種別AにおけるA2の適用 ※ A1 (シートタイプ) ・ A2 (ジャケットタイプ) ・ 図示による	【改修3.1.3】 【表2.3.2】																																	
						3.1.5	給排水衛生設備 工事の保温	*共同溝の保温種別 ( ) ・ 図示による *鋼板製ジャケットの保温 ( ) ・ 図示による *表2.3.5注5(ア)～(イ)のうち保温を行うもの ( ) ・ 図示による *表2.3.6注8施工種別aにおけるa2の適用 ※ a1 (シートタイプ) ・ a2 (ジャケットタイプ) ・ 図示による *寒冷地等で表2.3.7によらない場合の保温材の厚さ[空調、給排水衛生設備工事]( ) ・ 図示による	【表2.3.3】 【表2.3.5】																													
										3.1.6	保温材の厚さ	*保温の種別、材料、施工順序及び厚さ ※ 図示による ( )	【改修3.1.3】																									
														2節	塗装及び防錆工事	*塗料種別 合成樹脂調合ペイント塗りの塗料 ※JIS K 5516 1種 ( ) ・ 図示による 7Mニウムペイント塗りの塗料 ※JIS K 5492 ( ) ・ 図示による	【改修3.2.1】																					
																		4章	1節	関連工事 仮設工事	*足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(平成21年4月24日厚生労働省労働基準局長 基発第0424002号)に規定する「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は2の(3)手すり先行専用足場方式により行う。 *屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工事用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。 *内部足場 ( ) ・ 枠組足場またはくさび緊結式足場 ・ 単管足場 ・ 脚立足場、移動式足場、移動式昇降足場、高所作業車のうちのいずれか *外部足場 ・ 別契約の関係受注者の設置する足場 ・ 枠組足場またはくさび緊結式足場 ・ 単管本足場 ・ 仮設ゴンドラ ・ 移動式足場 ・ 高所作業車 ( ) *設置するシート等 ・ 防護シート (JISA8952) ・ 防護ネット (JISA8960) ・ 防音シート ( ) *高さが5m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)によるものとする。 * ・ 設ける ( m程度) ・ 既存建物内の一部 ※ 設けない *標準備品 机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、寒暖計、墜落制止用器具、衣類ロッカー、受注者加入の電話子機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具 *選択備品 ・ パソコン ・ プリンター ・ FAX ・ 複写機 *受注者事務所 (設ける場合) ※ 構内 (従業員宿舍除く) ・ 構外 *材料置場 ※ 構内 ・ 構外 *その他仮設物 ※ 構内 (従業員宿舍除く) ・ 構外 *建設工事名称板 ・ 設ける ※ 設けない ・ 他工事と共同設置 *建設現場標識 ※ 設ける ・ 設けない ・ 他工事と共同設置	【改修1編2.2.1】																
																							2節	仮設工事	*仮設工事種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 【改修表1.2.3】 A種、B種の場合の塗装等仕上げ ・ 有 ※ 無	【改修1編2.3.1】 【改修1編2.3.2】												
																											2節	土工事	*埋戻し及び盛土 [山砂の類 ※ 根切土の中の良質土 ・ 他現場の発生土の中の良質土 ・ 再生コンクリート砂 *処分にあたっては「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」に基づき、適正に処理する。 *建設発生土の処理 ・ 構外搬出 (関係法令等に従い適切に処理) (搬出先： ) ・ 場内敷き均し 建設発生土を構外へ搬出する場合は、搬出先等の承諾を得たうえで、搬出先及び処分状況 (高さ、勾配等) がわかる写真並びに運搬を証明する書類等を監督職員に提出する。	【改修7.1.1】 【改修7.1.1】								
																															4節	コンクリート工事	*設計基準強度 ( ) ・ 図示による *スランプ ・ 15cm ・ 18cm ( ) ・ 図示による	【改修7.3.1】				
																																			【改修】4章	はつり及び穴開け	*施工日・施工時間制限 ・ 有 ( ) ・ 無 *放射線透過検査 ・ 行う ・ 行わない ( ) *貫通場所、口径等 ・ 図示による ( ) *解体基礎の仕様 (有筋・無筋、防水・非防水、寸法等) ※ 図示による ( ) *基礎の解体・撤去後の床面仕上げ及び補修 ※ 図示による ( )	【改修7.3.1】
【改修】6章	基礎工事	*埋込み配管等の探査の範囲及び方法 ※ 図示による ( ) *あと施工アンカーの性能確認試験 ○ 行う ・ 行わない *あと施工アンカーの施工後確認試験 ○ 行う ・ 行わない	【改修7.3.1】																																			
				【改修】6章	基礎工事	*機器用基礎 ・ 新設 ・ 既設再使用 ※ 図示による *基礎 ・ 標準基礎 ・ 防振基礎 ※ 図示による 標準基礎の場合 基礎の大きさ ( ) ※ 図示による *基礎の増設及び補修 ※ 図示による ( ) *防水層の補修 ※ 図示による ( )	【改修7.3.1】																															

No. 3a

章	項	目	特	記	事	項	備	考																													
第1章	1節	1.1.1	機械 <各節共通> ボイラー	*インバーター制御を行う空気調和設備[制御盤に1.2.2.2を適用] ( ) 上記設備のインバーター回路の高調波対策 ・ 要 ・ 不要 ・ 図示による	【改修3.1.3】 【表2.3.2】																																
						1.1.2	温風暖房機	* [・ 鋼製ボイラー ・ 鋼製小型ボイラー ・ 小型貫流ボイラー及び簡易貫流ボイラー ・ 鋳鉄製ボイラー] 燃料装置の燃焼制御方式 ( ) ・ 図示による 制御盤 適用する構成項目 ・ 進相コンデンサー ・ 運転時間計 ・ 図示による 表2.1.8 ○印以外で設ける接点及び端子 ・ 運転時間表示用端子 ・ 図示による ( ) *複数台の小型貫流ボイラーから構成される場合の適用 ( ) ・ 図示による 小型貫流ボイラー又は簡易貫流ボイラーの場合の薬液注入装置の適用 ※ 図示による ( ) *鋼製簡易ボイラーの燃焼装置 燃焼制御方式 ( ) ・ 図示による *鋳鉄製簡易ボイラーの燃焼装置 燃焼制御方式 ( ) ・ 図示による *燃料装置の燃焼制御方式 ( ) ・ 図示による 制御盤 適用する構成項目 ・ 進相コンデンサー ・ 運転時間計 ・ 図示による 表2.1.8 ○印以外で設ける接点及び端子 ・ 運転時間表示用端子 ・ 図示による ( )	【表2.1.6】 【表2.1.6】																												
										1.1.3	鋼板製煙道	*適用するもの ・ ばい煙濃度計の取付座 ・ ばいじん量測定口 ・ 伸縮継手 ・ 掃除口 ・ 図示による *煙道の鋼材厚さ ( ) ・ 図示による ・ 3.2mm *塗料種別 合成樹脂調合ペイント塗りの塗料 ※ JIS K 5516 1種 ( ) ・ 図示による 7Mニウムペイント塗りの塗料 ※ JIS K 5492 ( ) ・ 図示による	【改修3.2.1】																								
														1.1.4	ばい煙濃度計	*投光器 ※ 送風機付き ( ) 受光器 ※ 送風機付き ( ) *イオン交換樹脂筒 ※ 1筒式 ( ) ・ 図示による *運転方式 ※ 自動式 ・ 手動式 ・ 図示による *付属品 処理水硬度測定器 ・ 要 ・ 不要 ・ 図示による	【改修3.2.1】																				
																		1.1.6	給水軟化装置	*分割搬入を行う機器の試験 ・ 行う (機器名： ) ・ 行わない	【改修3.2.1】																
																						【改修】1節	機器	*真空式温水発生機 [1.2.1] 真空式温水発生機 ・ 図示による ( ) *無圧式温水発生機 [1.2.2] 無圧式温水発生機 ・ 図示による ( ) *木質バイオマスボイラー (真空式温水発生機) [1.2.3] 木質バイオマスボイラー (真空式温水発生機) ・ 図示による ( ) *木質バイオマスボイラー (無圧式温水発生機) [1.2.4] 木質バイオマスボイラー (無圧式温水発生機) ・ 図示による ( )	【改修3.2.1】												
																										2節	温水発生機	*燃焼装置の燃焼制御方式[真空式温水発生機、無圧式温水発生機の場合] ・ 図示による ( ) *容量調節装置の燃焼制御方式 ・ 図示による ( ) *制御盤 [定格出力186kwを超える場合] 適用する構成項目 ・ 進相コンデンサー ・ 運転時間計 ・ 図示による 表2.1.8 ○印以外で設ける接点及び端子 ・ 運転時間表示用端子 ・ 図示による ( )	【表2.1.6】								
																														3節	冷凍機	*圧縮機のインバーター制御 ・ 行う ・ 行わない *インバーター回路の高調波対策 ・ 要 ・ 不要 ・ 図示による *モジュール形の適用 ・ 有 ・ 無 ・ 図示による *氷蓄熱用への適用 ・ 有 ・ 無 ・ 図示による *電動機の始動方式 ※ 表2.1.5による ・ 直入始動 ・ 始動装置による始動 ・ 図示による *冷媒 ( ) ・ 図示による *成績係数 数値 ( ) ・ 図示による *制御盤 適用する構成項目 ・ 進相コンデンサー ・ 運転時間計 ・ 図示による 表示項目 [圧縮機の電動機出力の合計値が5.5kW以上30kW以下の場合] ・ 図示による 表2.1.8 ○印以外で設ける接点及び端子 ( ) ・ 図示による ・ 運転時間表示用端子 ・ 冷水出入口温度用端子 ・ 消費電力表示用端子	【表2.1.6】 【表2.1.8】				
																																		1.3.3	遠心冷凍機	*容量制御 ・ インバーター制御方式とする ・ インバーター制御方式とし インバーター制御盤 インバーター回路の高調波対策 ・ 要 ・ 不要 ・ 図示による *氷蓄熱用への適用 ・ 有 ・ 無 ・ 図示による *熱回収型の適用 [スクルー冷凍機の場合] ・ 有 ・ 無 ・ 図示による *電動機の始動方式 ※ 表2.1.5による ・ 直入始動 ・ 始動装置による始動 ・ 図示による *冷媒 ( ) ・ 図示による *成績係数 数値 ( ) ・ 図示による *進相コンデンサー (高圧電動機盤) ・ 設置する ( ) ・ 設置しない *電動機盤 進相コンデンサー ・ 設置する ・ 設置しない ・ 図示による 低圧の場合 表2.1.8 ○印以外で設ける接点及び端子 ※ 図示による ( )	【表2.1.8】
1.3.5	吸収冷凍機	*排熱熱交換器 ・ 有 ・ 無 ・ 図示による *排熱投入型再生器 ・ 有 ・ 無 ・ 図示による *本体 高温再生器 ・ 煙管式 ・ 液管式 ・ 図示による *燃焼装置 燃焼制御方式 ( ) ・ 図示による *成績係数、期間成績係数 ※ ガリン購入法の基本方針による数値 [冷房時] ( ) ・ 図示による *燃料削減率 数値 ( ) ・ 図示による *制御盤 表2.1.8 ○印以外で設ける接点及び端子 ・ 図示による ( ) ・ 運転時間表示用端子 ・ 温水出入口温度用端子 ・ 冷水出入口温度用端子	【表2.1.8】																																		
				1.3.6	吸収冷温水機	*本体 高温再生器 ・ 煙管式 ・ 液管式 ・ 図示による *燃焼装置 燃焼制御方式 ( ) ・ 図示による *インバーター ・ オイルインバーター ・ ガスインバーター ・ 木質バイオマス燃料使用インバーター ・ 図示による *成績係数、期間成績係数 ※ ガリン購入法の基本方針による数値 [冷房時] ( ) ・ 図示による *制御盤 運転時間計の適用 ・ 適用 ・ 不要 ・ 図示による 表2.1.8 ○印以外で設ける接点及び端子 ・ 図示による ( ) ・ 運転時間表示用端子 ・ 温水出入口温度用端子 ・ 冷水出入口温度用端子	【表2.1.8】																														
								1.3.7	吸収冷温水機ユニット	*冷却塔 (放熱用) ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による *設計水平地震力 ( ) ・ 図示による *排気ガスの排出規制値 ( ) ・ 図示による	【表2.1.8】																										
												4節	コーン・エレベーション装置	*冷却塔 (放熱用) ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による *設計水平地震力 ( ) ・ 図示による *排気ガスの排出規制値 ( ) ・ 図示による	【表2.1.8】																						

No. 3b

<代表設計者> 一級建築士 国土交通大臣登録 第338590号 寺西 敦敏	あいち小児保健医療総合センター 救急検診室陰圧化改修工事	
<設備設計者> 一級建築士 国土交通大臣登録 第195886号 設備設計一級建築士 国土交通大臣登録 第2339号 小林 陽一	GEN	総合
	13	特記仕様書(機械設備3)
	安井建築設計事務所	

章	項目	特記事項	備考
第3編	1.4.4 発電機等	*ガスタービン発電装置 原動機のエンロープ周囲1mにおける運転音 ※90dB(A)以下 潤滑油系統の配管に設ける冷却器 ※空冷式 ・水冷式 ・図示による 運転時間 ・( ) ・図示による	【改修2編1.2.1】
	1.4.5 配電盤	*マイクログスタービン発電装置 マイクログスタービンの排熱と蒸気又は排ガス吸収式を組合せる場合 ・( ) ・図示による *マイクログスタービン発電装置 逆変換装置の出力電気方式 ・三相3線式 ・三相4線式 ・単相3線式 ・単相2線式 ・図示による	
	1.4.7 熱回収装置	*ディーゼル発電装置 保安装置の外部用端子 ・設ける ・設けない ・図示による 表1.1.7の*印のうち、適用するもの *ガスタービン発電装置 保安装置の外部用端子 ・設ける ・設けない ・図示による 表1.2.3の*印のうち、適用するもの *ガスタービン発電装置 保安装置の外部用端子 ・設ける ・設けない ・図示による 表1.3.2の*印のうち、適用するもの *構成 ・温水熱交換器 ・排ガス熱交換器 ・排ガス熱交換器 ・熱回収ポンプ ・図示による *温水熱交換器 付属品 鋼製はしご ・要 ・不要 ・図示による *熱回収用ポンプ ケーシングの材質 ※FC200以上(JIS G 5501) ・SUS304(JIS G 4305) ・SCS13(JIS G 5121) ・図示による	
	1.4.14 総合効率	電動機 200V・400V三相誘導発電機の始動方式 ※第2編 表2.1.5による ・( ) フート弁 口径 ( ) mm	
	1.4.16 試験	*制御盤 冷却塔及び冷却水ポンプの制御 ・組込む ・組込まない ・図示による *総合効率 ( ) ・図示による *気密又は満水試験 ・行う ・行わない ・図示による *安全弁試験 ・行う ・行わない ・図示による	
	5節 氷蓄熱ユニット		
	1.5.5 冷媒	*種類 ・( ) ・図示による	
	1.5.6 氷生成装置	*種類 ・スタティック形 ・内融式 ・外融式 ・カプセル式) ・ダイナミック形	
	1.5.7 タンク	*タンクの材質 ( ) ・図示による *設計用水平震度 ※ 図示による ( )	
	1.5.9 成績係数	*成績係数の数値 ( ) ・図示による	
	6節 冷却塔		
	1.6.5 送風機	*ケーシング下部の水抜き ・設ける ・設けない *電動機(直動形以外) 200V・400V三相誘導発電機の始動方式 ※第2編 表2.1.5による ・( )	
	1.6.6 電動機	*200V・400V三相誘導発電機の始動方式 ※第2編 表2.1.5による ・( )	
	1.6.7 冷却塔用薬液注入装置	*薬液注入装置の適用 ※ 図示による ( )	
7節 空気調和機			
1.7.1 ユニット形空気調和機	*1.7.1.1(7)に挙げられたもの以外に必要な部材 ※ 図示による ( ) *大温度差送風方式(冷房時14℃以下)の場合の表面結露対策 ・行う ・行わない ・図示による *潜熱・顕熱分離形の場合、適用する項目 ・1.7.1.1(7)(a) ・1.7.1.1(7)(b) ・1.7.1.1(7)(c)(形式) *許容騒音レベル[設計風量及び全静圧]が表3.1.7を超える場合 ( ) *加湿器 加湿方式 ・蒸気噴霧式 ・水加圧噴霧式 ・水気化式 ※ 図示による *送風機の吐出口風速が表3.1.8を超える場合 ( ) *電動機 200V・400V三相誘導発電機の始動方式 ※ 表2.1.5による ( ) *1.7.2.1(イ)に挙げられたもの以外に必要な部材 ※ 図示による ( ) *床吹出形のコンパ外型空気調和機 ・1.7.2.1(イ)による ・図示による ( ) *加湿器 加湿方式 ・蒸気噴霧式 ・水加圧噴霧式 ・水気化式 ※ 図示による *送風機の吐出口風速が表3.1.8を超える場合 ( ) *エアフィルタ 円筒形 ・折込形(1.8.2)の薄型 ・電気集じん器(ハネ形) [1.8.5] ・図示による *制御盤 表2.1.8 ○印以外で設ける接点及び端子 ( ) ・図示による		
1.7.2 コンパ外型空気調和機	*隠ぺい形の付属品 ・吸出口 ・吸込口 ・エアフィルタ *床置形及びロープイ形の露出形の付属品 ・流量調整弁 ・定流量弁 ( ) ・図示による *サブドレンパン ・設置する ・設置しない ※ 図示による *加湿器 加湿方式 ・蒸気噴霧式 ・水加圧噴霧式 ・水気化式 ※ 図示による *送風機の吐出口風速が表3.1.8を超える場合 ( ) *電動機 200V・400V三相誘導発電機の始動方式 ※ 表2.1.5による ( ) *制御盤 表2.1.8 ○印以外で設ける接点及び端子 ( ) ・図示による		
1.7.3 ファンコイルユニット	*隠ぺい形の付属品 ・吸出口 ・吸込口 ・エアフィルタ *床置形及びロープイ形の露出形の付属品 ・流量調整弁 ・定流量弁 ( ) ・図示による *サブドレンパン ・設置する ・設置しない ※ 図示による *加湿器 加湿方式 ・蒸気噴霧式 ・水加圧噴霧式 ・水気化式 ※ 図示による *送風機の吐出口風速が表3.1.8を超える場合 ( ) *電動機 200V・400V三相誘導発電機の始動方式 ※ 表2.1.5による ( ) *制御盤 表2.1.8 ○印以外で設ける接点及び端子 ( ) ・図示による		
1.7.4 カセット形ファンコイルユニット	*床置屋内機の形式 ・FRV(J) ・FRV(D) ・FRH ・FIH ・FRL ・FIL ・図示による *屋内機に組込むもの ・補助加熱器(温水コイル ・蒸気コイル ・電気ヒーター) ・加湿器 ・図示による ( )		
1.7.5 パッケージ形空気調和機	*圧縮機 ・室内機に組込む ・室内機に組込まない ・図示による *エアフィルタ (112kw以上の場合) ろ材ユニット ・再生式 ・非再生式 ・図示による ろ材ユニット ・ろ材交換形 ・ろ材交換形でない ・図示による *冷媒 ※ 図示による ( ) *冷媒管 ※ 2編2.1.2による ( ) ・図示による *制御盤 適用する構成項目 ・進相コンデンサー ・運転時間計 ・図示による 表2.1.8 ○印以外で設ける接点及び端子 ※ 図示による ( ) ・遠方発停用端子 ・温度調節器用端子 ・運転時間表示用端子		
1.7.6 マルチパッケージ形空気調和機	*屋内機の形式 ・FRV(J) ・FRV(D) ・FRH ・FIH ・FRL ・FIL ・WR ・図示による ・CR ・CRK ・CIS ・CID ・CK-1 ・CK-2 ・CK-3 ・CK-4 ・F10 ・C10 ※ 図示による *屋内機に組込むもの ・補助加熱器(温水コイル ・蒸気コイル ・電気ヒーター) ・加湿器 ・図示による ( ) *天井吊隠ぺい形の付属品 ※ 図示による ・吸出口 ・吹込口 ・エアフィルタ *圧縮機 ・室内機に組込む ・室内機に組込まない ・図示による *外気処理ユニット形式 ・天井吊(隠ぺい)形 ・床置形 ・図示による *冷媒 ※ 図示による ( ) *冷媒管 ※ 2編2.1.2による ( ) ・図示による *制御盤 適用する構成項目 ・運転時間計 ・図示による 表2.1.8 ○印以外で設ける接点及び端子 ※ 図示による ( ) ・遠方発停用端子 ・温度調節器用端子 ・運転時間表示用端子		
1.7.7 ガスタービン熱ポンプ式空気調和機	*リモートコントローラ ※ 集中管理リモコン及び個別リモコンを備えたもの ( ) ・図示による 1.7.6.21(a)以外に必要な集中管理リモコンの機能 ( ) ・図示による 集中管理リモコンにエネルギー管理に関する機能 ・要 ・不要 個別リモコン 系統区分 ※ 図示による ( ) *屋外機運転時の廃熱を有効利用する温水取出機能 ・備える ・備えない ※ 図示による *屋外機(冷房能力45kW以上)に消費電力自給装置 ・備える ・備えない ※ 図示による *電源自立型空調GHP ・適用する ・適用しない ※ 図示による *屋内機の構成 加湿器 ・組込む ・組込まない ※ 図示による 天井吊隠ぺい形の付属品 ※ 図示による ・吸出口 ・吹込口 ・エアフィルタ *外気処理ユニット形式 ・天井吊(隠ぺい)形 ・床置形 ・図示による *冷媒 ※ 図示による ( ) *冷媒管 ※ 2編2.1.2による ( ) ・図示による *成績係数 数値 ※ グリーン購入法の基本方針に定める数値 ( ) ・図示による		

章	項目	特記事項	備考
第3編	8節 空気清浄装置	*制御盤 適用する構成項目 ・運転時間計 ・図示による 表2.1.8 ○印以外で設ける接点及び端子 ※ 図示による ( ) *リモートコントローラ ※ 集中管理リモコン及び個別リモコンを備えたもの ( ) ・図示による 1.7.6.21(a)以外に必要な集中管理リモコンの機能 ( ) ・図示による 集中管理リモコンにエネルギー管理に関する機能 ・要 ・不要 個別リモコン 系統区分 ※ 図示による ( )	【改修2編1.2.1】
	1.8.1 ハネ形エアフィルタ	*ろ材ユニット ・再生式 ・非再生式 ○ 図示による ろ材交換形 ・ろ材交換形でない ○ 図示による	
	1.8.2 折込形エアフィルタ	*形式 ・中性性能 標準形 ・中性性能 薄形 ・高性能 標準形 ・高性能 薄形 ・HEPA 標準形 ・HEPA 薄形 ○ 図示による *性能 ※ 表3.1.12による ( ) ・図示による *ろ材ユニット ・ろ材交換形 ・ろ材交換形でない ○ 図示による *制御盤 表2.1.8 ○印以外で設ける接点及び端子 ※ 図示による ( )	
	1.8.3 自動巻取形エアフィルタ		
	1.8.4 電気集じん器(自動巻取形)		
	1.8.5 電気集じん器(ハネ形)		
	9節 全熱交換器	*駆動装置 回転数制御装置 ・組込む ・組込まない ・図示による 1.9.2 回転全熱交換器 1.9.4 全熱交換ユニット *付属品 運転表示灯 ・要 ・不要 操作スイッチ ・要 ・不要	
	10節 放射器等		
	1.10.1 ファンコンベクター	*隠ぺい形付属品 ※ 図示による ・吹出口 ・吹込口 ・エアフィルタ	
	1.10.5 床暖房	*方式 ・温水式 ・電気式 ・図示による *温水式床暖房 温熱源 ・ガス温水熱源機 ・ヒートポンプ給湯機 ( ) ・図示による 温熱源を複数台接続する場合 ・図示による ( ) 温水式放射器本体 ・温水パネル式 ・温水マット式 ・図示による *電気式床暖房 発熱ユニット ・発熱ボード ・発熱シート ・図示による *本体 ・単機能温水熱源機 ・給湯温水熱源機 ・図示による *形式 ・据置型 ・壁掛形 ・図示による *給水方式 ・自動給水 ・手動 ・図示による	
	1.10.6 ガス温水熱源機		
	11節 送風機	*ケーシング下部の水抜き穴 ・設ける ○ 設けない ・図示による *電動機(直動形以外)200V・400V三相誘導発電機の始動方式 ※第2編 表2.1.5による ( )	
	1.11.1 遠心送風機		
	1.11.2 軸流送風機及び斜流送風機		
1.11.4 斜流機	*形式 ※ 遠心送風機 ・斜流送風機 ・軸流送風機 ・図示による *電動機 200V・400V三相誘導発電機の始動方式 ※第2編 表2.1.5による ( )		
12節 ポンプ			
1.12.1 空調用ポンプ	*ケーシングの材質 ・図示による ・JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)のSUS304 ※ JIS G 5501(ねずみ錆鉄品)FC200以上 ・JIS G 5121(ステンレス鋼鉄品)のSCS13 *電動機 200V・400V三相誘導発電機の始動方式 ※第2編 表2.1.5による ( ) *フート弁 口径 ( ) ・図示による *ケーシングの材質 ・図示による ・JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)のSUS304 ※ JIS G 5501(ねずみ錆鉄品)FC200以上 ・JIS G 5121(ステンレス鋼鉄品)のSCS13 *電動機 200V・400V三相誘導発電機の始動方式 ※第2編 表2.1.5による ( ) *フート弁 口径 ( ) mm *形式 ・横形 ・立形 ・渦流形 ・図示による *形式 ・給水ポンプ2台(複式) ・給水ポンプ1台(単式) ・図示による *制御盤 表2.1.8以外で設ける接点及び端子 ※ 図示による ( ) 1.12.4 真空給水ポンプユニット(エゼクター方式) *形式 ・循環ポンプ2台(複式) ・循環ポンプ1台(単式) ・図示による *制御盤 表2.1.8以外で設ける接点及び端子 ※ 図示による ( ) *制御方式 還水タンクがない場合 循環ポンプが複式の場合の運転方法 ・図示による ( ) 還水タンクがある場合 循環ポンプが複式の場合の運転方法 ・図示による ( ) *形式 ・渦流形 ・歯車形 ・図示による		
1.12.2 ボイラー給水ポンプ			
1.12.3 真空給水ポンプユニット(真空ポンプ方式)			
1.12.4 真空給水ポンプユニット(エゼクター方式)			
1.12.5 オイルポンプ			
13節 タンク及びヘッダー			
1.13.2 還水タンク	*還水タンク 蒸気管の接続口 ・要 ・不要 温度調整装置の取付座 ・要 ・不要 *本体の材質 ・SUS304 ・SUS316 ・SUS444 ・図示による *付属品 鋼製はしご ・要 ・不要 ・図示による		
1.13.3 多管形熱交換器			
1.13.5 開放形膨張タンク	*本体の材質 ・鋼板(エポキシ樹脂ライニング) ・SUS304 ・図示による *付属品 鋼製はしご ・要 ・不要 ・図示による *付属品 溶解栓 ・要 ・不要 ・図示による		
1.13.6 空調用密閉形隔膜式膨張タンク			
1.13.7 オイルタンク	*形式 ・図示による ( )		
1.13.9 ヘッダー	*ヘッダーに設けるもの ・還水管の接続口 ・排水管の接続口 ・図示による		
14節 ダクト及びダクト付属品			
1.14.1 一般事項	*排煙ダクト ※ 垂鉛鉄板製 ・鋼板製 ・図示による		
1.14.5 吹出口、吸出口ボックス	*ボックス ※ 垂鉛鉄板製 ・ガラスウール製 ○ 図示による		
1.14.6 排気フード	*フード囲い ダンパー類の点検口 ・設ける ( ) ・設けない ・図示による *取付けるコック等 ・黄銅製コック ・黄銅製プラグ ・ステンレス製コック ・図示による *グリッド除去装置 ・グリッドエクストラクター ・グリッドフィルター ・図示による		
1.14.9 グリッド除去装置			
15節 制気口及びダンパー			
1.15.3 吹出口	*シーリングディフューザー オートコン上下機構付シーリングディフューザー ・適用する ・適用しない ・図示による 低温送風形シーリングディフューザー ・適用する ・適用しない ・図示による *床吹出口 ケーシングに送風機及びモーターダンパーを組込む場合 ( ) ・図示による *DDCからの制御信号による風量制御 ・行う ・行わない ・図示による		
1.15.14 変風量ユニット			
2章 施工			
1節 機器の取付け及び取付			
2.1.1 一般事項	*基礎 ・標準基礎(大きさ ※ 図示による ( ) ) ・防振基礎 *機器 設計用震度 ※ 2.1.1(4)(7)(イ)[改修は2.1.1(3)(7)(イ)]による ( ) *排ガス管、排ガスダクトの保温材の厚さ ( ) mm ・図示による		
2.1.9 コーゼレーション装置			

<p>&lt;代表設計者&gt; 一級建築士 国土交通大臣登録 第338590号 寺西 敦敏</p>		<p>あいち小児保健医療総合センター 救急検診室陰圧化改修工事</p>	
GEN	総合		
14	特記仕様書(機械設備4)		
<p>&lt;設備設計者&gt; 一級建築士 国土交通大臣登録 第195886号 設備設計一級建築士 国土交通大臣登録 第2339号 小林 陽一</p>		<p>安井建築設計事務所</p>	

章	項目	特記事項	備考
第3編	2.1.19 送風機	*遠心送風機(床置形) 基礎の形式 ※標準基礎 ・防振基礎 ・図示による *防振基礎の場合 防振材 ・( ) ・図示による 振動絶縁効率 ・( ) % ・図示による 防振材 ・( ) ・図示による 振動絶縁効率 ※80%以上 ・( ) % ・図示による	【改修2.1.19】 【改修2.1.19】
	2.1.20 ポンプ	*防振基礎の場合 振動絶縁効率 ※80%以上 ・( ) % ・図示による	【改修2.1.20】
空気調和設備工事	2節 外の製作及び取付け		
	2.2.1 一般事項	*長方形ダクト ・アングルフランジ工法 ・コーナーボルト工法 ・図示による *多湿箇所の排気ダクト 水抜管 ・設ける ・設けない ・図示による	【改修2.2.1】 【改修2.2.1】
	2.2.2 アングルフランジ工法が外	*ダクトの板厚 厨房用排気ダクトの板厚 ・( ) mm ・図示による	【改修2.2.2】
	2.2.3 コーナボルト工法が外	*コーナーボルト工法が外の適用工法 ・共板フランジ工法 ・スライドフランジ工法 ・図示による	【改修2.2.3】
	2.2.5 排煙ダクト	*ダクトの板厚 厨房用排気ダクトの板厚 ・( ) mm ・図示による	【改修2.2.3】
	2.2.6 ダクト付属品	*チャンバー 消音内貼 ・施す ・施さない ・図示による *風量測定口 取付け位置 ※図示による ・( )	【改修2.2.6】 【改修2.2.6】
	【改修】2.2.7 既設ダクトの再利用	*ダクト内清掃 ・行う ○行わない ・図示による	【改修2.2.6】
	【改修】2.2.8 ダクト清掃	*ダクト清掃の工法 ・( ) ・図示による *既存状態を調査・記録する場所及び箇所数 ・( ) ・図示による *吹出口、吸込口、ダンパー等の再取付け前の清掃 ○行う ・行わない ・図示による *ダクト内粉じん捕集方法 ※集じん装置又は集じんフィルタ ・( ) ・図示による *清掃後のダクト内面状態の記録写真の記録場所及び箇所数 ・( ) ・図示による *作業中の仮設ダクト ・設ける ・設けない ・図示による	
	【改修】4節 撤去		
	【2.4.5】既設ダクトの撤去	*撤去範囲 ※図示による ・( )	
第4編	1章 機材		
	1節 総則		
	1.1.1 一般事項	*自動制御設備 システム構成及び機能 ※図示による ・( )	【改修1.1.1】
	【改修】1.1.1 一般事項	*再使用品 ・有 ( ) ・無 ○図示による	
	2節 自動制御機器		
	1.2.2 調節部	*中央監視制御装置との通信機能 ・有 ・無 ○図示による	
	【改修】1.2.2 盤類の改造	*盤類の改造する場合の実施事項[1.2.2(1)(7)~(1)(1)以外] ・( ) ○図示による *中央監視装置のソフトの追加、変更及び機能変更 ・有 ( ) ・無 ・図示による	
	1.2.3 操作部	*電動弁 弁の耐圧 ※1.0MPa ・( ) ・図示による 開閉状態の遠方表示用接点、端子等 ・設ける ・設けない ・図示による *電磁弁 弁の耐圧 ※1.0MPa ・( ) ・図示による	
	3節 自動制御盤		
	1.3.3 キャビネット	*屋内用キャビネット ※防錆処理を施した鋼板1.6mm以上 ・ステンレス鋼板1.2mm以上 ・図示による	
自動制御設備工事	4節 中央監視制御装置		
	1.4.1 一般事項	*システム構成及び機能 ※図示による ・( )	
	1.4.2 中央監視盤	*構成 システム構成 ・中央処理装置 ・補助記憶装置 ・表示装置 ・グラフィックパネル ・操作器 ・操作卓 ・伝送制御装置 ・電源装置 ・( ) ・図示による 形式 ※図示による ・( )	
		*中央処理装置の監視制御機能 ※表4.1.3による ・図示による ・( ) 監視制御機能の構成、表示内容等 ・図示による ・( )	[表4.1.3]
		*補助記憶装置 形式 ※図示による ・( )	
		*表示装置 ・デスクトップ型 ・壁掛形 ・コンパ外型 ・図示による 表4.1.4表示装置機能に示す表示装置以外に計測データ等を表示する場合 ・( ) ・図示による	[表4.1.4]
		*グラフィックパネル 表示部 表示項目及び表示点数 ・( ) ・図示による	
		*操作卓 寸法 ※図示による ・( )	
		*電源装置 ※交流無停電電源装置 ・( ) 停電補償時間 ( )	[表4.1.5]
		*印字装置 印字方式 ・インクジェット方式 ・レーザー方式 ・図示による	[表4.1.6]
1.4.3 周辺装置	*プリンター ・適用する (表示点数) ・適用しない ※図示による *インターホンを 適用する ・適用しない		
1.4.4 端末装置	*ダイレクトデジタルコントローラ(DDC) 適用する制御機能 熱源用DDC機能 ・( ) ・図示による 空調用DDC機能 ・( ) ・図示による VAV用DDC機能 ・( ) ・図示による ファンコイルユニット用DDC機能 ・( ) ・図示による ユーザーインタフェース機能 ・( ) ・図示による	[表4.1.7] [表4.1.8] [表4.1.8] [表4.1.9] [表4.1.10]	
5節 計装用機材			
1.5.1 電気計装用機材	*合成樹脂製可とう電線管(PF管) ※単層管 ・( ) ・図示による		
【改修】2章 施工			
【5節】撤去			
【2.5.2】既設設備の撤去	*電線管、配線等の撤去範囲 ※図示による ・( )		
第5編	1章 機材		
	1節 衛生器具		
	1.1.2 衛生陶器及び付属品	*付属水栓[自動水栓の場合] 電源種別 ・AC電源 ・乾電池 ・自己発電 ○図示による 手動スイッチ ・有 ・無 ○図示による *小便器用節水装置の形式 ・小便器一体型 ・小便器分離型 ・図示による *大便器用便座 ※温水洗浄便座 ・普通便座 ・図示による *付属品 紙巻器のワンドカット機能 ・要 ・不要 ○図示による ステンレス製ソフトペーパーホルダー ・要 ・不要 ・図示による 背もたれ ※設けない ・設ける ・図示による	【改修1章1節】
	1.1.3 衛生器具ユニット	*大便器ユニット 大便器の種類及び洗浄弁の組合せ ※図示による ・( ) 配管材、ケーシング[化粧前板、甲板の仕様] ※図示による ・( ) *小便器ユニット 小便器の種類及び節水装置の組合せ ※図示による ・( ) 配管材、ケーシング[化粧前板、甲板の仕様] ※図示による ・( ) *洗面器ユニット 洗面器の種類 ※図示による ・( ) 給湯管 ・要 ・不要 ○図示による 配管材、ケーシング[化粧前板、甲板の仕様] ※図示による ・( )	
		*壁掛形汚物流しユニット 汚物流しの種類、ホース付ストマ器具洗浄用水栓及び給湯方式 ※図示による 配管材、ケーシング[化粧前板、甲板の仕様] ※図示による ・( )	
		*その他のユニット 仕様 掃除流しユニット ※図示による 手洗器ユニット ※図示による 車椅子対応ユニット ※図示による	
	1.1.4 浴室ユニット	*壁、天井、床の仕様 ※図示による ・( ) 水栓 給水・給湯管の要否 ※図示による ・要 ・不要 ・( ) 浴槽 大きさ ※図示による ・( ) 高断熱性能 ・要 ・不要 ・図示による 浴槽ふた ・要 ・不要	

章	項目	特記事項	備考
第5編	1.1.5 複合浴室ユニット	照明の種類 ※図示による ・( ) 付属品の仕様[建具、鏡、排水トラップ、タイル掛け] ※図示による 壁、天井、床の仕様 ※図示による ・( ) 水栓 給水・給湯管の要否 ※図示による ・要 ・不要 ・( ) 浴槽 大きさ ※図示による ・( ) 衛生陶器 種類及び仕様 ※図示による ・( ) 照明の種類 ※図示による ・( ) 付属品の仕様 ※図示による *電源種別 ・AC電源 ・乾電池 ・自己発電 ○図示による *手動スイッチ ・有 ・無 ○図示による	
	1.1.7 自動水栓	*操作方式 ・電気開閉式(センサー式 ・タッチスイッチ式) ・手動式 ○図示による *大きさ ・( ) ※図示による *大きさ ・( ) ※図示による	
	1.1.8 大便器用洗浄弁	*自動供給式 ・適用する ○図示による *温水洗浄機能 洗浄用水加温方式 ・貯湯方式 ・瞬間方式 ○図示による *付加機能 ・温風乾燥機能 ・擬音装置 ・リモコン ○図示による	
	1.1.9 鏡		
	1.1.10 化粧棚		
	1.1.11 水石けん入れ	*型式 ・手洗器一体型 ・手洗器分離型 ○図示による *自動供給式 ・適用する ○図示による *温水洗浄機能 洗浄用水加温方式 ・貯湯方式 ・瞬間方式 ○図示による *付加機能 ・温風乾燥機能 ・擬音装置 ・リモコン ○図示による	
	1.1.13 温水洗浄便座		
	【改修】1節 機器・器具		
	【1.1.2】試験	*分割搬入の必要のある機器の試験 ・行わない ・行う ( )	
	2節 ポンプ		
1.2.1 揚水用ポンプ(横形)	*電動機 200V・400V三相誘導発電機の始動方式 ※第2編 表2.1.5による ・( ) *付属品 フート弁 呼び径 ・( ) ※図示による *付属品 フート弁 呼び径 ・( ) ※図示による		
1.2.2 揚水用ポンプ(立形)			
1.2.3 小形給水ポンプユニット	*制御方式 ・吐出し圧力一定制御 ・末端圧力推定制御 ・図示による *運転方式 ・( ) ※図示による *24時間強制ローテーション機能 ・有 ・無 ・図示による *付属品 フート弁 呼び径 ・( ) ※図示による		
1.2.4 水道用直結加圧形ポンプU	*逆流防止装置 設置位置 ※吸込側 ・( ) ・図示による		
1.2.5 深井戸用水中モーターポンプ	*ケーシングの材質 ・図示による ・JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)のSUS304 ※ JIS G 5501(ねずみ鉄鋼品)FC200以上 ・JIS G 5121(ステンレス鋼鉄品)のSCS13 *付属品 揚水管の材質 ・( ) ・図示による 制御ケーブルの長さ ・( ) ・図示による 水中ケーブルの長さ ・( ) ・図示による		
1.2.7 汚水、雑排水及び汚物用水中モーターポンプ	*ケーシングの材質 ・( ) ・1.2.7(3)の金属製 ・合成樹脂製 ・図示による *羽根車の材質 ・( ) ・1.2.7(4)の金属製 ・合成樹脂製 ・図示による *水中形三相誘導電動機 ・油封式 ・乾式 ・図示による *汚物用水中モーターポンプ 電動機の極数 ・4極 ・6極 ・図示による *着脱装置 ・( ) ・図示による *付属品 ストレーナー ・要 ・不要 ・図示による 水中ケーブル長さ ・( ) ・図示による		
1.2.8 消火ポンプユニット	*ケーシングの材質 ・図示による ・JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)のSUS304 ※ JIS G 5501(ねずみ鉄鋼品)FC200以上 ・JIS G 5121(ステンレス鋼鉄品)のSCS13 *電動機 200V・400V三相誘導発電機の始動方式 ※第2編 表2.1.5による ・( ) *付属品 フート弁 呼び径 ・( ) ※図示による		
3節 温水発生機等			
1.3.1 真空式温水発生機	*燃焼装置の燃焼制御方式[真空式温水発生機、無圧式温水発生機の場合] ・図示による ・( )		
1.3.2 無圧式温水発生機	*容量調節装置の燃焼制御方式 ・図示による ・( )		
1.3.3 木質バイオマスイア(真空式温水発生機)	*制御盤 [定格出力186kwを超える場合] 適用する構成項目 ・進相コンデンサー ・運転時間計 ・図示による 表2.1.8 ○印以外で設ける接点及び端子 ・運転時間表示用端子 ・図示による ・( ) イア制御を行う場合の制御盤における1.2.2.2の適用 ※適用する ・適用しない ・図示による イア制御を行う場合のイア回路の高調波対策 ・要 ・不要 ・図示による	[表2.1.6]	
1.3.4 木質バイオマスイア(無圧式温水発生機)	*貯湯タンク容量 ・( ) ※ 300L以上 ・図示による *補助熱源機(ガス湯沸器) 給湯方式 ・貯湯式 ・瞬間式 ・図示による 補助熱源機(潜熱回収型給湯器) 熱効率 ※90%以上(基準総発熱量) ・( ) ・図示による *温水熱交換器 鋼製はしご ・要 ・不要 ・図示による *給湯方式 ・貯湯式 ・瞬間式 ・図示による *給湯の熱効率 ※90%以上(基準総発熱量) ・( ) ・図示による		
1.3.6 ガス湯沸器			
1.3.7 潜熱回収型給湯器			
1.3.8 貯湯式電気温水器	*制御盤の節電機能 ・組込む ・組込まない ・図示による		
1.3.9 ヒートポンプ給湯機	*貯湯タンク容量 ・( ) ・図示による		
1.3.10 排気筒	*頂部の形状[外気に開放の場合] ・( ) ・図示による		
1.3.11 太陽熱集熱器	*形式 ・平板形 ・真空ガラス管形 ・図示による *ケーシングの材質 ・亜鉛鉄板 ・アルミニウム板 ・ステンレス鋼板 ・図示による *補助熱源 ・組込む ・組込まない ・図示による *ケーシングの材質 ・亜鉛鉄板 ・アルミニウム板 ・ステンレス鋼板 ・図示による		
1.3.12 太陽熱蓄熱槽			
4節 タンク			
1.4.1 一般事項	*設計用水平震度 ※図示による ・( ) *鋼板製タンクの塗装 塗料種別 合成樹脂調合ペイント塗りの塗料 ※ JIS K 5516 1種 ・( ) ・図示による 7ルニウムペイント塗りの塗料 ※ JIS K 5492 ・( ) ・図示による		
1.4.2 タンク	*タンク 給水栓用配管の接続口 ・設ける ・設けない ・図示による *FRP製パネルタンク ※複合板形パネルタンク ・単板形パネルタンク ・図示による *鋼板製一体形タンク 乾燥方法 ※加熱硬化 ・( ) ・図示による *ステンレス鋼板製パネルタンク[溶接組立形] タンク外部の保温 ・施す ・施さない ・図示による *ステンレス鋼板製パネルタンク[ボルト組立形] タンク外部の保温 ・施す ・施さない ・図示による *電気防食措置 ※外部電源方式 ・流電陽極方式 ※流電陽極方式併用[マノール部、管板部] ・図示による *本体の材質 ・鋼板(イソ樹脂ライニング) ・SUS304 ・図示による *付属品 鋼製はしご ・要 ・不要 ・図示による *乾燥方法 ※加熱硬化 ・( ) ・図示による		
1.4.3 貯湯タンク			
1.4.4 給湯用膨張補給水タンク			

<代表設計者> 一級建築士 国土交通大臣登録 第338590号 寺西 敦敏		あいち小児保健医療総合センター 救急検診室陰圧化改修工事	
<設備設計者> 一級建築士 国土交通大臣登録 第195886号 設備設計一級建築士 国土交通大臣登録 第2339号 小林 陽一		GEN	総合
		15	特記仕様書(機械設備5)
		安井建築設計事務所	

章	項目	特記事項	備考
第5編	1.4.5 給湯用密閉形隔膜式膨張タンク	*付属品 溶解栓 ・要 ・不要 ・図示による	
	1.4.6 消火用充水タンク	*本体の材質 ・鋼板(ホトネ樹脂ライニング) ・SUS304 ・図示による *付属品 鋼製はしご ・要 ・不要 ・図示による	
	5節 消火機器		【改修1章2節】
	1.5.3 連結送水管	*送水口 ・呼称65の青銅製 ・呼称65のステン製 ・図示による 型式 ・壁埋込型 ・スリット型 ・図示による	
	1.5.4 屋外消火栓	*放水口 呼称 ・50 ・60 ・図示による 材質 ・青銅製 ・ステン製鋼物製 ・図示による *屋外消火栓開閉弁 材質[地上式] ・鋳鉄製(要部青銅製) ・ステン製鋼物製 ・図示による *屋外消火栓箱 材質 ※鋼板(厚さ1.6mm以上) ・ステン製鋼板(厚さ1.5mm以上) ・図示による 形状 ※自立形片流れ屋根付き ・( ) ・図示による	
	1.5.5 スプリンクラー	*閉鎖型スプリンクラーヘッド 種別 ・( ) ・( ) ⊙ 図示による *スプリンクラー用送水口 ・呼称65の青銅製 ・呼称65のステン製 ・図示による 型式 ・壁埋込型 ・スリット型 ・図示による	[表5.1.5]
	1.5.8 泡消火	*泡消火薬剤 ※水成膜泡消火薬剤 ・合成界面活性剤泡消火薬剤 ・図示による *感知用ヘッド 形式 ・図示による ・( ) *散水ヘッド 形式 ・開放型散水ヘッド ・閉鎖型スプリンクラーヘッド ・図示による	
	1.5.10 連結散水	*送水口 ・呼称65の青銅製 ・呼称65のステン製 ・図示による 型式 ・壁埋込型 ・スリット型 ・図示による 1の送水区域の散水ヘッド数が4以下のもの ※単口形 ・( ) ・図示による	
	6節 厨房機器		
	1.6.1 一般事項	*熱調理器で固定金具等で床等に固定するもの ・図示による ・( ) *安全装置の各機材への適用で表5.1.7の△印を適用する機材 ・( ) ・図示による	[表5.1.7]
1.6.4 板金製品	*洗し下部 ※すのこ ・戸棚 ・図示による *流しトラップ ※合成樹脂製 ・( ) ・図示による *作業台(調理台、脇台、盛付台等)の下部 ※すのこ ・引出し ・戸棚 ・図示による *棚 段数 ・( ) ・図示による		
1.6.5 熱調理器	*ガスステープルレンジ 丸五徳型の甲板 ※鋳鉄製厚さ10mm以上 ※ステン製鋼板製厚さ2.0mm以上 ・ステン製鋼板製厚さ1.2mm以上 ・図示による *すのこ 設ける( ・ステン製鋼板製 ・ステン製鋼管製) ・設けず ・図示による *電気ステープルレンジ すのこ 設ける( ・ステン製鋼板製 ・ステン製鋼管製) ・設けず ・図示による *揚物器(フライ) 加熱方式 ・ガス式 ・電気式 ・図示による *炊飯器 加熱方式 ・ガス式 ・電気式 ・図示による *焼物器 形式 ・オープン形 ・開放形 ・図示による 加熱方式 ・ガス式 ・電気式 ・図示による *煮炊釜 加熱方式 ・ガス式 ・電気式 ・図示による *食器洗浄機 加熱方式 ・ガス式 ・電気式 ・図示による		
1.6.6 食器洗浄機			
7節 排水金具			
1.7.6 排水金物	*排水共栓 ・ステン製 ・黄銅製 ・( ) ・図示による		
1.7.7 通気金具	*通気金具 防錆処理[見掛かり部がねずみ鋳鉄製の場合] ※垂鉛溶融めっき ・( ) ・図示による		
1.7.8 グリース阻集器	*本体材質 ※ステン製鋼板製 ・強化プラスチック製(FRP) ・鋳鉄製 ・図示による		
9節 雨水利用機器			
1.9.1 雨水電動遮断弁	*遮断弁の種類 ・ナイフ仕切弁 ・偏心式プラグ弁 ・バタフライ弁 ・図示による *遮断弁の開閉状態の遠方表示用接点、端子等 設ける ・設けず ・図示による *本体の目幅 有効間隔 ※5mm ・( ) mm ・図示による		
1.9.2 網かご形スクリーン(床置形)			
1.9.3 移送ポンプ	*ケーシングの材質 ・( ) ・1.2.7(3)の金属製 ・合成樹脂製 ・図示による *羽根車の材質 ・( ) ・1.2.7(4)の金属製 ・合成樹脂製 ・図示による *水中形三相誘導電動機 ・油封式 ・乾式 ・図示による *着脱装置 ・( ) ・図示による *付属品 ストレーナー ・要 ・不要 ・図示による 水中ケーブル長さ ・( ) ・図示による *仕様 ※図示による ・( )		
1.9.4 薬液注入装置			
2章 施工			
2節 給排水衛生機器			
2.2.1 一般事項	*機器の固定 設計用震度 ※2.2.1(4)(7)(イ)による ・( ) ・図示による	【改修2.2.1】	
2.2.2 ポンプ	*揚水用ポンプ(横形)及び小形給水ポンプユニット 防振材 ・図示による ・( ) 振動絶縁効率 ※80%以上 ・( ) *消火ポンプユニット 防振材 ・図示による ・( ) 振動絶縁効率 ※80%以上 ・( )	【改修2.2.2】	
2.2.3 温水発生機等	*コージェネレーション装置 排ガス管、排ガスダクトの保温材の厚さ ・( ) mm ・図示による *ガス湯沸器(壁掛形)、潜熱回収型給湯器 基礎の形式 ・標準基礎(大きさ ※図示による ・( )) ・防振基礎	【改修2.2.3】	
2.2.4 タンク	*FRP製、鋼板製及びステン製鋼板製 基礎の形式 ・標準基礎(大きさ ※図示による ・( )) ・防振基礎	【改修2.2.4】	
2.2.6 厨房機器	*床又は壁に固定する機器 ・図示による ・( )	【改修2.2.6】	
【改修】2.2.7 機器・器具の再使用	*再使用する機材の取外し前に確認する状態及び性能・機能 ※図示による ・( ) *取外し後、特別な清掃を行う機材及びその方法 ※図示による ・( )		
1章 一般事項			
1節 総則			
1.1.1 一般事項	*都市ガス設備 都市ガス供給会社による責任施工とする。但し検査結果報告書等の提出を行うものとする。 *液化石油ガス設備 施工は、液化石油ガス設備士が行うものとする。	【改修1.1.1】	
2章 都市ガス設備			
1節 機材			
2.1.1 管及び継手	*管材 ※図示による ・( )	[表6.2.1]	
2.1.3 ガス漏れ警報器	*外部出力端子 ・有 ・無 ・図示による		
2.1.4 ガス漏れ警報設備	*検知器 外部出力端子 ・有 ・無 ・図示による		
2.1.7 ガスメーター	*計量方式 ・実測式 ・パルス式 ・図示による		
2.1.8 配管用雑材料	*スリーブの仕様 ※第2編 2.2.27(2)による ・( ) ・図示による		
2節 施工			
2.2.3 配管	*地中埋設標の設置箇所 ※図示による ・( ) *吊り及び支持 第2編 表2.2.20(改修は表2.2.6)の形鋼振れ止め支持不要箇所のうち特記により必要とする場合 必要箇所、分類、支持間隔 ・図示による ・( )	【改修2.2.3】 【改修2.2.3】	
2.2.4 塗装	*塗料種別 合成樹脂調合ペイント塗りの塗料 ※JIS K 5516 1種 ・( ) ・図示による アルミニウムペイント塗りの塗料 ※JIS K 5492 ・( ) ・図示による		
3章 液化石油ガス設備			
3.1.1 管及び継手	*管材 ※図示による ・( )	[表6.3.1]	
3.1.3 充填容器その他	*ガス漏れ警報器 外部出力端子 ・有 ・無 ・図示による		
3.1.4 配管用雑材料	*スリーブの仕様 ※第2編 2.2.27(2)による ・( ) ・図示による		

章	項目	特記事項	備考
第6編	2節 施工		
	3.2.2 管の接合	*鋼管の接合溶接部の非破壊検査 ・行う ・行わない ・図示による *検査の種類及び抜取率 ・図示による ・( )	【改修2.3.2】
	3.2.3 配管	*地中埋設標の設置箇所 ※図示による ・( )	
	3.2.4 塗装	*塗料種別 合成樹脂調合ペイント塗りの塗料 ※JIS K 5516 1種 ・( ) ・図示による アルミニウムペイント塗りの塗料 ※JIS K 5492 ・( ) ・図示による	
	【改修】4節 撤去		
	【2.4.2】 既存設備の撤去	*既設配管等の撤去範囲 ※図示による ・( )	
	1章 一般事項		
	2節 事前調査		
	1.2.1 事前調査	*事前調査 揚水井 ・既設井分布調査 ・法的規制調査 ・地表探査 ・周辺環境調査 地中熱交換井 ・既設井分布調査 ・法的規制調査 ・地質情報の収集、整理 ・代表井による熱交換効率の把握(方法: ) ・周辺環境調査	
	2章 揚水井設備		
1節 機材及び施工			
2.1.1 掘さく	*工法 ・パーカッション式 ・ロータリー式 ・ダウンザホールハンマ式 ・図示による *孔口保護管の深度 ・( ) ・図示による *仮設ケーシング ・使用する ・使用しない ・( ) *ケーシング挿入の安全確認 ・行う(傾斜測定 ・ガイド管の降下試験) ・行わない *測定方法 ※連続測定 ・スポット測定(深度1mごと) *管材 ※配管用炭素鋼管(JIS G 3452)の黒管 ・配管用ステンレス鋼管(JIS G 3459)		
2.1.2 電気検層			
2.1.3 ケーシング			
3章 地中熱交換井設備			
1節 機材及び施工			
3.1.1 掘さく	*工法 ・回転振動式 ・ロータリー式 ・ダウンザホールハンマ式 ・ロータリーパーカッション式 ・図示による		
3.1.4 試験	*水圧試験 ※3.1.4(7)~(9)により行う ・行わない ・( )		
1章 一般事項			
1節 総則			
1.1.1 一般事項	*処理種別 ・小規模合併処理 ・合併処理 ・図示による 方式 ・( ) ・図示による 型式 ・ユニット型 ・現場施工型 ・図示による *現場施工型 送風機室 ・図示による ・( ) ・無 防護さく ・図示による ・( ) ・無 コンクリート躯体工事 ・図示による ・( ) ・無	[表8.1.1]	
1.1.2 施工範囲	*ユニット型 ・土工事 ・地業工事 ・コンクリート工事 ・左官工事 ・図示による		
2章 現場施工型浄化槽			
3章 ユニット型浄化槽			
1節 機材			
2.1.1(3.1.1) スクリーン	*電動機 200V・400V三相誘導電動機の始動方式 ※第2編 表2.1.5による ・( )		
2.1.3(3.1.1) 汚水、汚物ポンプ	*ケーシングの材質 ・( ) ・第5編 1.2.7(3)の金属製 ・合成樹脂製 ・図示による *羽根車の材質 ・( ) ・第5編 1.2.7(4)の金属製 ・合成樹脂製 ・図示による *水中形三相誘導電動機 ・油封式 ・乾式 *汚物用水中モーターポンプ 電動機の極数 ・4極 ・6極 *着脱装置 ・( ) ・図示による *付属品 水中ケーブル長さ ・( ) ・図示による *アリアポンプ 計量機能 ・要 ・不要 ・図示による 調整機能 ・要 ・不要 ・図示による *間欠ばつ気運転( ) ・行う ・行わない ・図示による *換気用送風機 ・遠心送風機 ・軸流送風機 ・斜流送風機 ケーシング下部の水抜き穴 設ける ・設けず ・図示による 電動機(直動形以外) 200V・400V三相誘導電動機の始動方式 ※第2編 表2.1.5による ・( ) ・壁掛式有圧換気扇(フド付) ・天井式有圧換気扇 ・図示による		
2.1.4(3.1.1) アリアポンプ			
2.1.5(3.1.1) 送風機	*送風機の据付け 基礎 ・標準基礎(大きさ ※図示による ・( )) ・防振基礎 機器 設計用震度 ※第3編 2.1.1(4)(7)(イ)による ・( ) 遠心送風機(床置形) 基礎の形式 ※標準基礎 ・防振基礎 ・図示による 防振基礎の場合 防振材 ・( ) ・図示による 振動絶縁効率 ・( ) % ・図示による		
2.1.6(3.1.1) 制御盤	*一括故障表示用無電圧接点及び端子 設ける ・設けず ・図示による		
2.1.11(3.1.1) 消泡装置	*形式 ・ノズル式 ・消泡剤式 ・図示による		
2.1.14(3.1.1) 消毒装置	*消毒装置 ※塩素剤を使用するもの( ・固定塩素剤消毒装置 ・次亜塩素酸ソーダ消毒装置) ・( ) ・図示による		
2.1.27(3.1.1) マンホール	*マンホールの施錠 ・有 ・無 ・図示による *合成樹脂製等マンホール 設ける ・設けず ・図示による		
2.1.30(3.1.1) 配管	*管材 ・図示による ・( ) *弁類 ・図示による ・( )	[表8.2.1] [表8.2.2]	
2章2節 施工			
2.2.1 施工	*土工事 土留等 ・行う(詳細は図示による) ・行わない ・図示による		
3章2節 施工			
3.2.1 施工	*基礎等の厚さ ※表8.3.1による ・( ) ・図示による		
2章 一般エレベーター			
4章 非常用エレベーター			
1節 一般事項			
2.1.1(4.1.1) 一般事項	*ロープ式エレベーター構造 ・機械室あり ・機械室なし ・図示による	【改修7編】	
2章 一般エレベーター			
3章 普及型エレベーター			
4章 非常用エレベーター			
2節 機材及び施工			
2.2.1(3.2.1) 駆動装置等(4.1.1)	*電源盤及び制御盤 機械室なしの場合の設置場所 ・昇降路内 ・乗場 ※図示による 動力計測用電力量計 設ける ・設けず ※図示による 制御装置の機能 ・図示による ・( )	【改修7編2.2.1】 [表9.2.2]	

<代表設計者> 一級建築士 国土交通大臣登録 第338590号 寺西 敦敏	あいち小児保健医療総合センター 救急検診室陰圧化改修工事
<設備設計者> 一級建築士 国土交通大臣登録 設備設計一級建築士 国土交通大臣登録 第195886号 第2339号 小林 陽一	GEN 総合 16 特記仕様書(機械設備6) 安井建築設計事務所



章	項目	特記事項	備考
第9編	2.2.2(3.2.2) かご (4.1.1)	*かご室 側板の材質 ( ) ・ 図示による かご室内設備 ・各階案内表示板 ・館内放送用スピーカー ・着脱式壁保護材 ・図示による 付加仕様 ・かご内専用操作盤 ・かご内手すり ・かご内鏡 ・かご内専用インジケータ ・キックプレート(設置場所: ※かご内側面及び背面 ・かご内正面の壁) ・視覚障害者用装置(点字銘板、自動放送装置) ・図示による	【改修7編2.2.2】 【改修7編2.2.2】
	2.2.3(3.2.3) 乗場 (4.1.1)	*かごの戸 材質 ( ) ・ 図示による *かご操作盤 行先階ボタン等の登録済呼び取消し機能 ・要 ・不要 ・図示による *三方枠 材質 ( ) ・ 図示による *乗場の戸 材質 ( ) ・ 図示による *乗場ボタン 専用乗場ボタン(付加仕様) ・設けない ・図示による *インジケータ ホールランタン ・設ける ・設けない ・図示による 昇降方向音声装置 ・設ける ・設けない ・図示による	【改修7編2.2.3】
	2.2.5(3.2.5) 安全装置 (4.1.1)	*非常着床用出入口 仕様 ・図示による ( ) *機械室あり 非常止め装置(釣合おもり側) ・設置する ・設置しない ・図示による *機械室なし 非常止め装置(釣合おもり側) ・設置する ・設置しない ・図示による	【改修7編2.2.5】 【改修7編2.2.5】
	【改修】7編2章 一般油圧EV【2節】 機材及び施工		
	2.2.6(3.2.6) 耐震措置 (4.1.1)	*耐震措置 ※第9編第2章第2節2.2.6による ・ 図示による ( ) *設計用震度 耐震安全性の分類 ・耐震クラスA14 ・耐震クラスS14 免震構造及び制震構造の建築物の場合 ( ) ・ 図示による 設計用鉛直震度 免震構造建築物の場合 ( ) ・ 図示による	【改修7編2.2.6】
	2.2.7(3.2.7) 管制運転等 (4.1.1)	*地震感知器 加速度の設定方式、設定値 免震構造、制震構造の建築物 ( ) ・ 図示による	【改修7編2.2.6】
	2.2.7(3.2.7) 管制運転等 (4.1.1)	*適用する運転 ・地震時管制運転 ・火災時管制運転 ・非常用発電時管制運転(自家発時) ・停電時救出運転 ・浸水時管制運転 ・ピット冠水時管制運転 ・緊急地震速報連動運転 ・図示による	【改修7編2.2.7】
	2.2.8(3.2.8) エレベーター監視盤 (4.1.1)	*エレベーター監視盤の構成 ※図示による ( ) 監視装置の形式 ・自立形 ・壁掛形 ・デスクトップ形 ・ 図示による *監視装置 表示部(非常用EV以外) ・発光タイプによる表示 ・液晶ディスプレイ ・ 図示による 操作キースイッチ ・設ける ・設けない ・ 図示による *操作卓 ・設置する(寸法: ※図示による ( )) ・設置しない *エレベーター警報盤 ・設置する ・設置しない ・ 図示による	【改修7編2.2.8】 【改修7編2.2.9】
	2.2.10(4.1.1) 塗装 2.2.11(4.1.1) 電気配線	*塗装標準 表面仕上げの塗装程度、表面平面度の種別 ・1種 ・2種 ・3種 ・ 図示による [表9.2.10] *保守遠隔監視用(電話回線)配管、配線 ・設ける ・設けない ・ 図示による	【改修7編2.2.8】 【改修7編2.2.9】
	5章 小荷物専用昇降機 2節 機材及び施工		
5.2.5 電気配線及び付属品	*電気配線 保守遠隔監視用(電話回線)配管、配線 ・設ける ・設けない ・ 図示による		
6章 エスカレーター 2節 機材及び施工			
6.2.4 欄干	*内側板 材質 ・ステンレス鋼板 ・透明強化ガラス ・ 図示による		
6.2.7 制御盤及び 運転操作方式	*運転操作方式 自動発停運転機能 ・設ける ・設けない ・ 図示による		
6.2.8 安全装置	*エスカレーターと接する部分の安全措置 ・保護板 ( ) ・ 図示による		
【改修】7編1章 一般事項 【2節】 仮設工事等			
【1.2.1】 一般事項			
【3節】 撤去工事			
【1.3.2】 既設機器の撤去	*同一昇降路内の隣接するEVの運転 ・行う(対策: ) ・行わない		
【1.3.3】 既設機器の撤出	*既設機器等の撤去範囲 ※ 図示による ( ) *撤去後の開口部[床、壁、天井等]の補修方法、仕上げの仕様 ※監督職員と協議 ・ 図示による *撤出方法 ( ) ・ 図示による		
10章 機械式駐車設備			
2章 二段方式機械式駐車装置 2節 機材及び施工			
2.2.4 運転操作盤	*運転操作盤 ※号機ごとにつき一面設ける ( ) ・ 図示による 号機選択スイッチ ・要 ・不要		
2.2.6 安全装置	*安全操作盤以外の非常停止装置 ・設ける ・設けない ・ 図示による		
2.2.8 塗装及び防錆	*構造体及び機器の防錆 ・塗装 ・溶融亜鉛めっきによる防錆 ・ 図示による		
第11編			
2章 医療ガス設備工事 1節 機材			
2.1.1 医療ガス供給装置	*定置式超低温液化ガス供給装置(OE) 設置数 ※1 ・2 ( ) ・ 図示による 警報装置 ※接点付き液面計 ( ) ・ 図示による *可搬式超低温液化ガス供給装置(LGC) 切替器 ・手動式 ・自動切換え式 ・ 図示による *マニフォールド 自動切換装置 切替器 ・手動式 ・自動切換え式 ・ 図示による *圧縮空気供給装置 エアドライヤ 除湿方式 ( ) ・ 図示による 制御盤の構造 ※2.1.1.5(m)による ( ) ・ 図示による *吸引装置 方式 ※吸引ポンプを用いる ( ) ・ 図示による *麻醉ガス排除装置 余剰麻醉ガス処理装置 ・付加する ・付加しない ・ 図示による		
2.1.2 アウトレット、区域別遮断弁、遠隔警報器	*アウトレットその他の機器 ( ) ① 図示による *区域別遮断弁 壁以外に取付ける場合 ( ) ・ 図示による 緊急導入口付とする場合 ( ) ・ 図示による		
2.1.4 機材の検査に伴う試験	*試験を行うことを指定する機材 ( ) ・ 図示による		
2節 施工			
2.2.1 機器の据付け及び取付	*基礎 ・標準基礎(大きさ ※図示による ( )) ・防振基礎 *機器 設計用震度 ※第3編 2.1.1(4)(7)(f)による ( ) *防振基礎の場合 防振材 ( ) 振動絶縁効率 ※80%以上 ( ) % ・ 図示による *壁取付形アウトレット 取付高さ ② (FL+1,400) ・ 図示による *天井吊下形 ソケットハンダリの吊下げ位置 ( ) ・ 図示による *天井リール形 ソケットハンダリの吊下げ位置 ( ) ・ 図示による		
2.2.2 配管の施工	*空気及び吸引配管の保護方法 ( ) ・ 図示による *鋼管 配管の接合 2.2.2.2(イ)以外を使用する場合 ( ) ・ 図示による		
3節 既存配管設備の変更			
2.3.1 一般事項	*既存の撤去を行う場合の切り離し部の措置 ※プラグ止め ( ) ・ 図示による *2.4.2(7)～(カ)までの試験のうち、簡略化するもの( ) ・ 図示による *仮設供給の方法 ( ) ・ 図示による		
4節 検査・試験			
2.4.2 検査・試験の順序	*検査・試験の項目と順序 ※2.4.2による ③(原則2.4.2によるが耐圧試験と気密試験の時間については監督職員との協議による)		
2.4.3 検査・試験の時期と内容	*アウトレット 判別不可能な場合のガス別同定の検査方法 ( ) ・ 図示による *圧縮空気供給装置の清浄度試験 判定基準 寒冷地等の治療用空気の露点温度 ( )		

章	項目	特記事項	備考																																																								
その他	*本仕様書、図面、標準仕様書及び標準図に記載されたもの他は「官庁施設の総合耐震計画基準 解説」による。	*局部震度法による建築設備機器(水槽類を除く)の設計用標準水平震度(KS) <table border="1"> <tr> <th rowspan="3">設置場所</th> <th colspan="4">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">※ 特定の施設</th> <th colspan="2">一般の施設</th> </tr> <tr> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> <tr> <td>上層階、屋上及び塔屋</td> <td>2.0 (2.0)</td> <td>1.5 (2.0)</td> <td>1.5 (2.0)</td> <td>1.0 (1.5)</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>1.5 (1.5)</td> <td>1.0 (1.5)</td> <td>1.0 (1.5)</td> <td>0.6 (1.0)</td> </tr> <tr> <td>1階及び地下階</td> <td>1.0 (1.0)</td> <td>0.6 (1.0)</td> <td>0.6 (1.0)</td> <td>0.4 (0.6)</td> </tr> </table> (注) ( )内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。 *局部震度法による水槽類の設計用標準水平震度(KS) <table border="1"> <tr> <th rowspan="3">設置場所</th> <th colspan="4">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">※ 特定の施設</th> <th colspan="2">一般の施設</th> </tr> <tr> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> <tr> <td>上層階、屋上及び塔屋</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>1階及び地下階</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> </table> *重要機器 水槽類にはオムロン等を含む。 受変電設備機器、自家発電設備機器、危険物関係機器、火気使用機器、(除、ガス瞬間湯沸器等) 第1種圧力容器、高圧ガス機器、油槽類 直流電源機器、通信機器、電話交換機器、危険物用防災機器 給水装置、排水装置、重要な空調 避難用機器、105kW以上の冷凍機、冷却塔、貯湯槽 熱源機器、中央監視制御機器 防災機器 大型水槽類、特殊ガス容器等 上記の他、上記を機能させるために必要な補器類、施設特性により重要とされるもの及び特に指定するもの。 *一般機器 重要機器以外のもの	設置場所	耐震安全性の分類				※ 特定の施設		一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)	中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)	1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)	設置場所	耐震安全性の分類				※ 特定の施設		一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0	中間階	1.5	1.0	1.0	0.6	1階及び地下階	1.5	1.0	1.0	0.6	本表は建築物の構造体が鉄筋コンクリート造、鉄骨造のものに適用する。 上層階は、2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階。 中間階は、地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの。(平屋建は1階と屋上で構成され中間階はなし) 設置場所の区分は機器を支持している床部分にしたがって適用する。
	設置場所	耐震安全性の分類																																																									
		※ 特定の施設		一般の施設																																																							
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																						
	上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)																																																						
	中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)																																																						
	1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)																																																						
	設置場所	耐震安全性の分類																																																									
		※ 特定の施設		一般の施設																																																							
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																						
上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0																																																							
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6																																																							
1階及び地下階	1.5	1.0	1.0	0.6																																																							
*東洋ゴム化工品(株)及びニッタ加工品(株)で製造された製品・材料を用いる場合	受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする。)を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人面で関係がない者)によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。 なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。 <table border="1"> <tr> <th>試験名</th> <th>計測項目</th> </tr> <tr> <td>通常状態での試験(常態試験)</td> <td>硬さ、比重、引張強度、伸び</td> </tr> <tr> <td>熱老化試験</td> <td>熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)</td> </tr> <tr> <td>圧縮永久ひずみ試験</td> <td>圧縮による残留歪み</td> </tr> <tr> <td>製品検査</td> <td>外観、寸法、性能</td> </tr> </table> ただし、第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。	試験名	計測項目	通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び	熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)	圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み	製品検査	外観、寸法、性能																																																
試験名	計測項目																																																										
通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び																																																										
熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)																																																										
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み																																																										
製品検査	外観、寸法、性能																																																										
*特定建設資材の再資源化等	*建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律{(平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。}に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」はhttps://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html「建築工事事務の手引・関連様式」から入手可能。 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">*別表1 建築物に係る解体工事</th> <th colspan="2">*別表2 建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)</th> </tr> <tr> <th>工</th> <th>工</th> <th>工</th> <th>工</th> </tr> <tr> <th>及程</th> <th>程</th> <th>程</th> <th>程</th> </tr> <tr> <th>毎</th> <th>程</th> <th>程</th> <th>程</th> </tr> <tr> <th>解</th> <th>程</th> <th>程</th> <th>程</th> </tr> <tr> <th>の</th> <th>程</th> <th>程</th> <th>程</th> </tr> <tr> <th>作</th> <th>程</th> <th>程</th> <th>程</th> </tr> <tr> <th>業</th> <th>程</th> <th>程</th> <th>程</th> </tr> <tr> <th>方</th> <th>程</th> <th>程</th> <th>程</th> </tr> <tr> <th>法</th> <th>程</th> <th>程</th> <th>程</th> </tr> <tr> <th>内</th> <th>程</th> <th>程</th> <th>程</th> </tr> <tr> <th>容</th> <th>程</th> <th>程</th> <th>程</th> </tr> </table>	*別表1 建築物に係る解体工事		*別表2 建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)		工	工	工	工	及程	程	程	程	毎	程	程	程	解	程	程	程	の	程	程	程	作	程	程	程	業	程	程	程	方	程	程	程	法	程	程	程	内	程	程	程	容	程	程	程										
*別表1 建築物に係る解体工事		*別表2 建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)																																																									
工	工	工	工																																																								
及程	程	程	程																																																								
毎	程	程	程																																																								
解	程	程	程																																																								
の	程	程	程																																																								
作	程	程	程																																																								
業	程	程	程																																																								
方	程	程	程																																																								
法	程	程	程																																																								
内	程	程	程																																																								
容	程	程	程																																																								
*別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(外構・工作物等)	<table border="1"> <tr> <th>工</th> <th>工</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体等の方法</th> </tr> <tr> <th>及程</th> <th>程</th> <th>内容</th> <th>方法</th> </tr> <tr> <th>毎</th> <th>程</th> <th>内容</th> <th>方法</th> </tr> <tr> <th>解</th> <th>程</th> <th>内容</th> <th>方法</th> </tr> <tr> <th>の</th> <th>程</th> <th>内容</th> <th>方法</th> </tr> <tr> <th>作</th> <th>程</th> <th>内容</th> <th>方法</th> </tr> <tr> <th>業</th> <th>程</th> <th>内容</th> <th>方法</th> </tr> <tr> <th>方</th> <th>程</th> <th>内容</th> <th>方法</th> </tr> <tr> <th>法</th> <th>程</th> <th>内容</th> <th>方法</th> </tr> <tr> <th>内</th> <th>程</th> <th>内容</th> <th>方法</th> </tr> <tr> <th>容</th> <th>程</th> <th>内容</th> <th>方法</th> </tr> </table>	工	工	作業内容	分別・解体等の方法	及程	程	内容	方法	毎	程	内容	方法	解	程	内容	方法	の	程	内容	方法	作	程	内容	方法	業	程	内容	方法	方	程	内容	方法	法	程	内容	方法	内	程	内容	方法	容	程	内容	方法														
工	工	作業内容	分別・解体等の方法																																																								
及程	程	内容	方法																																																								
毎	程	内容	方法																																																								
解	程	内容	方法																																																								
の	程	内容	方法																																																								
作	程	内容	方法																																																								
業	程	内容	方法																																																								
方	程	内容	方法																																																								
法	程	内容	方法																																																								
内	程	内容	方法																																																								
容	程	内容	方法																																																								
*別表4 再資源化等をする施設の名称及び所在地	<table border="1"> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>施設の名称</th> <th>所在地</th> </tr> <tr> <td>・コンクリート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・鉄及びコンクリートから成る建設資材</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・アスファルト・コンクリート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・木材</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	・コンクリート			・鉄及びコンクリートから成る建設資材			・アスファルト・コンクリート			・木材																																													
廃棄物の種類	施設の名称	所在地																																																									
・コンクリート																																																											
・鉄及びコンクリートから成る建設資材																																																											
・アスファルト・コンクリート																																																											
・木材																																																											
(注)別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。																																																											
<代表設計者> 一級建築士 国土交通大臣登録 第338590号 寺西 敦敏	あいち小児保健医療総合センター 救急診療室陰圧化改修工事	GEN 総合																																																									
<設備設計者> 一級建築士 国土交通大臣登録 第195886号 設備設計一級建築士 国土交通大臣登録 第2339号 小林 陽一	17 特記仕様書(機械設備7)	安井建築設計事務所																																																									

章	項	目	特	記	事	項
<b>機 械 設 備 工 事 指 定 資 材</b>						
分	類	指	定	資	材	適 用 範 囲 品 質 性 能 基 準
ボイラー		鋼製簡易ボイラー及び簡易貫流ボイラー				評価名簿登載品
		鑄鉄製ボイラー及び鑄鉄製簡易ボイラー				評価名簿登載品
		鋼製小型ボイラー及び小型貫流ボイラー				評価名簿登載品
		鋼製ボイラー				評価名簿登載品
温水発生機		真空式温水発生機				評価名簿登載品
		無圧式温水発生機				評価名簿登載品
冷凍機		リソクユニット及び空気熱源ヒートポンプユニット				評価名簿登載品
		吸収冷温水機				評価名簿登載品
		吸収冷温水機ユニット				評価名簿登載品
		遠心冷凍機				評価名簿登載品
冷却塔		冷却塔				評価名簿登載品
		ユニット形空気調和機				評価名簿登載品
空気調和機		ファンコイルユニット及びカセット形ファンコイルユニット				評価名簿登載品
		コンパクト形空気調和機				評価名簿登載品
		パッケージ形空気調和機			圧縮機用電動機の出力7.5kw以上	評価名簿登載品
		マルチパッケージ形空気調和機				評価名簿登載品
		ガスエンジン・ヒートポンプ式空気調和機			冷房能力28kwを超えるもの(マルチ形を除く)	評価名簿登載品
空気清浄装置		エアフィルター(パネル形・折込み形)				評価名簿登載品
		自動巻取形エアフィルター				評価名簿登載品
		電気集じん器				評価名簿登載品
全熱交換器		全熱交換器(回転形・静止形)				評価名簿登載品
		全熱交換ユニット				評価名簿登載品
送風機類		遠心送風機(多翼形送風機)				評価名簿登載品
		斜流送風機				評価名簿登載品
		軸流送風機				評価名簿登載品
		消音ボックス付送風機				評価名簿登載品
ポンプ類		横形遠心ポンプ				評価名簿登載品
		水中モーターポンプ			(汚水用・雑排水用・汚物用)	評価名簿登載品
		立形遠心ポンプ				評価名簿登載品
ダクト付属品		吹出口・吸込口				評価名簿登載品
		風量ユニット(定風量・変風量)				評価名簿登載品
自動制御		自動制御システム				評価名簿登載システム
衛生器具ユニット		衛生器具ユニット				JISマーク表示品または評価名簿登載品
タンク		F R P製パネルタンク				評価名簿登載品
		密閉形隔膜式膨張タンク(空調用・給湯用)				評価名簿登載品
		ステンレス鋼板性パネルタンク(溶接組立形)				評価名簿登載品
		ステンレス鋼板性パネルタンク(ボルト組立形)				評価名簿登載品
消火装置		スプリンクラー消火システム				評価名簿登載システム
		不活性ガス消火システム				評価名簿登載システム
		泡消火システム				評価名簿登載システム
		ハロゲン化物消火システム				評価名簿登載システム
厨房機器		厨房システム			評価名簿登載システム	
鑄鉄製ふた		マンホールふた・弁榭ふた			評価名簿登載品	

注) 本工事に使用する資材・機材は、上表によるほか、平成31年版国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各標準仕様書、工事特記仕様書、図面で指定された品質、性能を有するもの及び以下のものとする。

- (一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」により評価を受けた建築材料・設備機材等(「評価名簿登載品、評価名簿登載システム」という)。ただし、評価書の「納入地区及びアフターサービス地区」に当該工事場所が含まれる場合に限る。
- (一財)ベターリビングが認定した優良住宅部品(BL部品)。ただし、現場においてBLマーク表示が確認できるものに限る。
- その他、各標準仕様書の仕様規定及び試験方法に適合することが証明書等で確認でき、監督職員に承諾を得られたもの。(定期的なメンテナンスが必要になる機材については、メンテナンス(アフターサービス)の体制についても監督職員に承諾が得られること。)なお「評価名簿登載品」は、(一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」の評価書の写しを提出することにより、その評価を受けたこと及びメンテナンスの体制があることについて証明することができる。

No. 8a

章	項	目	特	記	事	項

No. 8b

<代表設計者> 一級建築士 国土交通大臣登録 第338590号 寺西 敦敏	あいち小児保健医療総合センター 救急検診室陰圧化改修工事
<設備設計者> 一級建築士 国土交通大臣登録 第195886号 設備設計一級建築士 国土交通大臣登録 第2339号 小林 陽一	GEN 総合 18 特記仕様書(機械設備8) 安井建築設計事務所

電気設備工事特記仕様書

令和2年10月1日改定

Table with 4 columns: Chapter, Item, Particulars, Remarks. Includes sections for general items, drawings, and construction site management.

No. 1a

Table with 4 columns: Chapter, Item, Particulars, Remarks. Includes sections for material processing, equipment, and construction.

No. 1b

章	項目	特記事項	備考
第1章	1.7.2 完成図	<p>*完成図の種類及び記載内容 ※表1.7.1による(改修は表1.11.1) ・ ( )</p> <p>*原図作成方法 ※CAD作成し紙出力 サイズ ※設計原図と同じ ・ ( )</p> <p>原図用紙の種類 ※PPC用紙・レスタード和紙 同等品 トレーシングペーパー</p> <p>提出部数 ※原図:1部、複写図:2部 ・ ( )</p> <p>CADデータ ※提出する( ・ 愛知県電子納品運用ガイドラインに基づく ※監督職員との協議による) 提出しない</p> <p>CAD図面の作成にあたっては国土交通省「建築CAD図面作成要領(案)」に基づいて作成する。</p> <p>*複写図作成方法 ・ 1.7.1完成時の提出図書2)に代える ・ ( )</p>	【改修1.11.2】
	【改修】7節 養生	<p>*養生範囲 ※図示による ( ) ・ 1.7.1による箇所</p> <p>*養生方法 ※ビニールシート、合板等により適切に行う ・ 図示による ・ ( )</p> <p>*既存設備等の養生方法 ※ビニールシート、合板等により適切に行う ・ 図示による ・ ( )</p> <p>*固定された備品、机、ロッカ等の移動 ・ 図示による ・ 移動しない ・ ( )</p> <p>*機材搬入及び撤去機材搬出通路の養生 ※ビニールシート、合板等による ・ 図示による ・ ( )</p>	
第2章	【改修】8節 撤去	<p>*撤去前に内容物の回収を要する機器、配管等の処置 ※図示による ・ ( )</p> <p>*石綿の撤去 ※図示による ・ ( )</p> <p>*機器等撤去跡の補修等 ※図示による ・ ( )</p> <p>*撤去後の開口部[床、壁、天井等]の補修方法、仕上げの仕様 ※図示による 監督職員と協議 ・ ( )</p>	
	その他	<p>*仮設</p> <p>*予備品等</p> <p>*光熱水費</p> <p>*現場代理人等</p> <p>*火災保険等加入方法等</p> <p>*法定外の労災保険</p> <p>*事故報告</p> <p>*工事中の安全管理</p> <p>*工事の下請負</p> <p>*施工体制</p> <p>*施工体制台帳</p> <p>*施工体系図</p> <p>*各種調査への協力</p> <p>*工事コスト調査の協力</p> <p>*工事費内訳明細書等</p> <p>*騒音・振動対策</p> <p>*排出ガス対策型建設機械</p> <p>*貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱</p> <p>*特定特殊自動車の燃料</p> <p>*薬液注入工法</p> <p>*石綿含有仕上塗材の除去・補修、既存壁等の作業</p> <p>*建設業退職金共済制度</p>	
第3章	1	<p>*仮設の方法は施設及び監督職員と協議する。</p> <p>*国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)に記載された「予備品」の他、照明器具に用いるランプを種別ごと、大きさ(W)ごとに現用数の3%を具備する。(ただし、端数は切り上げ)</p> <p>*建物引き渡しまでの電気、水道、ガス等の料金(基本料金、電気主任技術者委託料を含む)は、協議の上、各工事受注者が負担する。</p> <p>*現場代理人においては、受注者との直接的な雇用関係、主任技術者(監理技術者)、専門技術者においては、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係があること。</p> <p>*契約約款第11条に規定する現場代理人、主任技術者(監理技術者)の通知は、所定の様式(現場代理人等通知書)により、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。また建設業法に基づく監理技術者補佐、専門技術者を定めるときも同様とする。</p> <p>*受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させる場合や監理技術者について同施行令第28条及び第29条の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置することにより他の工事と兼務させる場合にあつては、所定の様式により兼務届を作成の上、新たに契約した工事については工事請負契約締結後5日以内に、現に施工中の工事については原則兼務期間の始期より前に、監督員を通じて発注者に提出すること。</p> <p>*電気工事の保険の種類は、火災保険又は組み立て保険とする。(建築工事事務の手引 参考2「愛知県建築工事に係る火災保険等の加入方法」による)期間は、工事資材の現場搬入の日から工事目的物の引渡しの日までとする。(特に定めのない限り、契約上の工事完成期日経過後14日間とする。)保険金受取人(被保険者)は、受注者とする。</p> <p>*本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。</p> <p>*工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。</p> <p>*南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、受注者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物等及び仮設物に対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うこと。</p> <p>*受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。</p> <p>2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。</p> <p>3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。</p> <p>4) 下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。</p> <p>5) 下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置要件に該当しない者であること。</p> <p>*施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)」によること。</p> <p>*建設業法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを監督職員に提出すること。(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条)</p> <p>*下請契約を締結する場合においては、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所(仮囲いなど)に掲示する。</p> <p>*本工事が、公共事業労務費調査、共通費実態調査等の対象工事になった場合は必要な協力をすること。</p> <p>*本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時に愛知県が行う工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示によること。また、本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。</p> <p>*本工事における木材利用状況に関する調査に協力すること。</p> <p>*契約約款第3条第1項の規定による「工事費内訳明細書及び工程表」は、発注者から請求があった時に提出すること。</p> <p>*「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達)」及び関連法規の規定を厳守し施工する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業(特定建設作業)及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(建設大臣告示)により指定された建設機械を使用する。</p> <p>作業名: 建設機械名:</p> <p>*排出ガス対策型建設機械の適用 ※有り ・ なし</p> <p>(対象機種: バックホウ、車輪式トラクタショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイールクレーン(いずれもディーゼルエンジン出力7.5~260KW))</p> <p>(対象規制値: 排出ガス対策型建設機械指定要領(国土交通省総合政策局)の別表1(1次基準値))</p> <p>*工事場所が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」(愛知県: https://www.pref.aichi.jp/kankyo/ondanka/car/yoko/index.html)に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。</p> <p>*受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。</p> <p>なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。</p> <p>*薬液注入工法により地盤の改良を行う場合は、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」(建設省事務次官通達)による。</p> <p>*既存の壁等に対して作業(仕上塗材の除去・補修、コア抜きやアンカーボルト打設作業など仕上塗材の破断を伴う全ての作業)をする場合は、既存壁等の石綿含有仕上塗材使用の有無を確認し、石綿が含有されている場合は、除去工法、作業方法等について関係法令所管部局及び監督職員と協議の上、適切な石綿飛散防止措置を講じること。</p> <p>*本工事に関わる自社及び下請負会社の中にこの制度を使用する者がある場合は、同制度に加入し、掛金収納書を提出しなければならない。制度を使用しない又は証紙を購入しない場合は、理由書等を提出する。</p>	

章	項目	特記事項	備考	
第1章	* 契約後VE	<p>*本工事は、契約約款第20条第2項に基づく提案を受け付ける契約方式(以下「契約後VE」という。)の( ※対象工事(契約金額が250万円未満の場合を除く。)) ・ 対象外工事 )とする。</p> <p>* 契約後VEを行う場合には、「愛知県建設局契約後VE実施要領」の規定により行うものとする。「愛知県建設局契約後VE実施要領」は、建設企画課HP(下記URL参照)に掲載している。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/dobokugijyutsu-jitushiyouryou.html</p> <p>* VE提案の範囲</p> <p>※ 請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容に関する変更により請負代金額の低減を伴うものとする。[工事全体をVE提案の対象とする場合]</p> <p>・ 請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料及び施工方法等に関する変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。[工事目的物をVE提案の対象としない場合]</p> <p>・ ( ) [その他VE提案を求める範囲によって適宜記載する]</p> <p>* VE提案の実施にあたり、関係機関協議等第三者との調整等を要する提案については、あらかじめ、請負者が主体となり当該第三者との事前調整等を行い、実施の見込みがある提案であること。</p>		
	2章 共通工事	<p>1節 仮設工事</p> <p>2.1.1 一般事項</p> <p>【改修2.2.2】 足場その他</p>	<p>* 足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(平成21年4月24日厚生労働省労働基準局長 基発第0424002号)に規定する「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「動きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は2の(3)手すり先行専用足場方式により行う。</p> <p>* 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工事用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。</p> <p>* 内部足場 表2.2.1 A種からD種のいずれか 単管足場 枠組足場またはくさび緊結式足場 ・ ( )</p> <p>* 外部足場 別契約の関係受注者の設置する足場 枠組足場またはくさび緊結式足場 単管本足場 仮設ゴンドラ 移動式足場 高所作業車 ・ ( )</p> <p>設置するシート等 防護シート(JISA8952) 防護ネット(JISA8960) 防音シート ・ ( )</p> <p>* 高さか5m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)によるものとする。</p> <p>* 設ける( m程度) 既存建物内の一部 ※ 設けない ・ 構外に設置</p> <p>* 標準備品 机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、寒暖計、墜落制止用器具、衣類ロッカー、受注者加入の電話子機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具 1,200以上</p> <p>* 選択備品 ・ パソコン ・ プリンター ・ FAX ・ 複写機</p> <p>* 受注者事務所(設ける場合)※ 構内(従業員宿舍除く) ・ 構外</p> <p>* 材料置場 ※ 構内 ・ 構外</p> <p>* 仮設物 ※ 構内(従業員宿舍除く) ・ 構外</p> <p>* 建設工事名称板 設ける ※ 設けない 他工事と共同設置</p> <p>* 建設現場標識 ※ 設ける 設けない 他工事と共同設置</p> <p>【改修2.2.3】 仮設間仕切り</p> <p>A種、B種の塗装仕上げ 有 ※ 無</p> <p>* 仮設扉 設置箇所 ※ 図示による ・ ( )</p> <p>種別 ※ 合板張り木製扉程度 ・ ( )</p> <p>* 既存設備の使用 ・ 可能 ○不可(発電機等を使用) ・ ( )</p>	
第2章	2節 土工事	<p>2.2.1 一般事項</p>	<p>*埋戻し土及び盛土 ※ 根切り土の中の良質土 ・ ( ) ・ 図示による</p>	【改修 2.3.1】
	4節 コンクリート工事	<p>2.4.1 一般事項</p>	<p>* コンクリート 設計基準強度 ・ 18N/mm2 ・ ( ) ・ 図示による</p> <p>スランブ ・ 15cm ・ 18cm ・ ( ) ・ 図示による</p>	【改修 2.5.1】
第3章	7節 塗装工事	<p>2.7.1 一般事項</p>	<p>* 金属管の塗装箇所: 屋内見えがかり部分(機械室、EPS等は除く)の屋内露出配管及び屋外露出配管は原則として塗装する。</p> <p>* 塗料の種別、塗り回数 ※表2.7.1による(改修は表2.8.1) ・ ( ) ・ 図示による</p>	【改修 2.8.1】
	9節 スリーブ工事	<p>2.9.1 一般事項</p>	<p>*スリーブの材料及び仕様 ・ 図示による ※表2.9.1[改修は表2.10.1]による ・ ( )</p>	【改修2.10.1】
第4章	10節 インサート	<p>2.10.1 一般事項</p> <p>【改修2.12.1】 一般事項</p> <p>【改修2.12.3】 あと施工コンクリート</p>	<p>* インサートの許容引抜荷重 ※表2.10.1による ・ ( ) ・ 図示による</p> <p>* インサート及びアンカーの許容引抜荷重 ※表2.12.1による ・ ( ) ・ 図示による</p> <p>* 穿孔 埋め込み配管等の探査の範囲及び方法 ( ) ・ 図示による</p> <p>* 性能確認試験 行う 行わない</p> <p>* 施工後確認試験 行う 行わない</p>	
	【改修】11節 はつり工事	<p>【2.11.2】非破壊検査</p> <p>【2.11.3】穴開け及び補修</p> <p>【2.11.4】溝け及び補修</p> <p>【2.11.5】開口部補修等</p>	<p>*放射線透過検査 ○行う 行わない</p> <p>*貫通場所及び口径 ( ) ・ 図示による</p> <p>*はつり深さ ( ) ・ 図示による</p> <p>*補修が必要な箇所 ※図示による 防水箇所の貫通処理方法 ( ) ・ 図示による</p> <p>*意匠を考慮する場合の仕上げ方法 ※図示による</p>	
第5章	【改修】13節 基礎工事	<p>【2.13.1】一般事項</p>	<p>* 機器用基礎 新設 既設再使用 図示による</p> <p>* 基礎の補修 ( ) ・ 図示による</p> <p>* 既設基礎の解体 周辺機器等の養生 ( ) 防水層等の補修 ( ) ・ 図示による</p> <p>* 既設基礎撤去後の補修及び床面仕上げ ( ) ・ 図示による</p>	
	【改修】14節 仮設備工事	<p>【2.14.1】一般事項</p> <p>【2.14.3】仮電源等</p>	<p>* 仮設備を要する期間 ( )</p> <p>* 受変電設備又は発電装置を電源として仮設備する場合 ・ ( ) ・ 図示による</p>	
		<p>&lt;代表設計者&gt;</p> <p>一級建築士 国土交通大臣登録 第338590号 寺西 敦敏</p> <p>&lt;設備設計者&gt;</p> <p>一級建築士 国土交通大臣登録 第195886号 小林 闕一</p>	<p>あいち小児保健医療総合センター救急棟診察室陰圧化改修工事</p> <p>GEN 特記仕様書 (電気設備2)</p> <p>20</p> <p>安井建築設計事務所</p>	

章	項目	特記事項	備考
電	材 料	*電線、ケーブル特記なき電線、ケーブルは原則として環境対策品とすること。 *配線器具 配線器具に使用するプレート類は原則として金属製とする。ただし、防水型等の場合はこの限りでない。	
	施 工	*照明器具取付方法 蛍光灯照明器具 F L40W 1灯相当（同等重量器具を含む）以上は躯体にインサートを 使用の上、堅固に取り付ける。 *予備配管 分電盤から立上り予備配管として、予備の配線用遮断器4個以下の場合は(22)相当を1本、 5個以上の場合(22)相当を2本以上、二重天井内まで立ち上げる。 *位置ボックス 1. 照明器具で送り配線となるもの及び配線が末端となるものは、位置ボックスを省略してもよい。 2. 簡易間仕切に設ける配線器具の位置ボックスは省略してもよい。なお配線器具はそれぞれに 適合した形式のものとする。 3. 原則として、外壁部分への取付は避ける。 *中継ボックス 配管の1区間が30mを超える場合には途中にプルボックス又はジョイントボックスを設ける。 ボックスの支持は4ヶ所とする。ただし、長辺250mm以下のボックスは2ヶ所でも良い。 *地中管路 埋設標は地中管路の曲折箇所、道路横断箇所及び直線部分に設ける。直線部分の場合は 30mごとに設ける。ただし、30mに満たないときは、その間に1個とする。 *埋設標識シート 高圧配線、低圧幹線、通信用幹線の地中配管に標識シートを設ける。	
	1章 機 材		
	第4節 照明器具		
	1.4.2 構造一般	*照明用ポール 配線用遮断機（引外し装置なし） 設置する 設置しない ・ 図示による カットアウトスイッチ（素通しヒューズ） 設置する 設置しない ・ 図示による	
	6節 照明制御装置		
	2 1.6.3 統合照明制御		
	1.6.3.1 共通事項		
	1.6.3.2 照明監視制御装置	*機器構成 ※図示による ・ ( ) *表1.6.1において基本機能に追加するもの ・ 図示による ・ 照明器具個別通信制御 ・ 調色制御 ・ 連動制御 ・ 強制制御 ・ 管理機能	【表1.6.1】
	1.6.3.4 監視操作装置	*外部出力端子の種別 ・ ( ) ・ 図示による	
	編 1.6.3.7 照明制御器	*人の通り抜けと滞在を識別した照明器具の光出力又は点滅の制御 ・ 図示による ・ ( )	
	7節 分電盤		
	1.7.3 キャビネット	*材質 ※ 図示による ・ 鋼板 ・ ステンレス鋼板	
	1.7.6 器具類	*積算計器 計量法による検定付 適用する ※ 適用しない *低圧用SPD 低圧用SPDクラスⅡの性能 ※ 表1.7.12による ・ ( ) ・ 図示による 低圧用SPDクラスⅠの性能 ・ ( ) ・ 図示による	
	9節 O A 盤		
	1.9.3 キャビネット	*端子盤部の通気口 設置する（仕様） 設置しない ・ 図示による *端子盤部の冷却用ファン 設置する（仕様） 設置しない ・ 図示による	
	12節 制御盤		
	1.12.3 キャビネット	*材質 ※ 図示による ・ 鋼板 ・ ステンレス鋼板	
14節 電気自動車用充電装置			
1.14.1 一般事項	*装置種別 ・ 電気自動車用急速充電装置 ・ 電気自動車用普通充電装置（定格電圧：）		
1.14.3 キャビネット	*材質 ※ 図示による ・ 鋼板 ・ ステンレス鋼板		
1.14.4 電力変換装置	*定格直流電圧 ・ ( ) ・ 図示による		
1.14.8 状態警報表示項目	*移報用の遠方監視用接点 ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による		
15節 電熱装置			
1.15.3 発熱線等	*発熱線 第2種発熱線 第4種発熱線 ・ 図示による		
工 2章 施 工			
1節 共通事項			
【改修】1節 共通事項			
【2.1.1】事前確認	*事前確認[表2.1.1において基本機能に追加するもの] 配線の確認 ・ 照明器具 ・ スイッチ ・ コンセント 機器と開閉器等の対照 ・ スイッチ 照亮点減回路の確認 ・ コンセント ・ 制御盤 制御回路の確認 ・ 照明器具 ・ スイッチ ・ コンセント *照明改修を行う場合の対象室の改修前後の照度、回路電流値の測定箇所、回数 ※ 図示による ・ ( ) *屋外の高圧架橋*リフレク絶縁ケーブル相互の接続又は端末処理を行う場合の被覆の伸縮対策 ・ 図示による ・ 行う ・ 行わない	【改修2.1.2】	
2.1.1 電線の接続			
2.1.13 耐震施工	*横引き管等 免震構造、制震構造等の場合の施工（） ・ 図示による 耐震安全性の分類[表2.1.2] ・ 一般の施設 ※ 特定の施設 *建物引込部の配管の耐震処置 ・ ( ) ・ 図示による *建物の拡張*ジョイント部の配線 ・ 標準図第2編の措置を行う ・ ( ) ・ 図示による	【改修2.1.14】	
9節 バスダクト配線			
2.9.2 バスダクトの敷設	*直線部の距離が長い箇所の拡張*ジョイント部の設置 ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による	【改修2.10.2】	
13節 接地			
2.13.9 接地線	*C種接地工事又はD種接地工事の接地線の太さ〔配線用遮断器等の定格電流が100A以下の場合〕 ・ 8mm2以上 ・ ( ) ・ 図示による	【改修2.15.9】	
2.13.12 その他	*大地抵抗率測定用補助接地極の埋設 ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による		
17節 雷保護設備			
2.17.3 引下げ導線	*溶接による接続 ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による	【改修2.19.3】	
2.17.4 接地極	*構造体利用接地極 ※ 図示による *大地抵抗率測定用補助接地極の埋設 ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による		
18節 施工の立会い及び試験			
2.18.2 施工の試験	*接地抵抗測定（構造体接地極、環状接地極、網状接地極、基礎接地極の場合） 測定時期（） 回数（） ・ 図示による *一般照明の照度測定 ※ 行う 行わない ・ 図示による *総合動作試験【改修工事の場合】 行う 行わない	【改修2.20.2】	

章	項目	特記事項	備考
1章 機 材			
1節 キュービクル式配電盤			
1.1.3 キャビネット	*キャビネット（屋内）※ 鋼板製 ステンレス製 ・ 図示による *キャビネット（屋外）※ 鋼板製 ステンレス製 ・ 図示による *積算計器 計量法による検定付 適用する ※ 適用しない		
1.1.5 盤内器具類			
2節 高圧スイッチギヤ			
3 1.2.2 構造一般	*スイッチギヤの形 CX形 CW形 PW形 ・ 図示による *定格電流（） ・ 図示による 定格短時間耐電流（） ・ 図示による		
1.2.4 導電部			
5節 低圧スイッチギヤ			
1.5.2 構造一般	*スイッチギヤの形 CX形 CS形 CW形 FW形 ・ 図示による *定格電流（） ・ 図示による 定格短時間耐電流（） ・ 図示による		
1.5.4 導電部			
7節 22/33kV特別高圧スイッチギヤ			
1.7.2 構造一般	*スイッチギヤの形 CX形 CW形 PW形 MW形 ・ 図示による		
9節 高圧機器			
1.9.1 交流遮断器	*操作方式 ※ 図示による ・ 手動ばね ・ 電動ばね ・ 電磁		
1.9.3 高圧進相コンデンサ	*絶縁方式 ※ 図示による ・ 油入 ・ 乾式		
1.9.4 直列リアクトル	*直列リアクトル ※ 図示による 油入 モールド		
1.9.8 高圧負荷開閉器	*高調波条件により表1.9.7の最大許容電流値を超過する場合 ・ ( ) ・ 図示による *引込柱 ※ 図示による 避雷器内蔵 避雷器非内蔵		
12節 絶縁監視装置			
1.12.3 キャビネット	*キャビネット ※ 鋼板製 ステンレス鋼板製 ・ 図示による		
1.12.5 性 能	*低圧回路の監視性能 絶縁の経時変化の表示 行う 行わない ・ 図示による		
13節 機材の試験			
1.13.1 試 験	*キュービクル式配電盤、高圧及び特別高圧スイッチギヤ等の温度上昇性能試験 行う 行わない		
2章 機 材			
2節 交流無停電電源装置(UPS)			
2.2.1 一般事項	*UPS 常時インバー給電方式 ラインインタラクティブ方式 常時商用給電方式		
2.2.2 性 能	*停電補償時間（） ・ 図示による 温度条件 ※ 25℃ ・ ( )		
4 編 【改修】2節 据付け等	*蓄電池の電解液の処理（）		
2.2.4】機器の取外し、再利用			
3節 電力平準化用蓄電装置			
2.3.1 一般事項	*電力平準機能 ビークカット機能（・(2)(7)(a)① ・(2)(7)(a)②） ビークカット機能（・(2)(7)(b)① ・(b)②）		
2.3.5 電力平準化用蓄電池	*電力水準化用蓄電池 ※ リチウム二次電池 鉛蓄電池 ニッケル水素蓄電池 電力水準化用蓄電池の蓄電池容量、期待寿命、充放電回数、放電時間 ・ 図示による ・ ( ) *補機類 ・ ( ) ・ 図示による		
2.3.7 交直変換装置及び系統連系保護装置	*交流出力電圧 ※ 図示による（） *出力電気方式 ※ 図示による ・ 三相3線式 ・ 単相3線式 ・ 単相2線式		
2.3.8 計測、状態及び警報表示項目	*遠方監視用接点 設けない 設ける ・ 図示による		
4節 分散電源エネルギー・マネジメントシステム			
2.4.2 機 能	*表2.4.2において基本機能に追加するもの バックアップ機能 系統安定制御機能 逆潮流機能 *適用する見える化機能 ・ 図示による 商用受電電力表示 負荷電力表示 需要予測表示 蓄電池運転計画表示 蓄電池充放電指令 蓄電池残量表示 発電電力表示 運転計画/実績グラフ表示 需要予測/実績グラフ表示 再生可能エネルギー発電予測/実績グラフ表示 トレンドグラフ表示		
1章 機 材			
1節 ディーゼル発電装置			
1.1.1 一般事項	*発電装置の運転時間 ※ 図示による（）		
1.1.4 原動機	*性能 排気ガスの排出規制値（） *共通台板 水平震度（） *保安装置 外部用端子 ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による 表1.1.7の*印のうち、適用するもの（） ・ 図示による		
5 1.1.5 配電盤			
1.1.6 補機附属装置等	*適用機器等 ・ ( ) ・ 図示による *ラジエータ、冷却塔等 冷却水 ※ 水道水 ・ ( ) ・ 図示による *主燃料槽等 磁わい式液面検出装置 ・ 使用する ・ 使用しない ・ 図示による 燃料小出槽 ※ 鋼板製 ステンレス鋼板製 ・ 図示による 給油ホック等 キャビネット ※ ステンレス鋼板製 ・ 鋼板製 ・ 図示による 磁わい式液面計 ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による		
1.1.7 燃料等	*排気ガス処理装置等 原動機の排気ガスの窒素酸化物の規制値 ・ ( ) 以下 ・ 図示による *燃料油 軽油 1号 2号 3号 特3号 ・ 図示による (JIS K 2204) 重油 1種 (A種) 1号 1種 (A種) 2号 ・ 図示による (JIS K 2205)		
1.1.8 配管材料等	*表1.1.9以外の燃料、冷却水、排気、始動用空気、換気ガス等の主要配管材料 ・ ( ) ・ 図示による		
2節 ガスエンジン発電装置			
1.2.4 原動機	*性能 排気ガスの排出規制値（） *共通台板 水平震度（） *保安装置 外部用端子 ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による 表1.2.3の*印のうち、適用するもの（）		
1.2.5 配電盤			
1.2.6 補機附属装置等	*適用機器等 ・ ( ) ・ 図示による *ラジエータ、冷却塔等 冷却水 ※ 水道水 ・ ( ) *原動機の排気ガスの窒素酸化物の規制値 ・ ( ) 以下 ・ 図示による		
		<代表設計者> 一級建築士 国土交通大臣登録 第338590号 寺西 敦敏	あいち小児保健医療総合センター救急棟診察室陰圧化改修工事
		<設備設計者> 一級建築士 国土交通大臣登録 第195886号 小林 闕一	GEN 特記仕様書 (電気設備3)
			21
			安井建築設計事務所

章	項目	特記事項	備考
第	1.2.7 燃料等	*燃料ガス 天然ガス系都市ガス「13A」 天然ガス系都市ガス「12A」 *表1.1.9以外の燃料、冷却水、排気、始動用空気、換気ガス等の主要配管材料 ( ) ・ 図示による	
	3節 ガスタービン発電装置		
	1.3.4 原動機	*一般事項 原動機のエンクロージャ周囲1mにおける運転音 ※ 90dB (A) 以下 ( ) *性能 排気ガスの排出規制値 ( ) *部品等 潤滑油系統の配管に設ける冷却器 ※ 空冷式 水冷式 ・ 図示による *共通台板 水平震度 ( ) *保安装置 外部用端子 設ける 設けない	
	1.3.5 配電盤	*保安装置 外部用端子 設ける 設けない 表1.3.2の*印のうち、適用するもの ( )	
	1.3.6 補機附属装置等	*主燃料槽等 磁わい式液面検出装置 ・ 使用する ・ 使用しない ・ 図示による 燃料小出槽 ※ 鋼板製 ステンレス鋼板製 ・ 図示による 給油ホック等 キャビネット ※ ステンレス鋼板製 ・ 鋼板製 ・ 図示による 磁わい式液面計 設ける 設けない ・ 図示による	
	1.3.7 燃料等	*原動機の排気ガスの窒素酸化物の規制値 ( ) 以下 ・ 図示による *燃料油 灯油 1号 2号 ・ 図示による (JIS K 2203) 軽油 1号 2号 3号 特3号 ・ 図示による (JIS K 2204) 重油 1種 (A種) 1号 1種 (A種) 2号 ・ 図示による (JIS K 2205) *燃料ガス 天然ガス系都市ガス「13A」 天然ガス系都市ガス「12A」 *表1.1.9以外の燃料、冷却水、排気、始動用空気、換気ガス等の主要配管材料 ( ) ・ 図示による	
	5 4節 マイクロガスタービン発電装置		
	1.4.1 一般事項	*発電出力200kw超のマイクロガスタービン発電装置の仕様等 ※ 図示による *運転方式 系統連系しないもの ( ) ・ 図示による *防音パッケージ周囲1mにおける運転音 ※ 70dB (A) 以下 ( ) *逆変換装置の出力電気方式 三相3線式 三相4線式 単相3線式 単相2線式 ・ 図示による	
	1.4.3 発電機	*マイクロガスタービンの排熱と蒸気又は排ガス吸収式を組み合わせる場合 ( ) ・ 図示による	
	1.4.4 原動機	*排気ガスの排出規制値 ( ) *保安装置 外部用端子 設ける 設けない *原動機の排気ガスの窒素酸化物の規制値 ( ) 以下 *共通台板 水平震度 ( ) *主燃料槽等 磁わい式液面検出装置 ・ 使用する ・ 使用しない ・ 図示による 燃料小出槽 ※ 鋼板製 ステンレス鋼板製 ・ 図示による 給油ホック等 キャビネット ※ ステンレス鋼板製 ・ 鋼板製 ・ 図示による 磁わい式液面計 設ける 設けない ・ 図示による	
1.4.5 制御装置	*燃料ガス 天然ガス系都市ガス「13A」 天然ガス系都市ガス「12A」 *表1.1.9以外の燃料、冷却水、排気、始動用空気、換気ガス等の主要配管材料 ( ) ・ 図示による		
電	5節 燃料電池発電装置		
	1.5.1 一般事項	*燃料電池発電装置の仕様等 (りん酸形燃料電池以外で出力10Kw以上のもの) ※ 図示による *運転方式 系統連系しないもの ( ) *設置条件 (温度) ※ 1.5.1(6)(7)、(4)による ( ) ・ 図示による	
	1.5.3 燃料電池装置	*燃料電池装置の出力電気方式 三相3線式 単相3線式 ・ 図示による *制御装置 遠方監視用端子 設ける 設けない ・ 図示による 表1.5.3の*1印のうち、適用するもの ( ) ・ 図示による *燃料ガス 天然ガス系都市ガス「13A」 天然ガス系都市ガス「12A」 *表1.1.9以外の燃料、冷却水、排気、始動用空気、換気ガス等の主要配管材料 ( ) ・ 図示による	
	7節 太陽光発電装置		
	1.7.1 一般事項	*太陽光発電装置 ※ 系統連系形 ( ) ・ 図示による *自立運転 行う 行わない ・ 図示による	
	1.7.2 太陽電池アレイ	*公称出力 ※ 図示による ( )	
	1.7.3 接続箱	*低圧用SPDの性能 ※ 表1.7.2による ( ) ・ 図示による	
	1.7.4 パワーコンディショナ及び系統連系保護装置	*交流出力電圧 100V 200V ・ 図示による *出力電気方式 三相3線式 単相3線式 単相2線式 ・ 図示による *低圧用SPDの性能 ※ 表1.7.2による ( ) ・ 図示による *計測表示項目の遠方監視用端子 設ける 設けない ・ 図示による	
	8節 風力発電装置		
	1.8.1 一般事項	*定格出力20kw以上の風力発電装置 ※ 図示による *系統連系 有 無	
1.8.2 風車発電装置	*風車のスケール、材質、形状等 ・ 図示による ( ) *機側1mにおける運転音 ※ 80dB (A) 以下 ( )		
1.8.3 制御盤	*移報用の遠方監視用接点 設ける 設けない ・ 図示による		
事	9節 小出力発電装置		
	1.9.4 小形燃料電池発電装置	*発電ユニット 出力電圧 100V 200V ・ 図示による 出力電気方式 単相2線式 単相3線式 三相3線式 *燃料ガス 天然ガス系都市ガス「13A」 天然ガス系都市ガス「12A」 *表1.1.9以外の燃料、冷却水、排気、始動用空気、換気ガス等の主要配管材料 ( ) ・ 図示による	
	10節 機材の試験		
	1.10.1 発電装置の試験	*原動機の試験 ガスタービン、マイクロガスタービン以外で1.10.1.2(イ)(f)(イ)の過負荷試験を除く原動機 ( ) *配電盤の試験 キュビクル式配電盤、高圧及び特別高圧スイッチギヤ等の温度上昇性能試験 ・ 行う ・ 行わない *冷却水ポンプ及び冷却塔の試験 試験を指定された機材 ( )	
	2章 施工		
	【改修】 1節 共通事項		
	【2.1.1】 事前確認	*ディゼール、ガスタービン、マイクロガスタービン発電設備の表2.1.1以外での事前確認項目の適用 発電機の取付け取外し工事 ・ 動作の確認 原動機の取付け取外し工事 ・ 動作の確認 配電盤の取付け取外し工事 ・ 細部の確認 補機附属装置の取付け取外し工事 ・ 動作の確認 配線の改修及び更新工事 ・ 機能の確認 ・ 動作の確認 *負荷運転状態における細部の確認を行うもの ・ 始動用蓄電池 ・ 始動用空気圧縮機 ・ 始動補助装置 ・ 保安装置 ・ 調速機 ( )	

章	項目	特記事項	備考	
編	1節 ディゼール発電設備、ガスタービン発電設備、マイクロガスタービン発電設備の据付け			
	2.1.7 配管等	*配管一般 横引き配管 免震構造、制震構造等の場合の施工 ( ) ・ 図示による 表2.1.2における耐震安全性の分類 ※一般の施設 ・ 特定の施設 ( ) *排気系統配管 排気管の断熱材 (屋内) ※ ヲクワール等厚さ75mm以上 ( ) ・ 図示による	【改修2.2.7】 【改修表2.2.1】 【改修表2.2.2】	
	5 7節 施工の立会及び試験			
	2.7.6 風力発電設備の試験	*表2.7.5「施工の試験」の*印のうち、適用するもの ( )		
	1章 機材			
	3節 配線器具			
	1.3.2 光コネクタ	*光ファイバ接続コネクタ ( ) ・ 図示による		
	1.3.3 BNCコネクタ	*同軸ケーブル接続コネクタでJIS C 5412の仕様によらないもの (テレビ共同受信設備、テレビ電波障害防除設備以外) ( ) ・ 図示による		
	4節 端子盤・機器収納ラック等			
	1.4.2 端子盤等	*屋内用キャビネット ※ 鋼板製 ステンレス鋼板製 ・ 図示による		
1.4.4 端子類	*UTPパッチパネルのモジュラ形の横一連のポート数 ※ 24ポート ( ) *光ファイバパッチパネルの光コネクタの横一連のポート数 ※ 12ポート ( )			
1.4.5 通信用SPD	*通信用SPDの性能 ・ カテゴリC2 ・ カテゴリD1 ( ) ・ 図示による 通信用SPDカテゴリD1の性能 ( ) ・ 図示による	[表1.4.4]		
通	6 5節 構内情報通信網装置			
	1.5.1 一般事項	*バケット転送能力、フィルタリング能力等の性能、インターフェース種別及びポート数 ( ) ※ 図示による *音声、映像、監視データ等伝送用通信プロトコル ( ) ・ 図示による *PoE PoE方式による電力供給機器 ( ) ・ 図示による 1ポート当たりの電力供給機能 15.4W 30.0W ・ 図示による 電力供給方式 エンドスパン方式 ミッドスパン方式 ・ 図示による		
	1.5.2 スイッチ	*無線LAN 通信方式 1:1 (対向通信モード) N:N (アドホックモード) 1:N (インフラストラクチャモード) ・ 図示による 認証サーバの設置 設置する 設置しない その他の認証、暗号化方式 ( ) ・ 図示による 周波数帯域、最大伝送速度、変調方式等 ( ) ・ 図示による *収納架内部に収納するUPS 電圧 ( ) ・ 図示による 停電補償時間 ( ) ・ 図示による		
	1.5.3 ルーター	*基本機能 グループ化 グループ間の通信方式 ( ) ・ 図示による スイッチング バケットの遅延時間 ( ) ・ 図示による V-LAN 装置全体で構成可能なグループ数 ( ) ・ 図示による リンクアグリゲーション機能 束ねる物理的リンク数 ( ) ・ 図示による マルチキャスト機能 対応プロトコル ( ) ・ 図示による *優先制御機能 (QoS) ( ) ・ 図示による *PoE機能 PoE方式による電力供給機器 ( ) ・ 図示による 1ポート当たりの電力供給 15.4W 30.0W ・ 図示による 電力供給方式 エンドスパン方式 ミッドスパン方式 ・ 図示による その他の機能 ( )		
	1.5.5 ファイアウォール	*WAN接続時プロトコル ( ) ・ 図示による		
	1.5.6 UTM (統合脅威管理)	*インターフェースの種類、数量、対応可能な同時セッション数、処理能力、暗号化機能等 ( ) ※ 図示による		
	1.5.7 時刻同期装置	*各種機能 ( ) ・ 図示による *時刻補正の方式 ( ) ・ 図示による		
	1.5.8 ネットワーク管理装置	*オペレーションシステムの仕様 (ネットワーク管理ソフトウェア運用装置用) ( ) ※ 図示による ネットワーク管理ソフトウェア運用装置の仕様 ( ) ※ 図示による *基本機能以外のパフォーマンス管理機能、RMON機能及びポートミスマッチ機能 ( ) ※ 図示による *ラック内の配線用遮断器 ※ 設けない 設ける ・ 図示による		
	1.5.9 機器収納ラック			
	設	6節 構内交換装置		
1.6.1 一般事項		*局線 回線種別、使用回線数 ※ 図示による ( ) 内線 回線種別、使用回線数 ※ 図示による ( ) *時刻同期装置 ※ 設けない 設ける (時刻補正の方式) ・ 図示による		
1.6.2 交換装置		*局線応答方式 ・ 図示による 局線中継台方式 分散中継台方式 ダイレクト方式 ダイレクトダイヤル方式 ダイレクトインライン方式 併用 ( )		
1.6.3 電源装置		*IP-PBX 呼制御プロトコル ( ) ・ 図示による *VoIPサーバ 呼の処理能力 ( ) ・ 図示による 呼制御プロトコル ( ) 機器収納ラックに収納する場合、ラック内の配線用遮断器 ※ 設けない 設ける ・ 図示による		
1.6.4 局線中継台		*停電補償時間 ( )		
1.6.5 電話機等		*仕様及び数量 ※ 図示による ( ) ACアダプタの数 ( ) *IP電話機 PC接続インターフェイス 設ける 設けない PoE機能 1ポート当たりの電力供給 15.4W 30.0W 電力供給方式 エンドスパン方式 ミッドスパン方式 その他の機能 ( )		
1.6.6 ネットワーク電話装置		*IPコードレス電話機の基地局及び携帯電話機 通信方式 1:1 (対向通信モード) N:N (アドホックモード) 1:N (インフラストラクチャモード) 認証サーバの設置 設置する 設置しない その他の認証、暗号化方式 ( ) ・ 図示による 周波数帯域、最大伝送速度、変調方式等 ( ) ・ 図示による		
1.6.7 ネット電話装置		*局線応答方式 分散中継台方式 ダイレクト方式 ダイレクトダイヤル方式 ダイレクトインライン方式 併用 ( ) ・ 図示による *IP電話を接続できるネット電話装置 IP-PBXの呼制御プロトコル ( )		
		<代表設計者> 一級建築士 国土交通大臣登録 第338590号 寺西 敦敏	あいち小児保健医療総合センター救急棟診察室陰圧化改修工事	
		<設備設計者> 一級建築士 国土交通大臣登録 第195886号 小林 闕一	GEN 特記仕様書 (電気設備4) 22	
			安井建築設計事務所	

章	項目	特記事項	備考
第6編	7節 情報表示装置		
	1.7.2 マルチサイン装置	*操作制御部 スキャナ 設ける 設けない ・ 図示による *LED表示盤 外箱 ※ 鋼板製 ・ ステンレス鋼板製 画素ピッチ、画面サイズ、輝度、表示画像、全面ドット数等の性能 ・ ( ) ※ 図示による	
	1.7.3 出退表示装置	*制御装置、中継増幅器の外箱 ・ 埋込みとしない ・ 埋込みとする ・ 図示による *出退表示盤がLED式の場合の外箱 ※ 鋼板製 ・ 合成樹脂製 ・ 図示による	
	1.7.4 時刻表示装置	*親時計の時刻補正の方式 ( ) ・ 図示による 親時計の時刻同期装置 ※ 設けない 設ける (時刻補正の方式) ・ 図示による *太陽電池式パネル形屋外時計 内照式時計の点灯時間 ( ) 点灯保証日数[不日照時] ( ) 日 電波による時刻補正の方式 ( ) ・ 図示による	
	8節 映像・音響装置		
	1.8.3 スピーカ	*集合形スピーカ 各スピーカの性能、キャビネットの材質形状等 ( ) ※ 図示による	
	1.8.5 スクリーン	*透過型スクリーン 光学加工を施す場合の形状等 ( ) ・ 図示による	
	1.8.6 その他の機器	*ワイヤレスマイク 電波式 (アナログ方式 ・ デジタル方式) 赤外線式 ・ 図示による *オーディオレコーダ 記憶容量 ※ 8時間以上録音 ( ) ・ 図示による *Blu-ray/DVDフォーマット レコーダ 記憶容量 ※ 8時間以上録画 ( ) ・ 図示による	
	9節 拡声装置		
	1.9.4 その他の機器	*アナウンスレコーダにプログラムタイマを付属 (外部接続) する場合 外部時刻同期装置 ※ 設けない 設ける (時刻補正の方式) ・ 図示による *FM用アンテナの材質 ( ) ・ 図示による	
第7編	10節 誘導支援装置		
	1.10.2 音声誘導装置	*検出部 検出方式 ( ) ・ 図示による	
	1.10.4 テレビインターホン	*撮像範囲を調整する機能 (親機) 設ける 設けない ・ 図示による 撮像範囲を調整する機能 (子機) 設ける 設けない ・ 図示による	
	1.10.5 外部受付用インターホン	*撮像範囲を調整する機能 (親機) 設ける 設けない ・ 図示による	
	1.10.6 トル等呼出装置	*通話機能 設ける 設けない ・ 図示による	
	11節 テレビ共同受信装置		
	1.11.1 一般事項	*通信用SPDを設置する場合のSPD性能 ・ カテゴリC2 ・ カテゴリD1 (性能) ( ) ( ) ・ 図示による	
	1.11.3 アンテナ及びアンテナマスト	*UHFアンテナ ※ 全帯域用 ( )	
	1.11.4 機器収容箱	*屋内用キャビネット ※ 鋼板製 ステンレス鋼板製 ・ 図示による	
	12節 テレビ電波障害防除装置		
1.12.3 ヘッドエンド、機器収容箱等	*機器収容箱 (屋内) ※ 鋼板 ステンレス鋼板 ・ 図示による *機器収容箱 (屋外) ・ 合成樹脂製 ・ アルミダイキャスト製 ・ 鋳鉄製 ・ 鋼板製 ・ 図示による		
1.12.4 アンテナマスト	*UHFアンテナ ※ 全帯域用 ( )		
13節 監視カメラ装置			
1.13.1 一般事項	*伝送方式 ・ アナログ伝送方式 ・ ネットワーク伝送方式 ・ デジタル同軸伝送方式 ・ 併用方式 ( ) 通信プロトコル (ネットワーク伝送方式の場合) ※ TCP/IP ( ) ・ 図示による *通信用SPDを設置する場合 ・ カテゴリC2 ・ カテゴリD1 (性能) ( ) ( ) ・ 図示による *ファイアウォールを設ける場合 インフェースの種類、数量、対応可能な同時セッション数、処理能力、暗号化機能等 ( ) ※ 図示による		
1.13.2 カメラ	*UTMを設ける場合 各種機能 ( ) ・ 図示による *レンズ交換形 レンズの区分、機能等 ( ) ・ 図示による *レンズ一体形 レンズの区分、機能等 ( ) ・ 図示による		
1.13.3 モニタ装置	*カメラへの電源供給方式 ( ) ・ 図示による		
1.13.4 録画装置	*カラーモニタの解像度 ( ) ・ 図示による *デジタル記憶媒体の容量 ( ) ・ 図示による *時刻補正の方式 ( ) ・ 図示による *デジタルレコーダの録画条件 ( ) ・ 図示による		
1.13.5 その他の機器	*耐候形ハウジングに取り付けられるようにするもの ・ ワイヤ ・ デフロスタ ・ ヒータ ・ ファン *旋回装置付カメラ レンズの区分、機能等 ( ) ・ 図示による カメラへの電源供給方式 ( ) ・ 図示による *ネットワーク伝送方式における機器の監視操作部 画面分割数 ( ) ・ 図示による		
14節 駐車場管制装置			
1.14.2 管制盤	*屋内用キャビネット ※ 鋼板製 ステンレス鋼板製 ・ 図示による *カウンタ制御の有無 ・ あり ・ なし ・ 図示による		
1.14.5 発券機	*屋内用キャビネット ※ 鋼板製 ステンレス鋼板製 ・ 図示による *発行券 磁気式 ICカード式 ( ) ・ 図示による *発券方式 ( ) ・ 図示による		
1.14.7 カードリーダー	*屋内用キャビネット ※ 鋼板製 ステンレス鋼板製 ・ 図示による		
15節 防犯・入退室管理装置			
1.15.1 一般事項	*機器の時刻補正の方式		
1.15.2 制御装置	*表1.15.1において基本機能に追加するもの ・ 遠隔施解錠制御 ・ スケジュール設定、制御 ・ 記録機能 ・ 照明、空調制御 ・ 防災、防犯等インテグレーション機能 ・ 停電時システムバックアップ機能 ・ 図示による		
1.15.3 認識部	*認識方法 ( ) ・ 図示による		
1.15.4 その他の機器	*パノトミック照合装置のパノトミック情報の区別、機能等 ・ 図示による ( ) *セキュリティゲート 通過処理能力 ( ) ( ) ・ 図示による 通路幅の構造、材質等 ・ 図示による ( ) 車椅子の通行可能機能 有 無		
16節 自動火災報知装置			
1.16.1 一般事項	*通信用SPDを設置する場合 ・ カテゴリC2 ・ カテゴリD1 (性能) ( ) ( ) ・ 図示による		
1.16.4 副受信機・表示装置	*液晶ディスプレイ 画面サイズ、表示色数、形式等 ※ 図示による ( )		
18節 非常警報装置			
1.18.1 一般事項	*緊急地震放送 ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による		
19節 ガス漏れ火災警報装置			
1.19.3 副受信機	*液晶ディスプレイ 画面サイズ、表示色数、形式等 ※ 図示による ( )		

章	項目	特記事項	備考	
第6編	2章 施工			
	【改修】1節 共通事項			
	2.1.1 事前確認	* 端末機器等の取付け取外し工事の事前確認の適用 ・ 配線の確認 ・ 端末機器等と主装置等の対照		
	2.1.14 主装置等の更新	* 主装置等に接続されている電線収容物、ケーブル保護物が撤去に支障がある場合の取扱い ※ 図示による		
	2.1.16 自動火災報知設備等の改修	* R型受信機の設定 ※ 図示による ( )		
	19節 テレビ共同受信設備			
	2.19.3 受信調査	* 受信調査を行うチャンネル ( ) ・ 図示による	【改修2.21.3】	
	20節 テレビ電波障害防除設備			
	2.20.2 事前調査	* 事前調査を行う箇所数 ( ) 調査を行うチャンネル ( )		
	22節 駐車場管制設備			
2.22.2 機器の取付け	* 光線式検知器 2組の投受光器の間隔、取付け高さ ( ) ・ 図示による * 超音波センサ式検知器 2個以上設置する場合の設置間隔 ( ) ・ 図示による	【改修2.23.2】		
28節 施工の立会い及び試験				
2.28.2 施工の試験	* 映像・音響設備を行う試験 ・ インビザンズ試験 ・ 残響時間試験 ・ 伝送周波数特性試験 ・ 音圧分布試験			
第7編	1章 機材			
	1節 共通事項			
	1.1.1 一般事項	* 中央監視制御装置の信号入出力条件 (標準図第6編「中央監視制御設備工事」以外) ( )		
	2節 警報盤			
	1.2.1 一般事項	* 信号の伝送方式 ( ) ・ 図示による		
	3節 簡易形監視制御装置			
	1.3.1 一般事項	* 簡易形監視制御装置の機能[表1.3.1において基本機能に追加するもの] ( ) ・ 図示による		
	1.3.2 監視操作装置	* 機器構成 ( ) ・ 図示による		
	1.3.4 記録装置	* 帳票用印字装置 ( ) ・ 図示による		
	4節 監視制御装置			
1.4.1 一般事項	* 監視制御装置機能[表1.3.1において基本機能に追加するもの] ( ) ・ 図示による			
1.4.2 監視操作装置	* 監視操作装置の機器構成 ( ) ・ 図示による * キャビネットに組込む場合のキャビネットの外観、構造等 ※ 図示による ( ) * プログラムタイマ機能の精度 ※ 月差60秒以下 ( ) * 帳票用印字装置の印字方式 ・ インクジェット式 ・ 写真式 (レーザー式 ・ LED式) ( )			
1.4.4 記録装置				
2章 施工				
2節 配線				
2.2.1 配線	* 最大使用電圧が60Vを超える回路に用いる場合 屋外の高圧架橋用リフレイン絶縁ケーブルの接続又は端末処理を行う場合の被覆の伸縮対策 ( ) 横引き管等 免震構造、制震構造等の場合の施工 ( ) ・ 図示による 耐震安全性の分類 (表2.1.2) ※ 一般の施設 ・ 特定の施設 建物引込部の配管の耐震処置 ( ) ・ 図示による 建物のコア・ジョイント部の配線 ・ 標準図第2編の措置を行う ( ) ・ 図示による 直線部の距離が長い箇所のコア・ジョイント部の設置 ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による C種接地工事又はD種接地工事の接地線の太さ [配線用遮断器等の定格電流が100V以下の場合] ・ 表2.15.2による ・ 8mm以上 ( ) ・ 図示による 大地抵抗率測定用補助接地極の埋設 ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による			
2章 非接地電源用分電盤等				
1節 機材				
2.1.2 非接地電源用分電盤	* キャビネットの材質 ※ 鋼板 ステンレス鋼板 ・ 図示による * 電流監視装置 分岐回路に流れる電流の監視 ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による			
3章 ナースコール設備				
1節 機材				
3.1.2 基本形ナースコール装置	* 水気のある場所に設置する呼出押しボタンの性能 ・ 防滴性能 ・ 防湿性能 ・ 図示による			
3.1.3 携帯形ナースコール装置	* 構内PHS方式 ( ) ・ 図示による * 小型携帯用主装置 ( ) ・ 図示による			
3.1.4 情報表示形ナースコール装置	* 情報表示形親機の形式 卓上形 壁掛形 自立形 ・ 図示による * 水気のある場所に設置する呼出押しボタンの性能 ・ 防滴性能 ・ 防湿性能 ・ 図示による			
3.1.5 病床ユニット	* 病床ユニットの仕上げ材質 ※ 金属製 ・ 樹脂製 ・ 図示による			
4章 施工の試験				
3.4.1 施工の試験	* ナースコール装置等のオプション等の試験 ( ) * 携帯型ナースコール装置のオプション等の試験 ( )			
その他	東洋ゴム化工品㈱及びニッタ加工品㈱で製造された製品・材料を用いる場合	受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする。)を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者)によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。 なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。		
	試験名	計測項目		
	通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び		
	熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)		
	圧縮永くひずみ試験	圧縮による残留歪み		
	製品検査	外観、寸法、性能		
	ただし、第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。			
	<代表設計者> 一級建築士 国土交通大臣登録 第338590号 寺西 敦敏	あいち小児保健医療総合センター救急棟診察室陰圧化改修工事	GEN 特記仕様書 (電気設備5)	
	<設備設計者> 一級建築士 国土交通大臣登録 第195886号 小林 闕一	23	安井建築設計事務所	

章 項 目 特 記 事 項

○本設計図、共通仕様書及び標準図に記載されたものの他は営繕工事における耐震性強化指針による。

\*局部震度法による建築設備機器（水槽類を除く）の設計用標準水平震度（K S）

Table with columns: 設置場所, 重要機器, 一般機器, 重要機器, 一般機器. Rows: 上層階、屋上及び塔屋, 中間階, 1階及び地下階.

\*局部震度法による水槽類の設計用標準水平震度（K S）

Table with columns: 設置場所, 重要機器, 一般機器, 重要機器, 一般機器. Rows: 上層階、屋上及び塔屋, 中間階, 1階及び地下階.

本表は建築物の構造体が鉄筋コンクリート造、鉄骨造のものに適用する。上層階は、2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階。中間階は、地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの。（平屋建は1階と屋上で構成され中間階はなし）設置場所の区分は機器を支持している床部分にしたがって適用する。

Table with columns: 重要機器, 危険物関係機器, 危険物用防災機器, 火気使用機器, 第1種圧力容器, 高圧ガス機器, 油槽類, 105kW以上の冷凍機, 冷却塔, 貯湯槽, 大型水槽類, 特殊ガス容器等.

\*上記の他、上記を機能させるために必要な補器類、施設特性により重要とされるもの及び特に指定するもの。（ ）

○特定建設資材の再資源化等

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律〔平成12年法律第104号〕以下「建設リサイクル法」という。に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。
なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」は、建設企画課のホームページ https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html〔建築工事事務の手引・関連様式〕から入手可能。
(注)別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。

\*別表 1 建築物に係る解体工事

Table with columns: 工程, 作業内容, 分別・解体等の方法. Rows: 建築設備、内装材等, 屋根ふき材, 外装材、上部構造部材, 基礎、基礎ぐい, その他.

\*別表 2 建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

Table with columns: 工程, 作業内容, 分別・解体等の方法. Rows: 造成等, 基礎、基礎ぐい, 上部構造部分、外装, 屋根, 建築設備、内装等, その他.

\*別表 3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（外構・工作物等）

Table with columns: 工程, 作業内容, 分別・解体等の方法. Rows: 仮設, 土工, 基礎, 本体工事, 本体付属品, その他.

\*別表 4 再資源化等をする施設の名称及び所在地

Table with columns: 廃棄物の種類, 施設名称, 所在地. Rows: コンクリート, 鉄及びコンクリートから成る建設資材, アスファルト・コンクリート, 木材

章 項 目 特 記 事 項

電 気 設 備 工 事 指 定 資 材

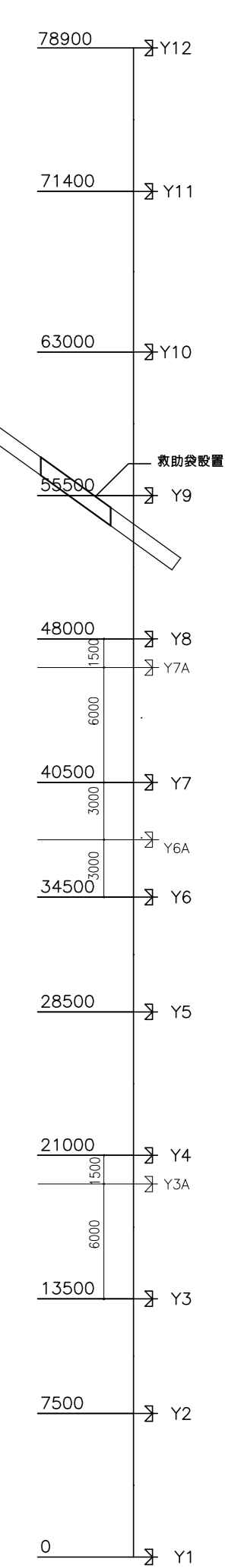
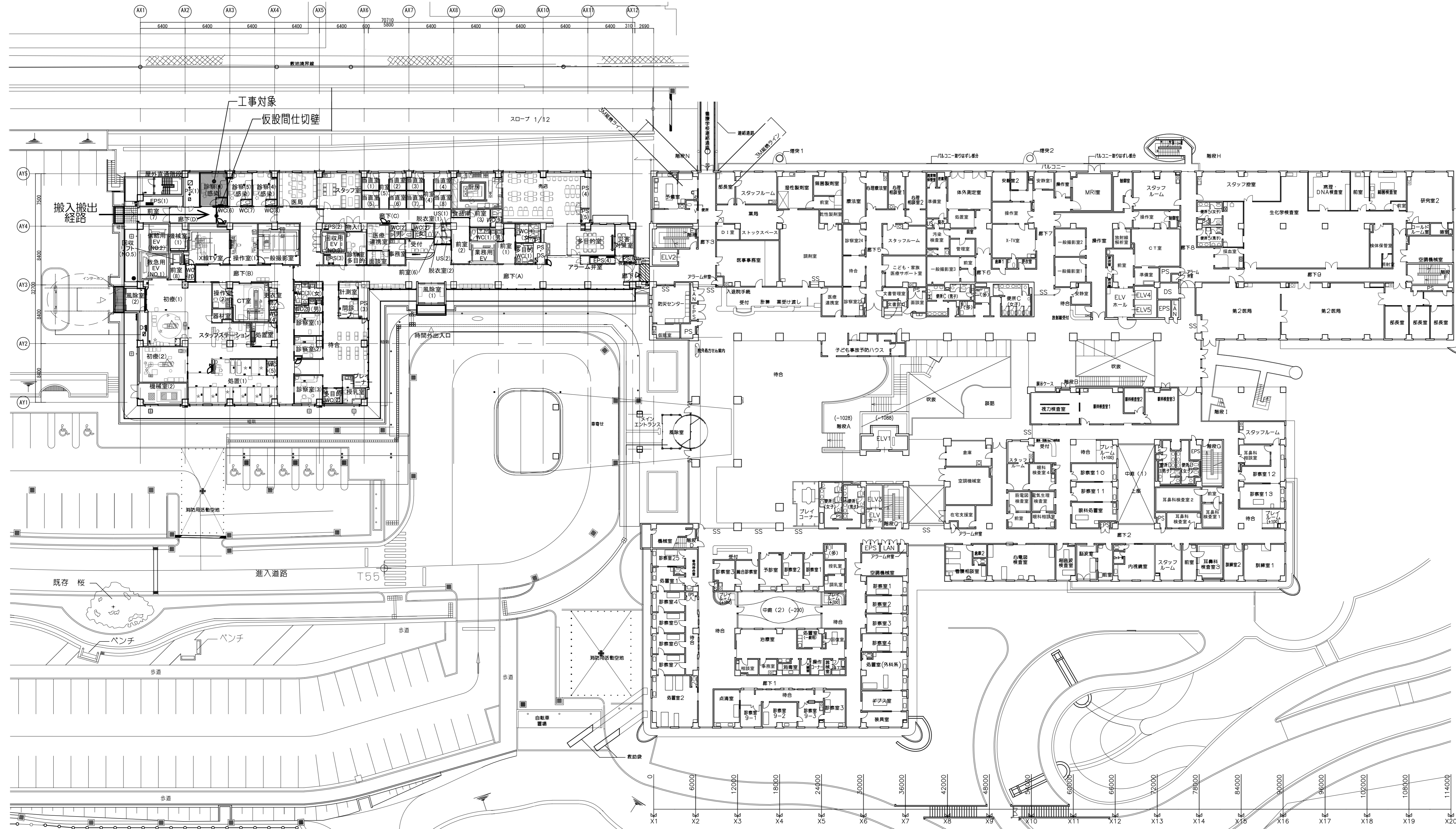
Table with columns: 分類, 指定資材, 適用範囲, 品質性能基準. Rows: 電線管, 照明類, 電線類, 高圧機器, 電磁閉閉器類, 蓄電池, 直流電源装置, 交流無停電電源装置, 自家発電装置, 太陽光発電装置, 通信設備, 中央監視制御装置, サージ保護デバイス.

注) 本工事に使用する資材・機材は、上表によるほか、平成31年版国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各標準仕様書、工事特記仕様書、図面で指定された品質、性能を有するもの及び以下のものとする。
1) (一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」により評価を受けた建築材料・設備機材等（「評価名簿登録品」という）。ただし、評価書の「納入地区及びアフターサービス地区」に当該工事場所が含まれる場合に限る。
2) (一財)ベターリビングが認定した優良住宅部品（B L部品）。ただし、現場においてB Lマーク表示が確認できるものに限る。
3) その他、各標準仕様書の仕様規定及び試験方法に適合することが証明書等で確認でき、監督職員の承諾を得られたもの。（定期的なメンテナンスが必要になる機材については、メンテナンス（アフターサービス）の体制についても監督職員に承諾が得られること。）

なお「評価名簿登録品」は、(一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」の評価書の写しを提出することにより、その評価を受けたこと及びメンテナンスの体制があることについて証明することができる。

Table with columns: 代表設計者, 設備設計者, GEN, 24, 特記仕様書 (電気設備6), 安井建築設計事務所.

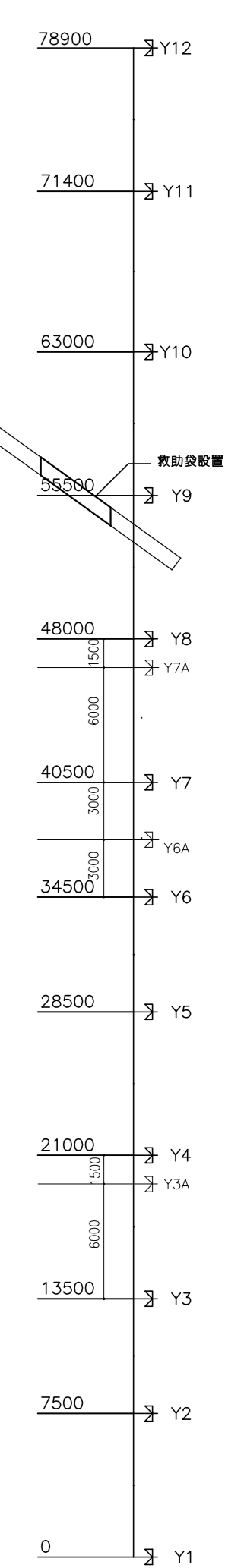
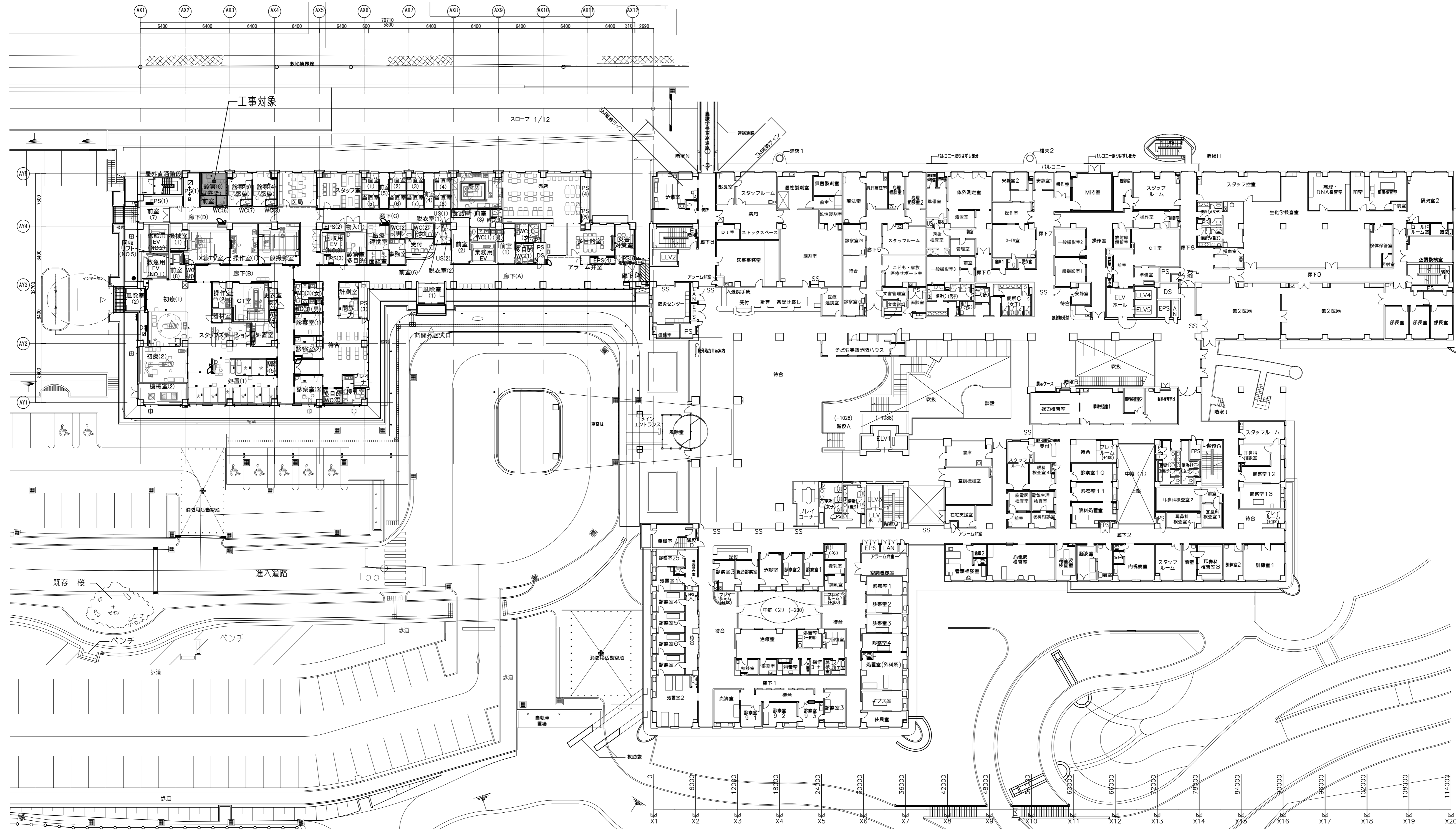




■ 凡例  
 ■ : 工事対象範囲

<代表設計者>  
 一級建築士 国土交通大臣登録 第338590号  
 寺西 敦敏  
 <意匠設計者>  
 一級建築士 国土交通大臣登録 第345081号  
 三宅 伸幸

あいち小児保健医療総合センター救急検診室陰圧化改修工事			
A	建築工事(意匠)	A1 1:300	
O1	1階平面図(改修前)	A3 1:600	
安井建築設計事務所			

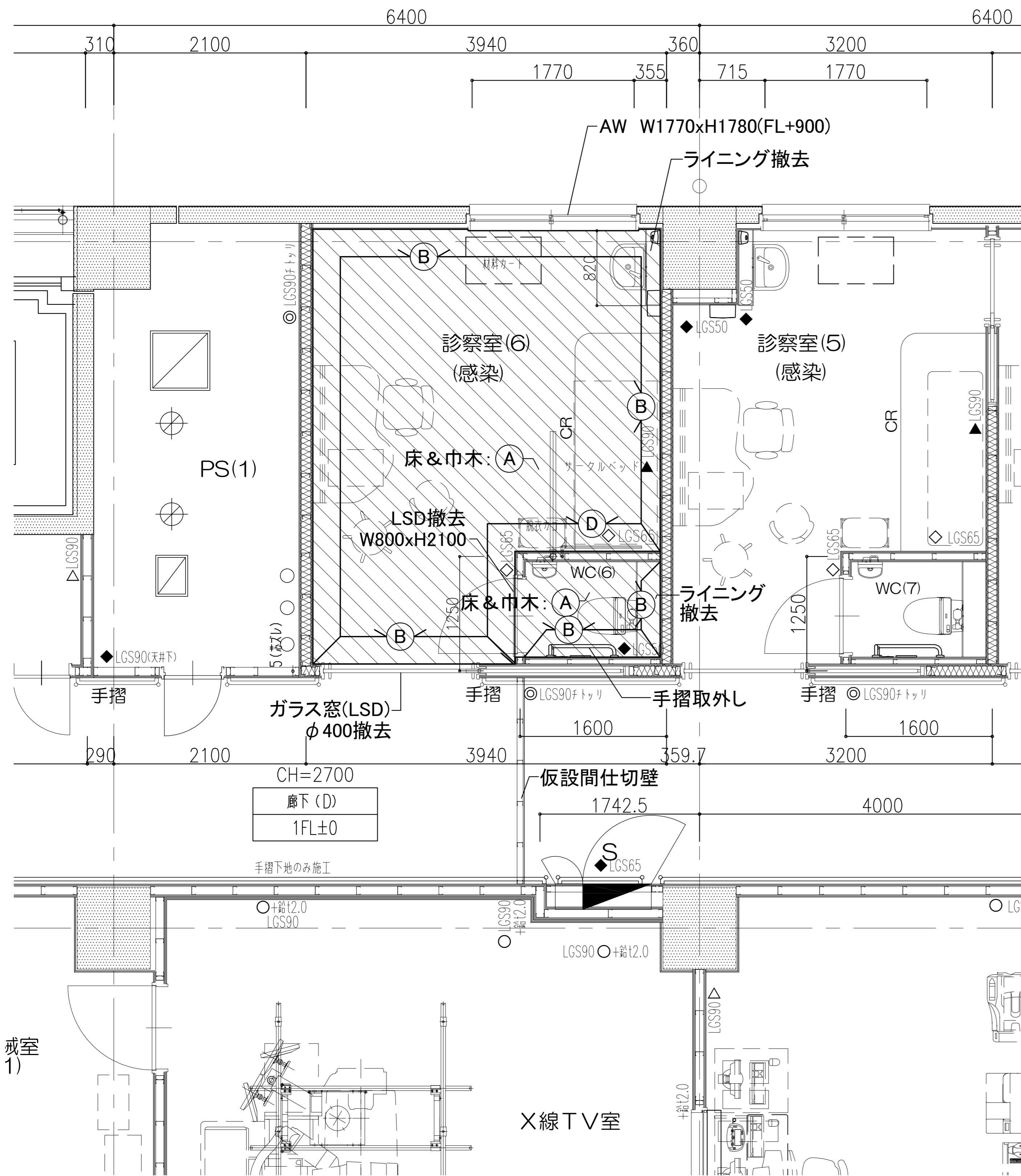


■ 凡例  
 ■ : 工事対象範囲

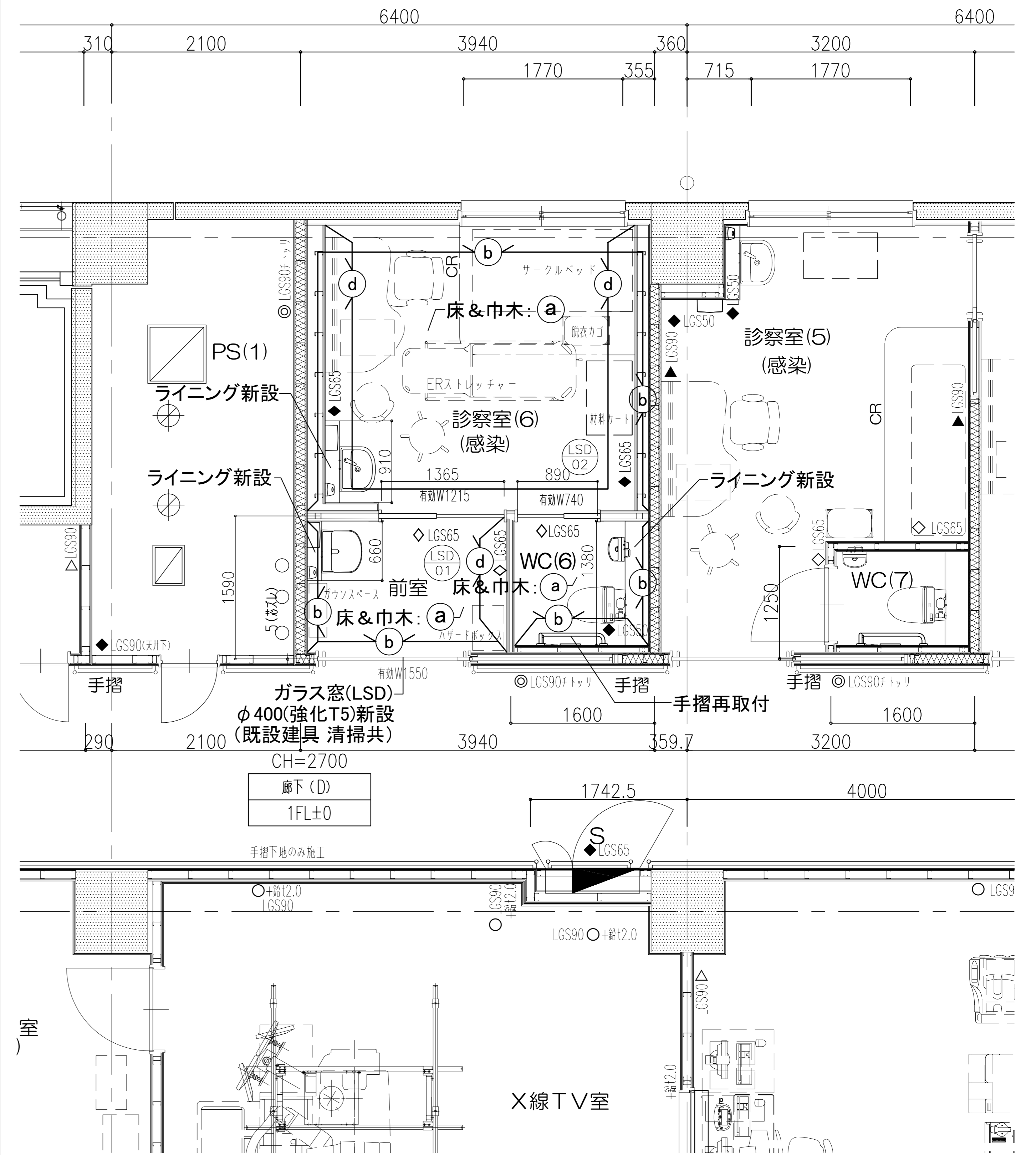
<代表設計者>  
 一級建築士 国土交通大臣登録 第338590号  
 寺西 敦敏  
 <意匠設計者>  
 一級建築士 国土交通大臣登録 第345081号  
 三宅 伸幸

あいち小児保健医療総合センター救急診療室陰圧化改修工事	
A	建築工事(意匠)
02	1階平面図(改修後) A1 1:300 A3 1:600
安井建築設計事務所	

改修前



改修後



<特記事項>  
 ■壁改修  
 ・B(改修前)、及び、b(改修後):FL+0~CHまで

耐火1時間<スラブまで>  
 (FP06ONP-0174)  
 LGS下地  
 GB-F12.5+GB-F12.5 (両面)

耐火1時間<スラブまで>  
 (FP06ONP-0175)  
 LGS下地 GB-F12.5+GB-F12.5 (両面)  
 グラスウール (32kg/m<sup>3</sup>) 充填

<スラブまで>  
 LGS下地 GB-R12.5+12.5 (両面)

<スラブまで>  
 LGS下地 GB-R12.5+12.5 (両面)  
 グラスウール (32kg/m<sup>3</sup>)

<天井まで>  
 LGS下地 GB-R12.5+12.5 (両面)

<天井まで>  
 LGS下地 GB-R12.5+12.5 (片面)  
 ※天井がない場合はスラブまでとする

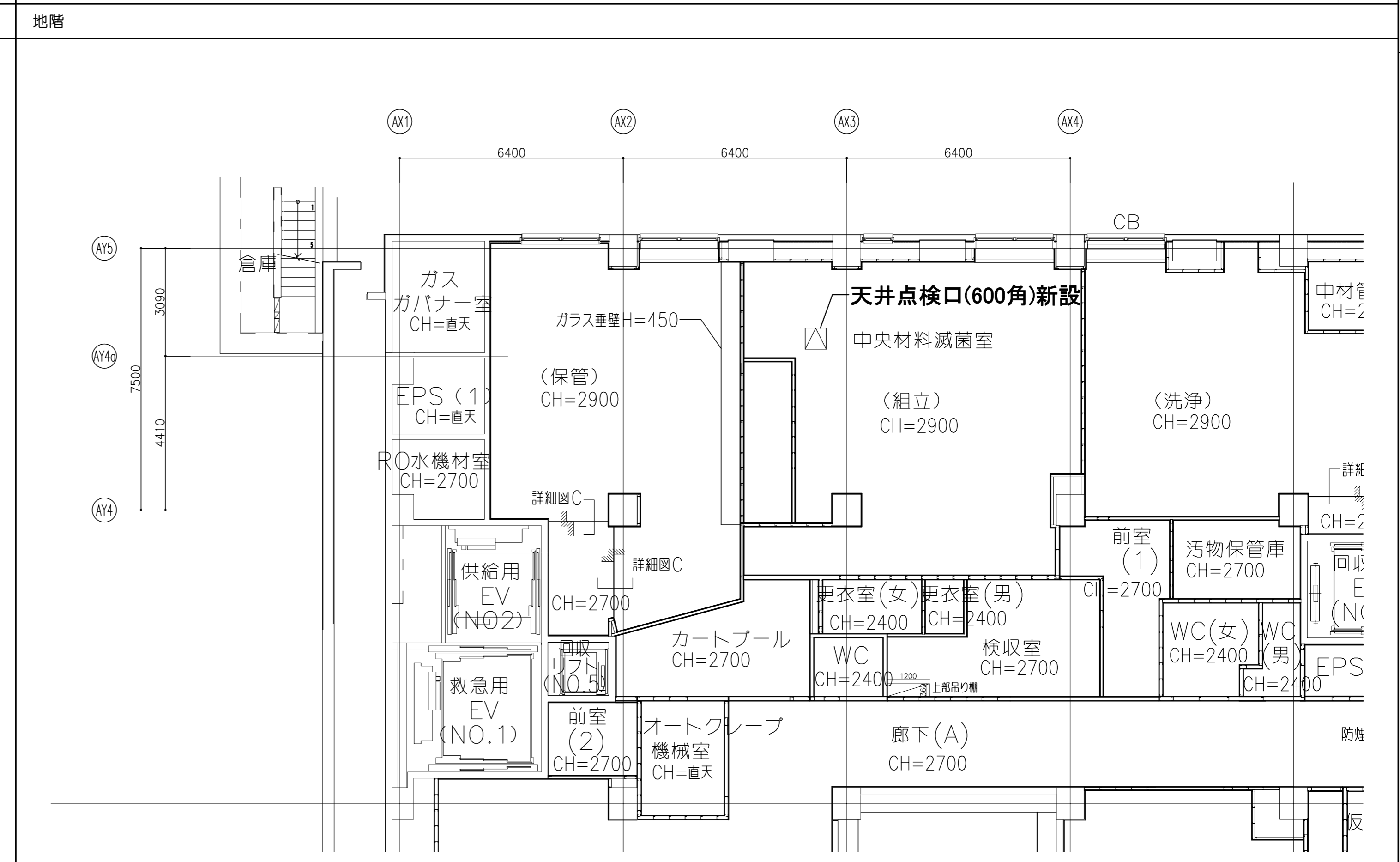
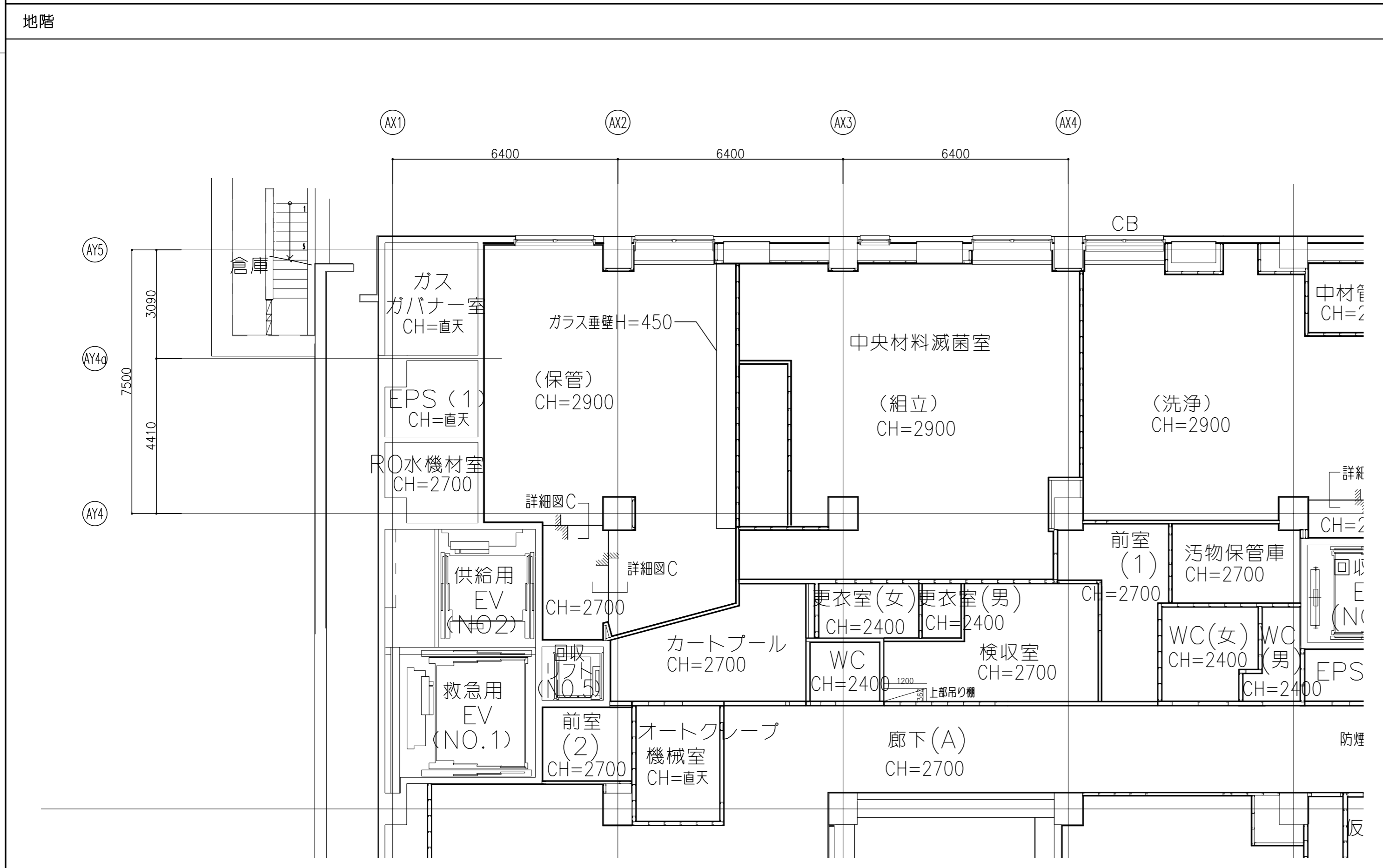
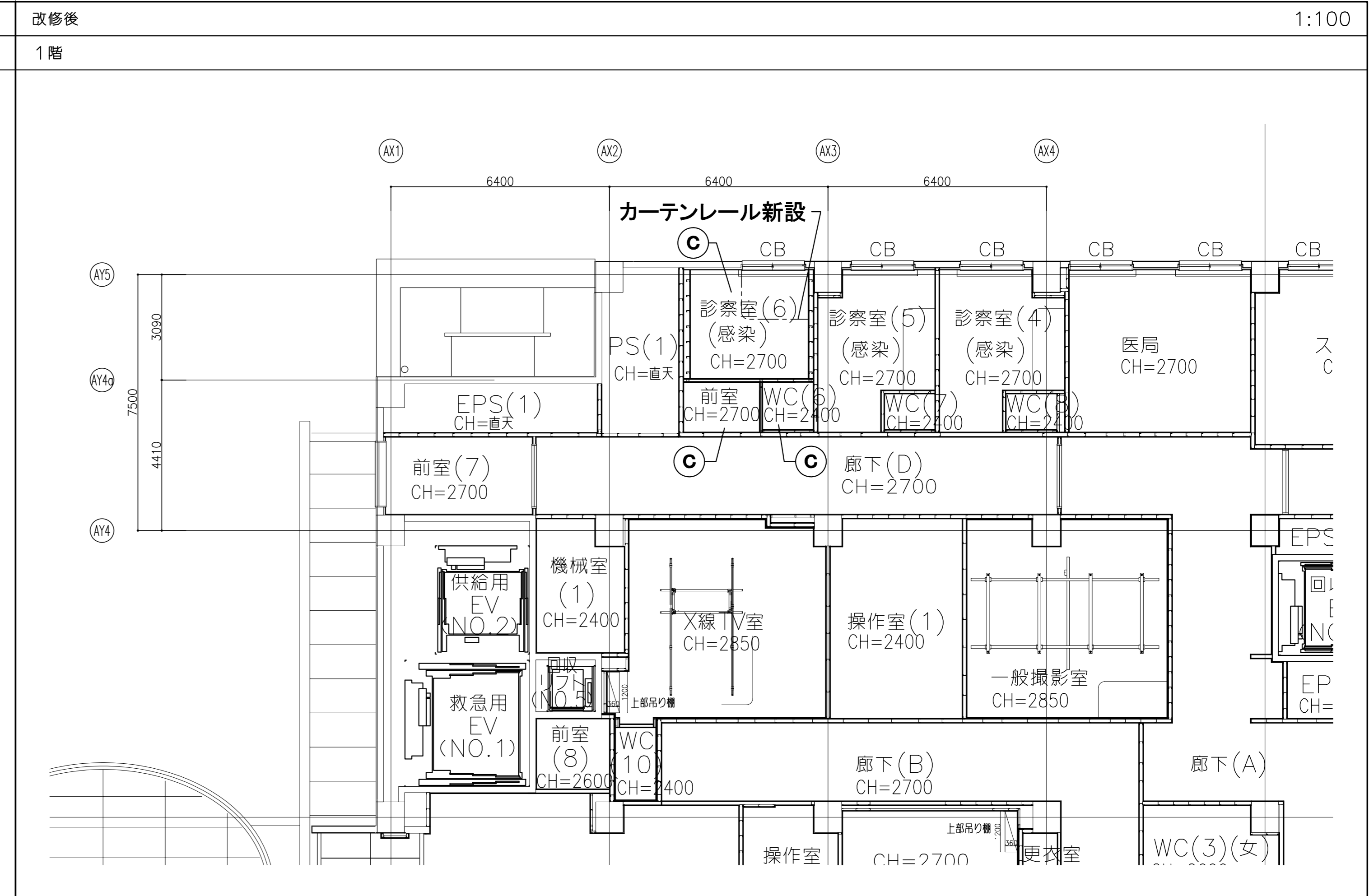
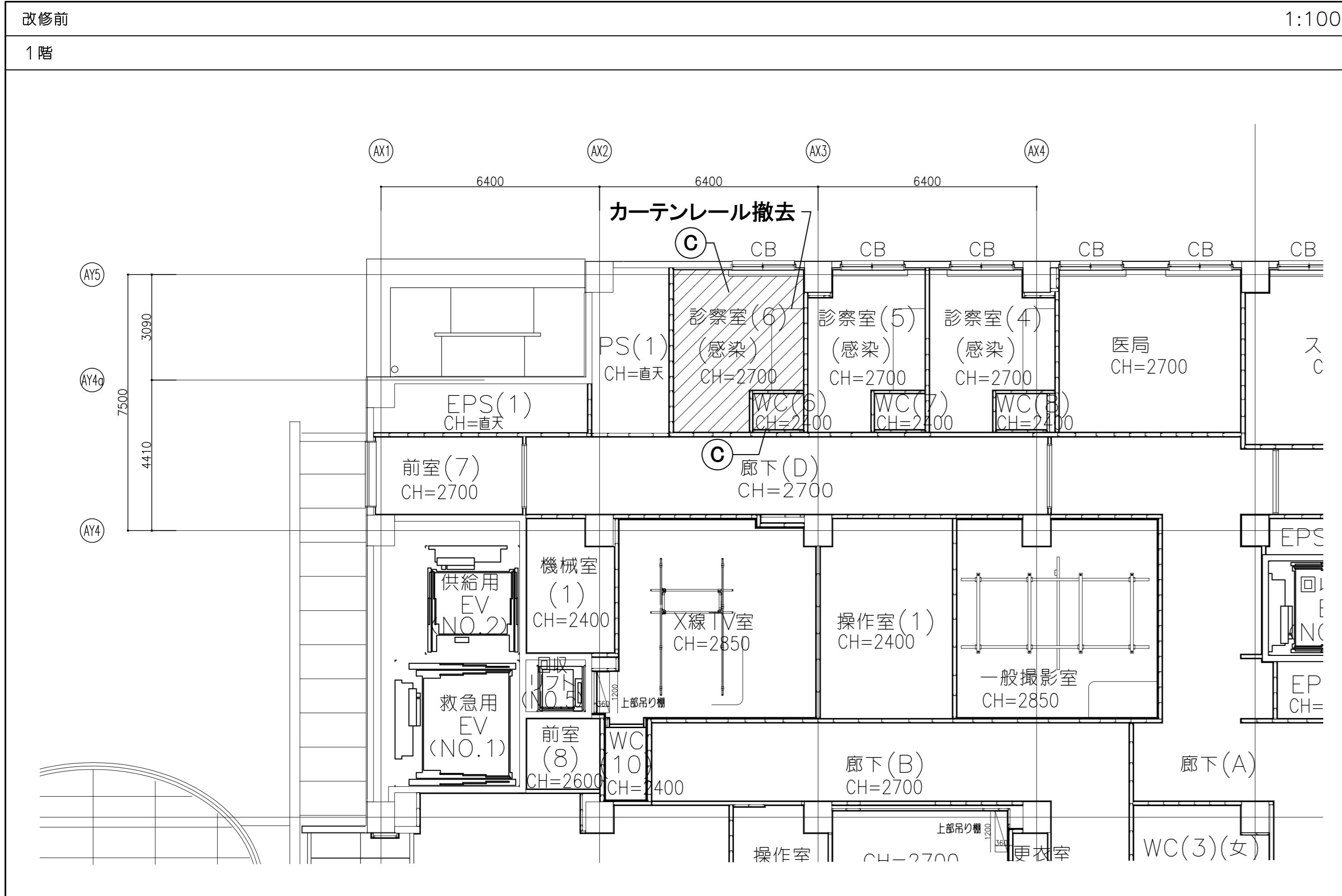
耐火1時間<スラブまで>  
 (FP06ONP-0007)  
 LGS下地  
 GB-F21.0+21.0 (片面)

※特記なき限りLGSはw65とする。

■凡例(床)  
 ▨ : 下地仕上撤去  
 ▩ : 仕上撤去

<代表設計者>  
 一級建築士 国土交通大臣登録 第338590号  
 寺西 敦敏  
 <意匠設計者>  
 一級建築士 国土交通大臣登録 第345081号  
 三宅 伸幸

あいち小児保健医療総合センター 救急棟診察室陰圧化改修工事  
 A 建築工事(意匠) 1:30 (A1)  
 03 1階平面詳細図(改修前・改修後) 1:60 (A3)  
 安井建築設計事務所



(凡例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>カーテンボックス</li> <li>カーテンレール</li> <li>吊り戸棚</li> <li>天井架台 (シーリングペンダント・無影灯)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防煙垂壁 (固定: H=500)</li> <li>防煙垂壁 (回転降下式: H=500)</li> <li>防煙垂壁 (垂直降下式: H=500)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>天井 (天井)</li> <li>下地仕上撤去</li> <li>仕上撤去</li> <li>仕上撤去</li> <li>下地の調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>天井点検口</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※新設する天井点検口は、エアタイト仕様とすること。</li> <li>※新設するカーテンレールは、消音仕様とすること。</li> </ul>	<p>&lt;代表設計者&gt; 一級建築士 国土交通大臣登録 第338590号 寺西 敦敏</p> <p>&lt;意匠設計者&gt; 一級建築士 国土交通大臣登録 第345081号 三宅 伸幸</p>	<p>あいち小児保健医療総合センター 救急検診室陰圧化改修工事</p> <p>A 建築工事(意匠) 1:100 (A1) 1:200 (A3)</p> <p>04 天井伏図(改修前・改修後)</p> <p>安井建築設計事務所</p>
------	--	--	--	---	---	---	--



建具表（共通事項）

**■ 特記事項**

A. アルミニウム製建具

1. 建具の室内側枠は、アルミニウムはスチール製線クランプ止めとする。本製線の場合は埋木にてビス止め部分を隠すこと。又は、アングルピース差込みとする。
2. 外部に面する建具の室外側枠は、サッシ同材同仕上による水切り（2次排水）を設ける。
3. 排水孔は最小8mm、原則として2個以上設ける。また風圧による逆流を防止のためパツプルを設ける。
4. 寒冷地の排水は氷結による落下防止のために、室内側排水経路（設備ドレン管等）に接続する十分な滞留部分を確保すること。
5. PC板に接する外部建具は2次シールガスケット方式とする。
6. 外壁金属パネルは裏面に結露防止・荷重防止としてタライト＝5.0吹付とする。耐火性能が必要な場合は、ロックワール吹付（耐火30分対応）とする。
7. アルミ材が異種金属材料やアルカリ性材料と接する場合は、接合腐食を防止する措置を適切に施すこと。
8. 形式が引違、上げ下げ窓で、複層ガラスを使用する場合、枠見込は100mmとする。

B. 鋼製建具

1. 防錆処理は、特記なき限り、内外部とも鉄鋼面はJIS K 5674（鉛ダイクロムフッ素び止めペイント）、亜鉛めっき鋼面はJPM S-28（波形変性エポキシ樹脂さび止めペイント）を使用する。
2. 外部に面する扉はロックワール（150kg/m<sup>2</sup>品）充填とする。
3. PC・DSの点検口はA千仕様とする。
4. 機械室（発電機室等の通電遮音を要する室の建具は、扉厚40mm以上（GW1.5KN/m<sup>2</sup>充填）遮音性能30～35dB（500Hz）、締付金物クレモン錠3点錠、三方枠、番錠、クロロプレネウム入扉エッジ SUS304 t＝1.5付きとする。
5. 雨掛り部分の扉外部上枠には、水切板（SUS304 厚1.5）を設ける。
6. 外部建具、扉、便所等水の掛かる扉および建具枠は下部300mmをステンレス（SUS304 厚1.5）塗装仕上げとする。
7. 手動引分戸（鋼製軽量建具）は閉鎖駆動機構とする。
8. 扉厚さは下表を参考とする。

扉大きさ	扉厚さ (mm)
3.0m <sup>2</sup> 以上	45
5.0m <sup>2</sup> 以上	50
5.0m <sup>2</sup> 超	60

C. ステンレス製建具

1. HL SSE SSB SSV仕上の場合は、合成樹脂塗料透明塗（ツヤ消し、50μ以上）とする。

D. シャッター

1. 外部シャッターには、はずれ止め装置を付けること。特に風当たりが強い箇所については強度計算を行い耐力を確かめること。
2. シャッターレール下部（床部分）は、ステンレスt＝2.0以上にて重く。
3. シャッター付防火戸のオートヒンジ調整孔は見え掛りを選び、フサギ板を設ける。
4. シャッターと自動ドアが近接する場合は、各々のスイッチを同一のボックスに収納すること。

E. 建具金物

1. 建具金物の材質、仕上げ、機構は特記なき限り下表による。但し、見本品を提出の上、監理者の承諾を受けること。

種類	材質、仕上、機構	備考
丁番	ステンレス製ヘアライン仕上	
ビボットヒンジ	SS41鍛造又は亜鉛ダイキャスト 見え掛り部分はステンレスカバー フェースプレートは浅型隠れ型 内外共90度ストップ付 ダイヤレイトアクション ラッチングアクション バックチェック閉扉速度調整装置付	
フロアヒンジ		
オートヒンジ	焼付塗装（指定色）	
ドアクローザー	ダイヤレイトアクション ラッチングアクション バックチェック閉扉速度調整装置付 アルミダイキャスト 焼付塗装（扉同色指定色）	
コンシールド型 ドアクローザー	スプリング油圧式、2段変速調整装置付 90度ストップ付（戸当り併用）	
錠前	シリンダー錠、バックセット75mm以上、 マスターキー装置付	
握り玉	ステンレス製ヘアライン仕上 バックセット100mm、丸座100φ	
レバーハンドル	座板共ステンレス製ヘアライン仕上	
クレモンハンドル	ステンレス製ヘアライン仕上	
戸当り	外部ステンレス製ヘアライン仕上ゴム付 内部ダルクローム処理込型	

2. 握り玉、レバーハンドル、押板類の取付位置は、（※FL+1,000mm）を標準とする。

3. 窓専用建具には下記付属金物一式及びクレセントを含むものとする。色はサッシと同色とする。あおり止め、ストッパーは完全隠れ型とする。

形式	種類
片開き	丁番・締り・取手・あおり止め
両開き・親子開き	丁番・締り・取手・あおり止め・フランチ落し
引違い・片引き	戸車・レール・締り
堅輪回転	ビボットヒンジ・締り・取手・あおり止め
横輪回転	ビボットヒンジ・締り・取手・アームストッパー
すべり出し	ビボットヒンジ・締り・取手・すべり出しアーム
突出し・内倒し・外倒し	丁番類・締り・取手・アームストッパー

4. 外部に面する戸はドアクローザーおよびあおり止めを設ける。

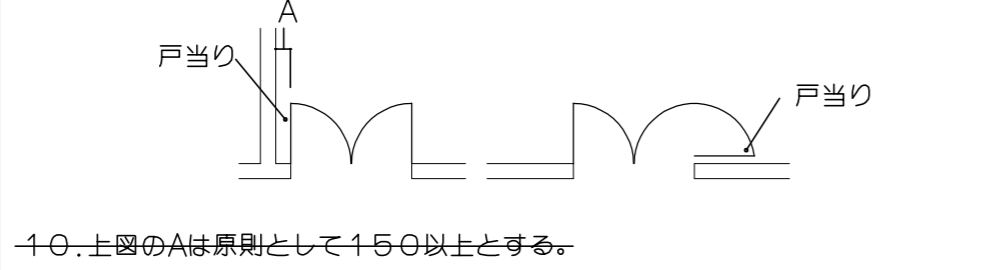
5. ドアクローザーは室内側設置を原則とする。

6. ドアクローザーは原則としてストッパー付とするが、防火戸の場合はストッパーなしとする。

7. 親子及び両開き扉のドアクローザーは原則として1ヶ所とするが、防火戸の場合は2ヶ所とし傾位調整器付とする。

8. 親子及び両開き扉は、フランチ落し付、上下1ヶ所とする。

9. 扉当りとなる扉はドアクローザーの有無に関わらず、全て戸当りを設ける。



10. 上図のAは原則として150以上とする。

F. 錠

1. 錠はリバーシブルシリンダー、ティンブルキーとする。
2. シリンダー錠はアンチフリクション機構付とする。
3. 錠は必要により設備関係の製期も合わせて錠整理保管箱に収容する。

G. ガラリ

1. 原則として扉につくガラリは扉と同材同仕上とする。
2. 外部に面するガラリには、タクト接続有無に関わらずステンレス製防鳥網（SUS1.5φ×12×12）を設置する。
3. 外部に面してタクトが接続されるガラリは接続付付、水返し（ステンレス製（厚1.0以上）アラッキング付）付とし、タクトは板金を会して取り付ける。また枠裏面（室内側）に結露防止材を施す。
4. 外部ガラリは原則として2重ガラリ以上とする。

H. 自然排煙窓

1. 自然排煙窓のハンドル、オペレーター、クレセントの取付高さFL+1,500mm以下とする。
2. 排煙オペレーターは、ワンタッチ式もしくは煙感知器連動とし、オペレーターボックス、ケーブルは埋込、タンバーは完全隠れ型とする。
3. 特記なき限り排煙オペレーターボックスは既製品とし、ボックス扉は特記仕様書による。

I. その他

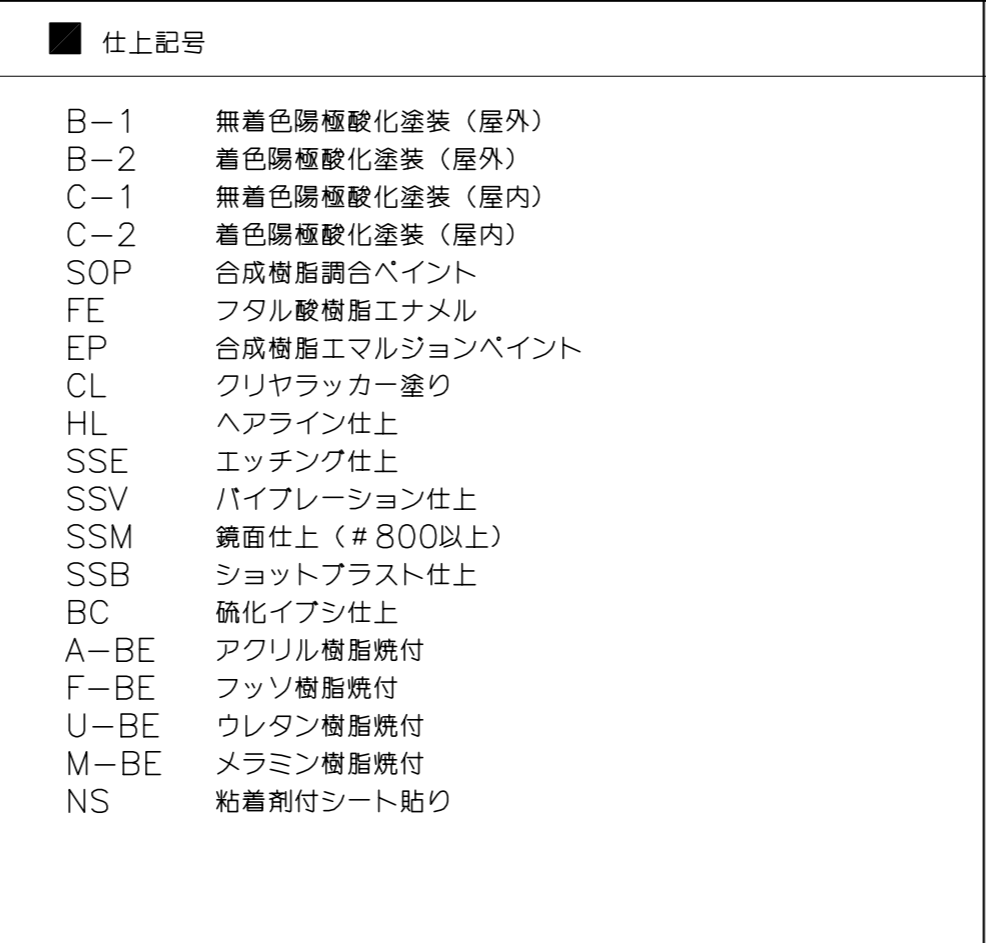
1. ト口詰めモルタルは防水剤入り、無塩砂モルタルを使用する。
2. かまち戸ガラス面には衝突防止金物（SUS製垂直仕上30φ×300を両面）に取付けること。

J. 性能機能 JIS A4706 (サッシ) 及び JIS A4702 (ドアセット)

1. 風圧性能 単位：Pa	
等級	S-1 S-2 S-3 S-4 (S-5) S-6 S-7
最大加圧圧力	800 1200 1600 2000 2400 2800 3600
2. 気密性	
等級	A-1 A-2 (A-3) A-4
気密等級線	120等級線 30等級線 8等級線 2等級線
3. 水密性 単位：Pa	
等級	W-1 W-2 W-3 (W-4) W-5
圧力差	100 150 250 350 500
4. 遮音性	
等級	(T-1) T-2 T-3 T-4
遮音性等級線	25等級線 30等級線 35等級線 40等級線
5. 断熱性 単位：m <sup>2</sup> ・k/w	
等級	H-1 H-2 H-3 H-4 H-5
熱貫流抵抗値	0.215 0.246 0.287 0.344 0.430
6. 室内変形追随性 単位：rad	
等級	D-1 D-2 D-3
開放可能な 室内変形角	1 1 1 300 150 120
7. 層間変位	
建具表において、○印は下記性能を確保する。（H：階高） 1/300Hで各部異常なし。 1/150Hで破損脱落なし、耐火性能確保。	

**■ 建具種別**

SD	鋼製扉
LSD	軽量鋼製扉
SSD	ステンレス製扉
AD	アルミ製扉
WD	木製扉
SDW	鋼製複合扉
SSDW	ステンレス製複合扉
ADW	アルミ製複合扉
SW	鋼製窓
SSW	ステンレス製窓
AW	アルミ製窓
WW	木製窓
SG	鋼製ガラリ
SSG	ステンレス製ガラリ
AG	アルミ製ガラリ
WG	木製ガラリ
SS	鋼製重量シャッター
LSS	鋼製軽量シャッター
RSS	グリルシャッター
SSS	ステンレス製重量シャッター
JD	和風建具（障子・襖）
SF	三方枠（鋼製）
SSF	三方枠（ステンレス製）
SP	可動間仕切（パーティション）



**■ 形式記号**

引	引違窓	引込	引込戸
片	片引窓・片開戸	折	折戸
板	板殺し窓	ガ	ガラリ
回	回転窓		
開	開き窓	<	<ペリ戸付
七	七り出し窓	ラ	ランマ付
内	内倒窓	袖	袖付
外	外倒窓	框	框戸
上	上げ下げ窓	フ	両面フラッシュ
突	突出窓		
親	親子扉		
両	両開戸		
片引	片引戸		
引分	引分戸		
引違	引違戸		
枠	三方枠・四方枠		

**■ 材質記号**

ST	鋼（スチール）
AL	アルミニウム
SUS	ステンレス
W	木

**■ 性能記号**

建具表において、○印は下記性能を確保する。

AT 気密性サッシ・ドアセット  
(気密性 ※A-4・A- )  
(水密性 ※W-5・W- )

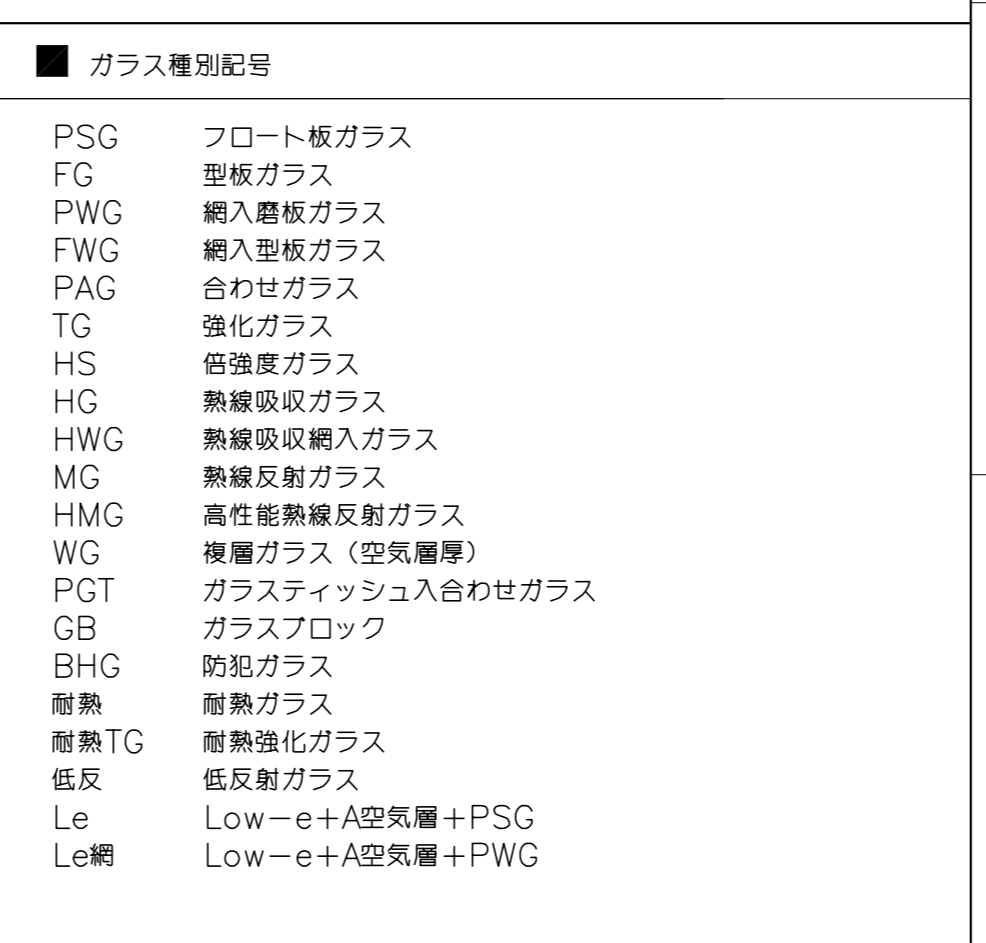
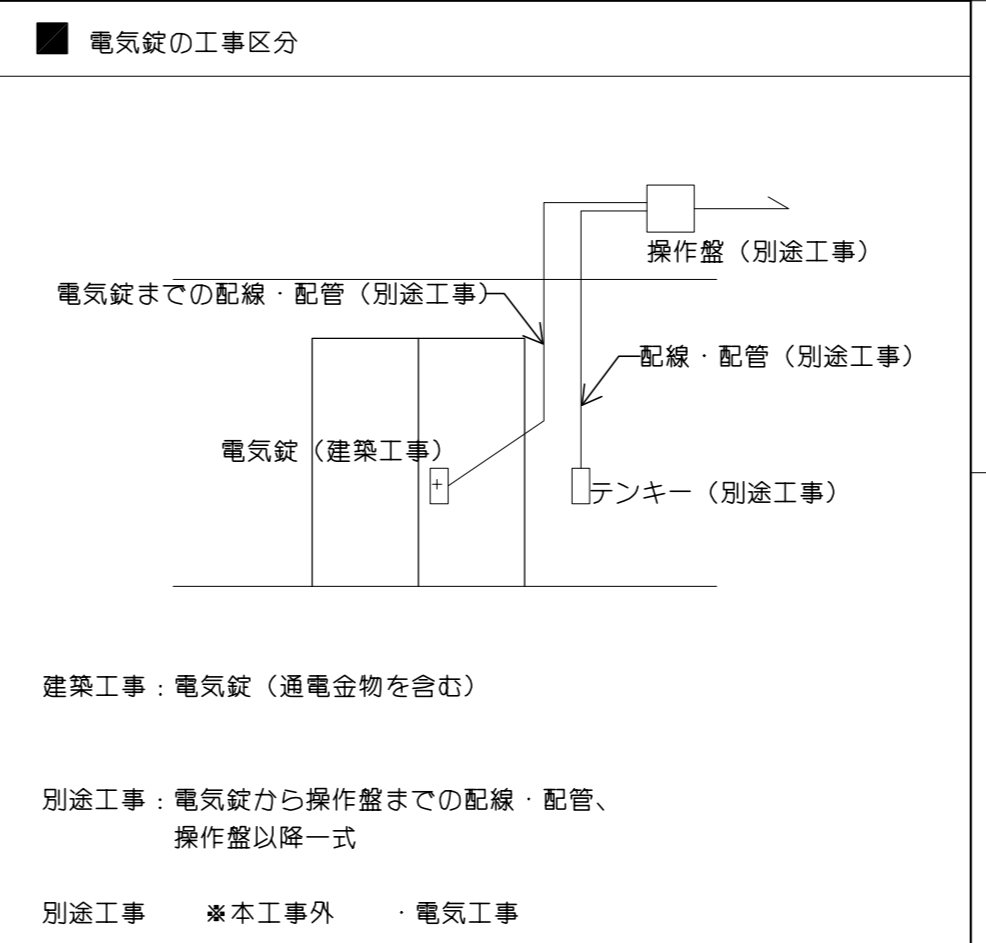
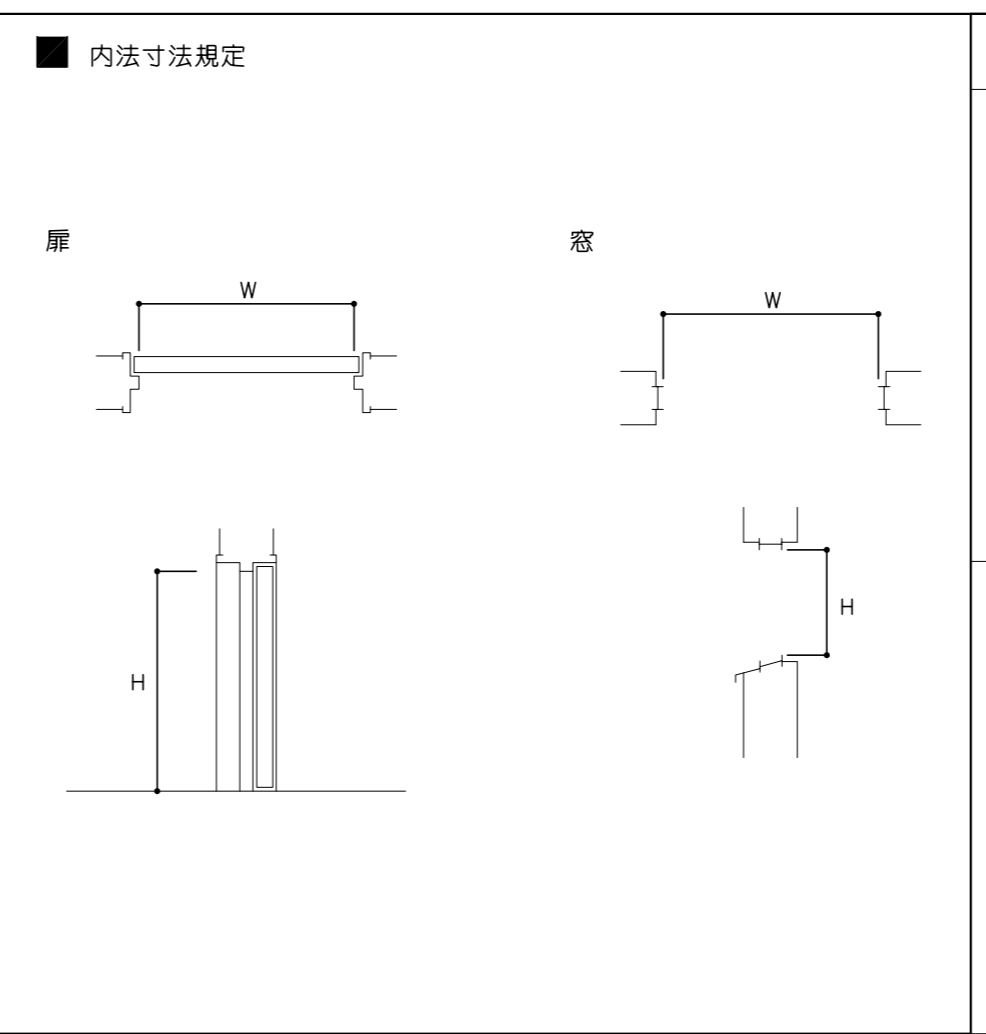
SAT 簡易気密性ドアセット (気密性 ※A-3・A- )  
(水密性 ※W-1・W- )

PAT 防音型ドアセット (気密性 ※A-4以上、扉内ロックワール (150kg/m<sup>2</sup>) 充填、多点締りクレモン錠)

防音 防音型サッシ (遮音性・T- )

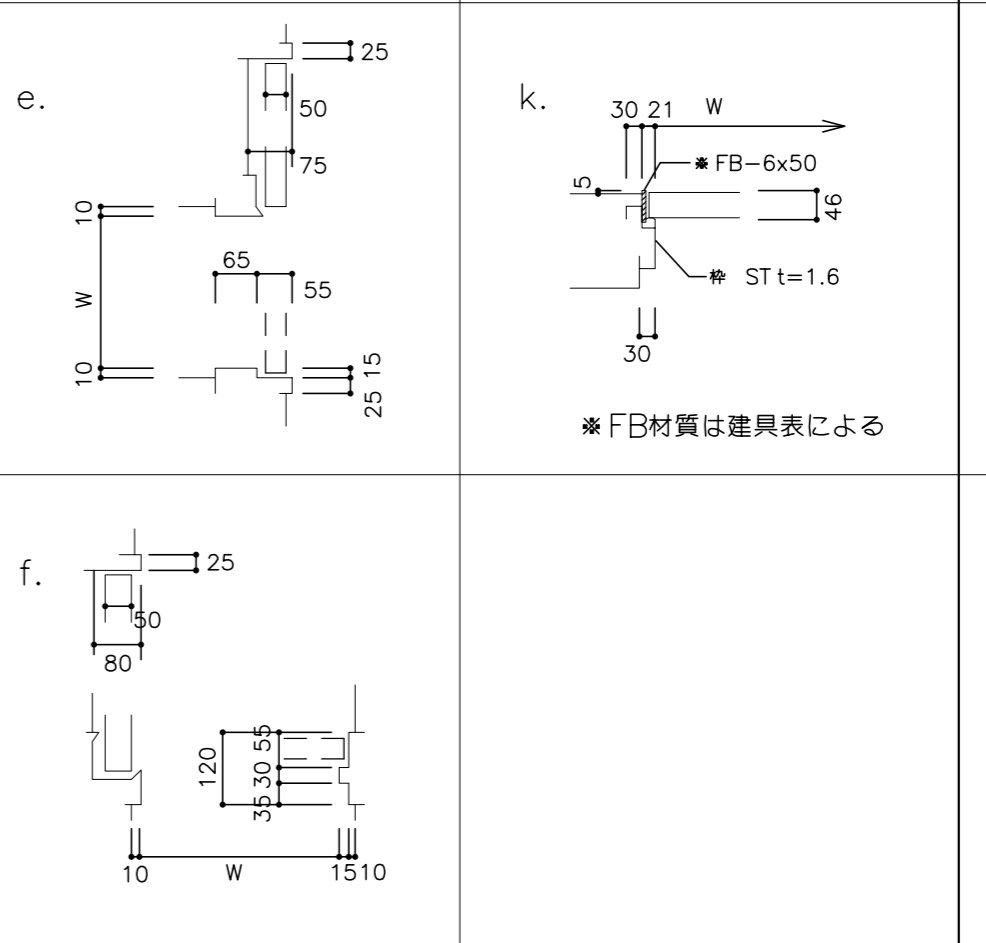
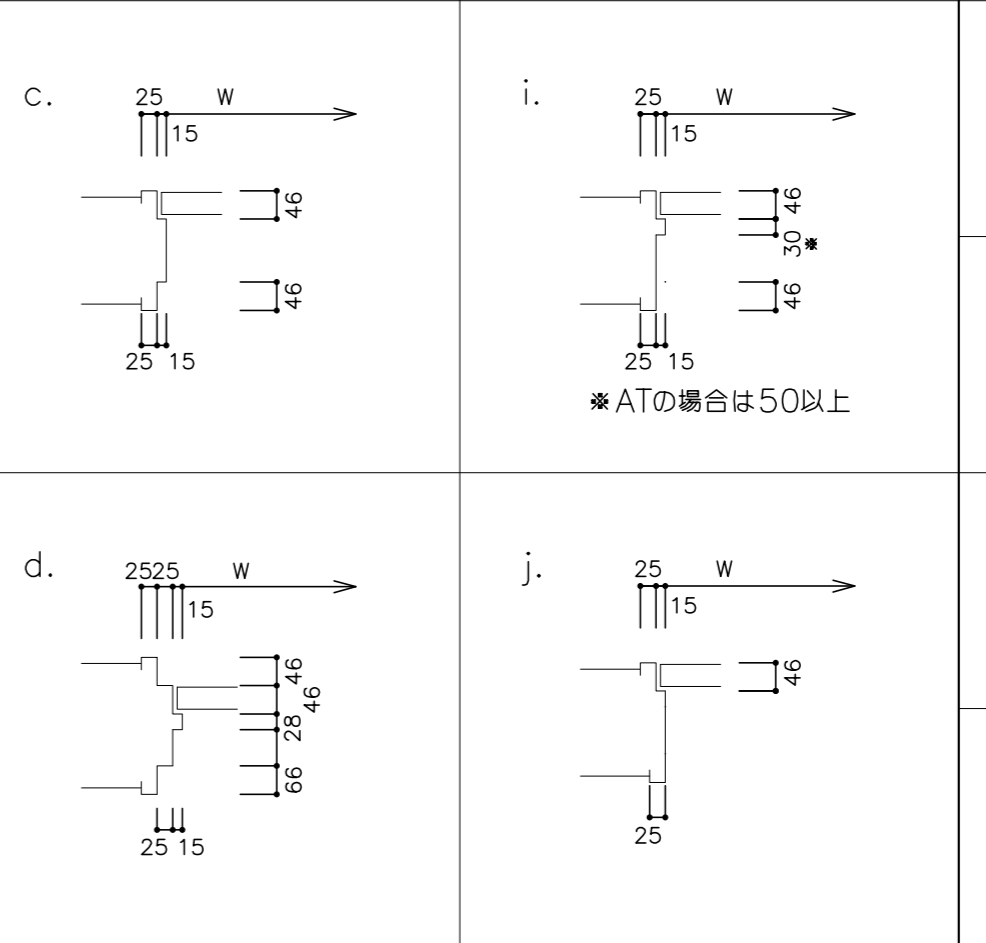
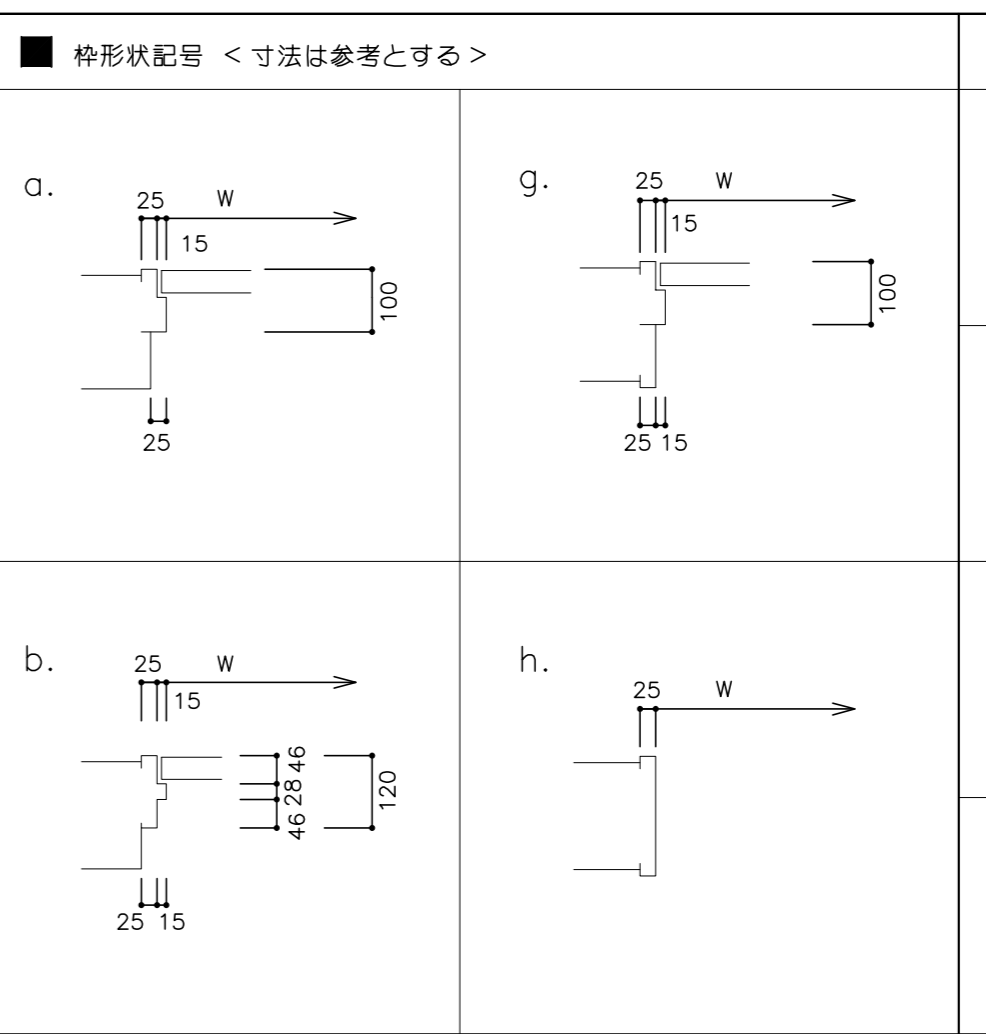
断熱 断熱型サッシ・ドアセット (断熱性・T- 気密性・A- )

耐震 耐震ドアセット (室内変形追随性・D- )



**■ 防火性能記号**

特	特定防火設備
防	防火設備（法2条9号の2）
不	不燃戸



**■ 建具金物【支持金物】記号**

FH	フロアヒンジ
AH	オートヒンジ
PH	ビボットヒンジ
H	丁番
DH	自由丁番
HR	ハンガーレール
吊	中心吊りヒンジ

**■ 建具金物【操作金物】記号**

KN	握り玉
LH	レバーハンドル
HP	押棒・押板・引手
CH	ケースハンドル
FP	彫込引手
OP	オペレーター
GH	クレモンハンドル
CR	クレセント
PP	プッシュプル開閉金物

**■ 建具金物【施錠金物】記号**

本	本錠錠
ケ	ケースロック
モ	モノロック
鎌	シリンダー錠錠
非	非錠錠
電	電気錠
ク	クレモン錠
ホ	ホテルロック
分	分電錠錠

**■ 室名表示記号**

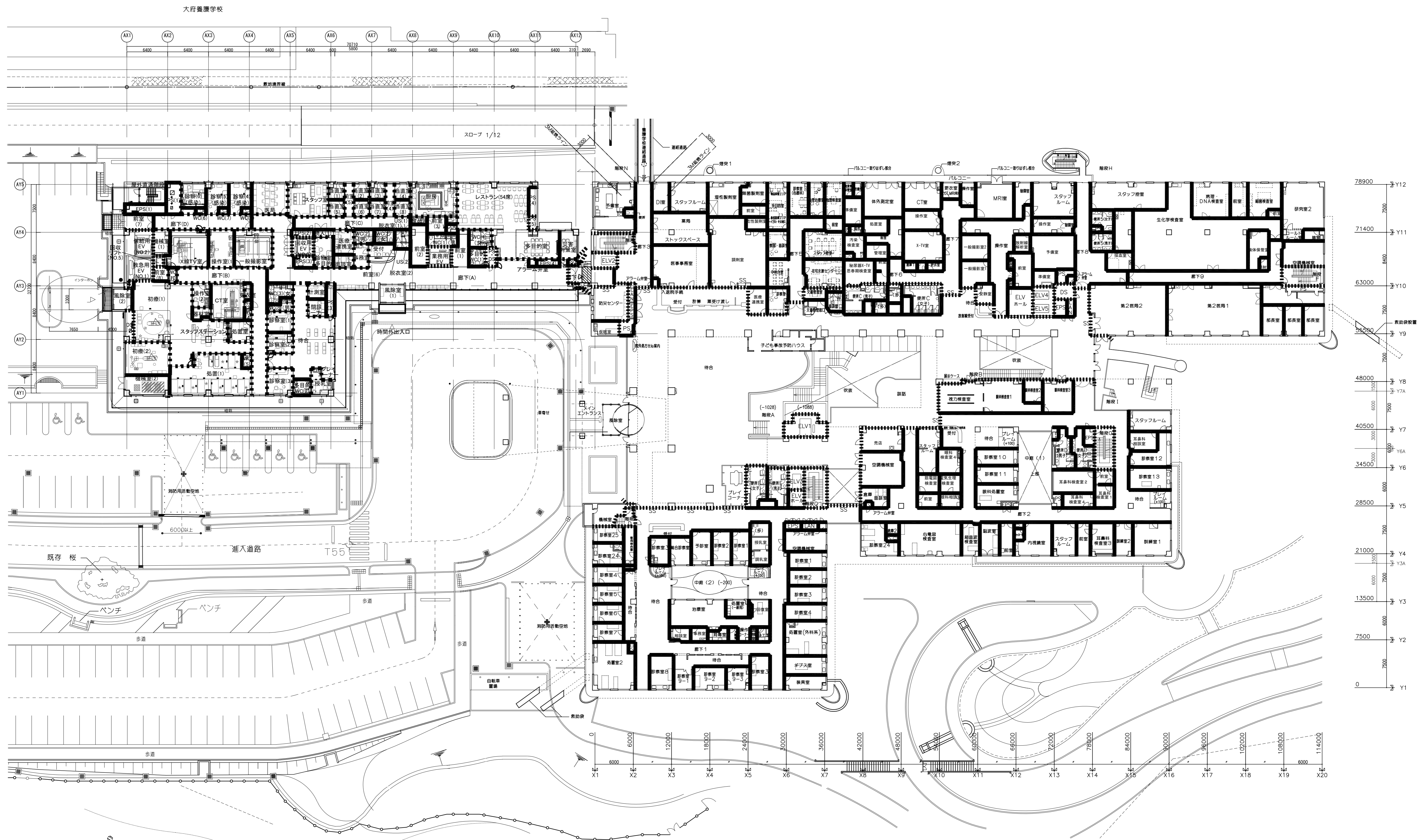
切	切抜貼
ブ	ブロセス印刷

**■ 建具金物【施錠機構】記号**

シ	両面シリンダー
片	片面シリンダー
ソ	空錠
片ソ	片面シリンダー
非	非常力バー付
表	表示付きサムターン（非常時外部からの開閉機構付）
外	外付開装置付（消防用）
サ	両面サムターン

<p>&lt;代表設計者&gt; 一級建築士 国土交通大臣登録 第338590号 寺西 敦敏</p> <p>&lt;意匠設計者&gt; 一級建築士 国土交通大臣登録 第345081号 三宅 伸幸</p>		<p>あいち小児保健医療総合センター 救急棟診察室陰圧化改修工事</p>	
A	建築工事		
06	建具表（共通事項）		
<b>安井建築設計事務所</b>			





建築 凡例	
	防火区画
■■■	排煙区画
■	114条区画

<代表設計者>  
 一級建築士 国土交通大臣登録 第338590号  
 寺西 敬敏

<意匠設計者>  
 一級建築士 国土交通大臣登録 第345081号  
 三宅 伸幸

あいち小児保健医療総合センター 救急検診室陰圧化改修工事	
A	建築工事
08	1階防火区画図
	1:300 (A1) 1:600 (A3)
安井建築設計事務所	



1 衛生器具表（改修前）

品名	品番	付属品	1階	
	TOTO		診察室 (6)	WC (6)
壁掛洋風便器	C550SU	フラッシュバルブ、手かざしセンサー、スパッド、ウォッシュレット、パイプホルダー（32mm）、接続金具、壁フランジ、スタンド	1	1
壁掛洗面器	L210C	電気温水器3L、自動水栓、排水金具、アングル止水栓×2、連結管、バックハンガー	1	1
埋込手洗器	LS E570APF	自動水栓、排水金具、止水栓、水石けん、トラップカバー	1	1
化粧鏡	YM4560F		1	1
ペーパータオルホルダー	YKT100		1	1
サラヤ	41932		1	1

2 衛生器具表（改修後）


品名	品番	付属品	1階		前室
	TOTO		診察室 (6)	WC (6)	
壁掛洋風便器	C550SU	フラッシュバルブ、手かざしセンサー、スパッド、ウォッシュレット、パイプホルダー（32mm）、接続金具、壁フランジ、スタンド	1	1	
壁掛洗面器	L210C	電気温水器3L、自動水栓、排水金具、アングル止水栓×2、連結管、バックハンガー	1	1	
埋込手洗器	LS E570APF	自動水栓、排水金具、止水栓、水石けん、トラップカバー	1	1	
スタッフ用手洗器	MR850CPAR	電気温水器3L、自動水栓、排水金具、アングル止水栓×2、膨張水処理ユニット			1
化粧鏡	YM4560F		1	1	
ペーパータオルホルダー	YKT100		1	1	
サラヤ	41932		1	1	
ペーパータオルホルダー	YKT100R				1
サラヤ	UD-8600S-PHJ	ノータッチ式ディスペンサー、乾電池式			1

3 配管材料

上水	屋内一般	水道用硬質塩ビライニング鋼管 (SGP-VB)
雑用水	屋内一般	水道用硬質塩ビライニング鋼管 (SGP-VA)
給湯	屋内一般	ステンレス鋼管 (SUS) (拡管式継手・SUS突合せ溶接継手)
汚水・雑排水	屋内一般	耐火二層管 (FDP (VP))
	器具接続部・30A以下	硬質塩ビ管 (VP)
一般通気	屋内一般	耐火二層管 (FDP (VP))
消火	屋内一般	配管用炭素鋼管 (白) (SGP (白))

注記

1. 図中、 は撤去処分を示す。

2. 図中、 は撤去、美装の上再取付を示す。

<代表設計者>  
一級建築士 国土交通大臣登録

第338590号

寺西 敦敏

<設備設計者>  
一級建築士 国土交通大臣登録  
設備設計一級建築士 国土交通大臣登録

第195886号  
第 2339号

小林 陽一

あいち小児保健医療総合センター 救急棟診察室陰圧化改修工事

C

給排水衛生設備工事

- (A1)

01

衛生器具表・配管材料

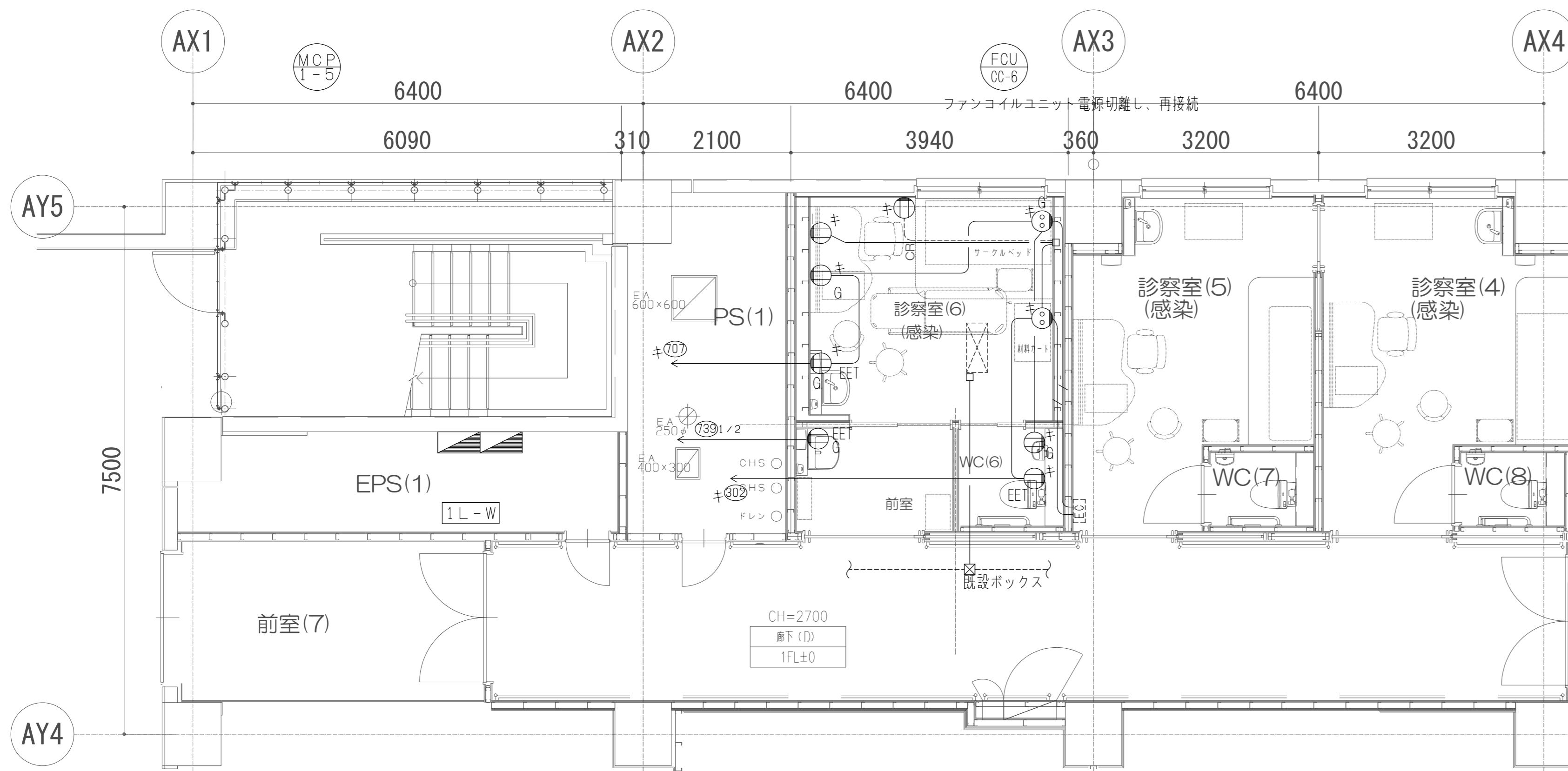
- (A3)

安井建築設計事務所





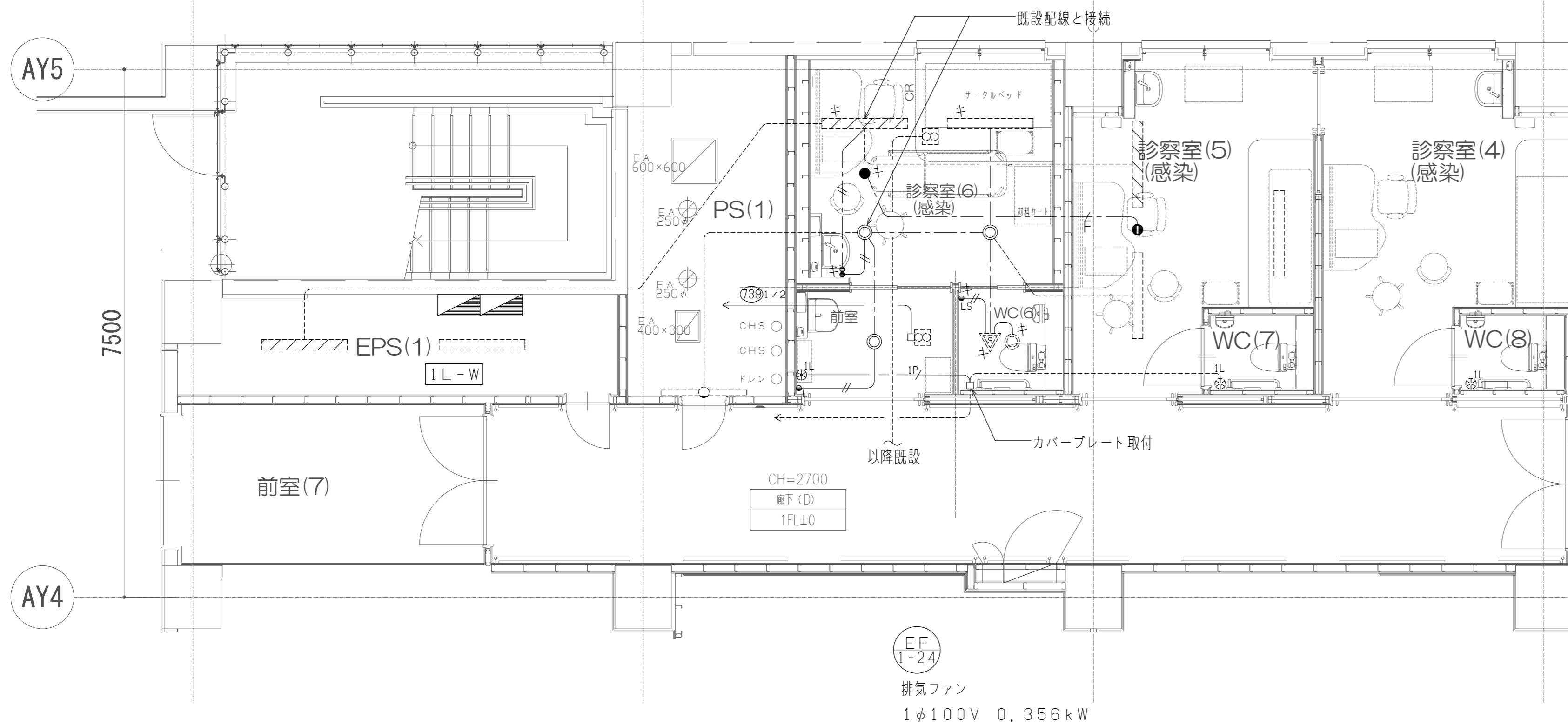




既設電灯盤『1L-W』改修内容  
 ・発電機回路で予備スペースに下記ブレーカを増設する。  
 739回路 : 100V MCCB2P50/20 x1  
 ・739回路の排気ファン電源用にリモコンリレーを1個増設する。

凡例	記号	名称	備考
■	電灯分電盤	既設改造あり	
①	埋込コンセント	2P15A x2 接地極付	
①EET	埋込コンセント	2P15A x1 接地極付 接地端子付	
②	医療用コンセント	2P15A x2 接地極付 医療用接地端子付	
③	発電機回路		
④	既設撤去再取付		
⑤	開閉器ボックス	銅板製、防水型 MCCB2P20A	
⑥	医療用接地センター	既設	
⑦	プルボックス		
⑧	ジョイントボックス		
⑨	防火区画貫通処理		

(注記)  
 1. 特記なき配管配線は下記による。  
 — EM-EEF2, 0-3C (PF22)  
 // EM-EEF2, 0-2C (PF22)  
 /// EM-EEF2, 0-2C+3C (PF22)  
 — EM-CE5, 5'-3C (E31) 露出配管 5, 5'  
 — EM-IE5, 5' x1 (PF16)  
 二重天井内はこがし配線とする。



診察室(6)		
No. 1-2	2	既設撤去再取付
No. 13-4	2	新設
No. A-1	1	既設撤去再取付

前室		
No. 13-4	1	新設

WC(6)		
No. 13-1	1	既設撤去再取付

照明器具表

No. 1-2	埋込XLX450RENK
No. 13-1	XNDN1668WNK
No. 13-4	XND3560WN
No. A-1	LB94561J

凡例	記号	名称	備考
■	電灯分電盤	既設改造あり	
□	天井埋込LED器具		
▨	天井埋込LED器具	発電機回路	
▩	天井埋込LED器具	既存器具撤去再取付	
▪	天井埋込LED器具	既存器具	
○	LEDダウンライト		
●	LEDダウンライト	既存器具撤去再取付	
○	人感センサ	既存器具撤去再取付	
●	非常用照明器具	電源別器型 既存器具撤去再取付	

(注記)  
 1. 特記なき配管配線は下記による。  
 — EM-EEF2, 0-3C (PF22)  
 // EM-EEF2, 0-2C (PF22)  
 /// EM-EEF2, 0-2C+3C (PF22)  
 — EM-FP-2C (PF16)  
 — EM-CPPE-S1, 2-1P (PF16)  
 二重天井内はこがし配線とする。

<代表設計者>  
 一級建築士 国土交通大臣登録 第338590号  
 寺西 敦敏

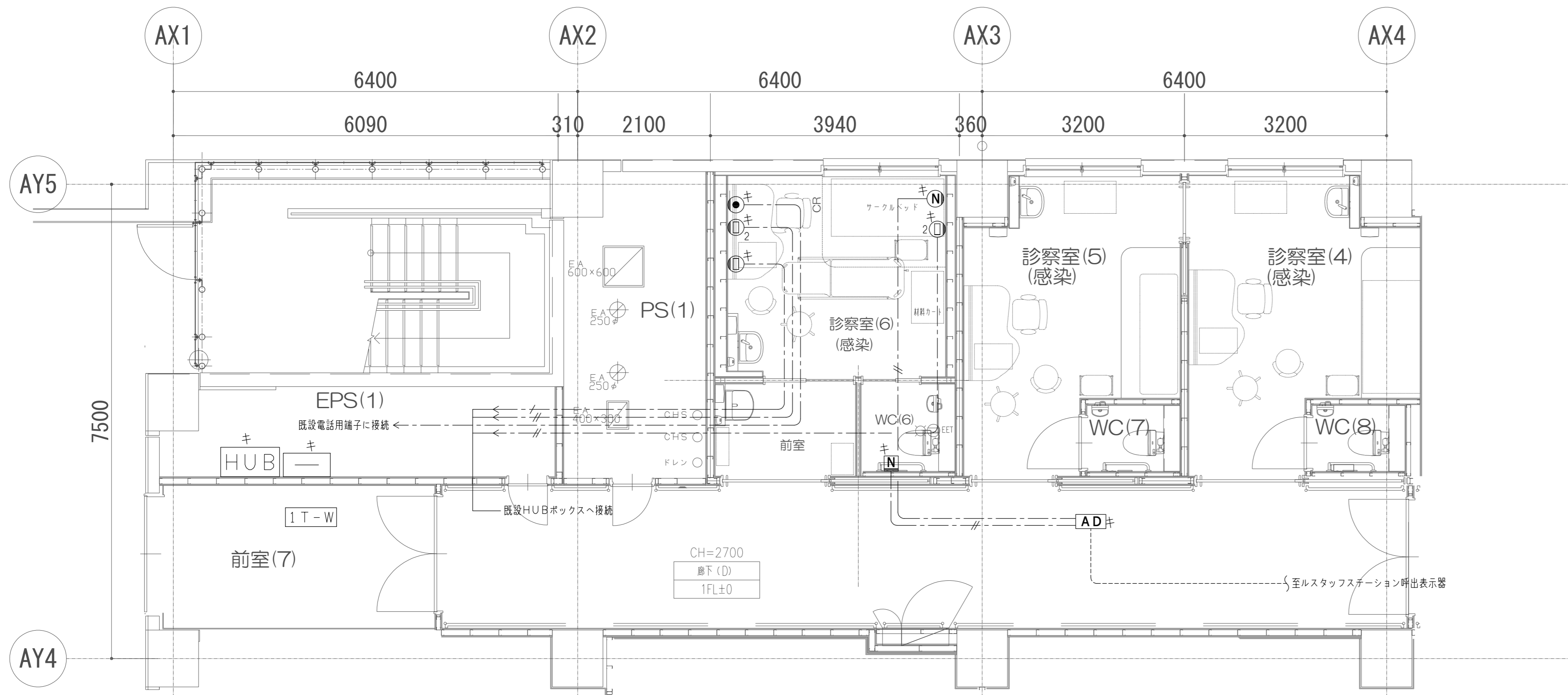
<意匠設計者>  
 一級建築士 国土交通大臣登録 第345081号  
 三宅 伸幸

あいち小児保健医療総合センター救急棟診察室陰圧化改修工事

E	電気設備工事	1:50 (A1)
01	空調・換気用電源設備	1:100 (A3)
	電灯・コンセント設備 改修平面図	

安井建築設計事務所

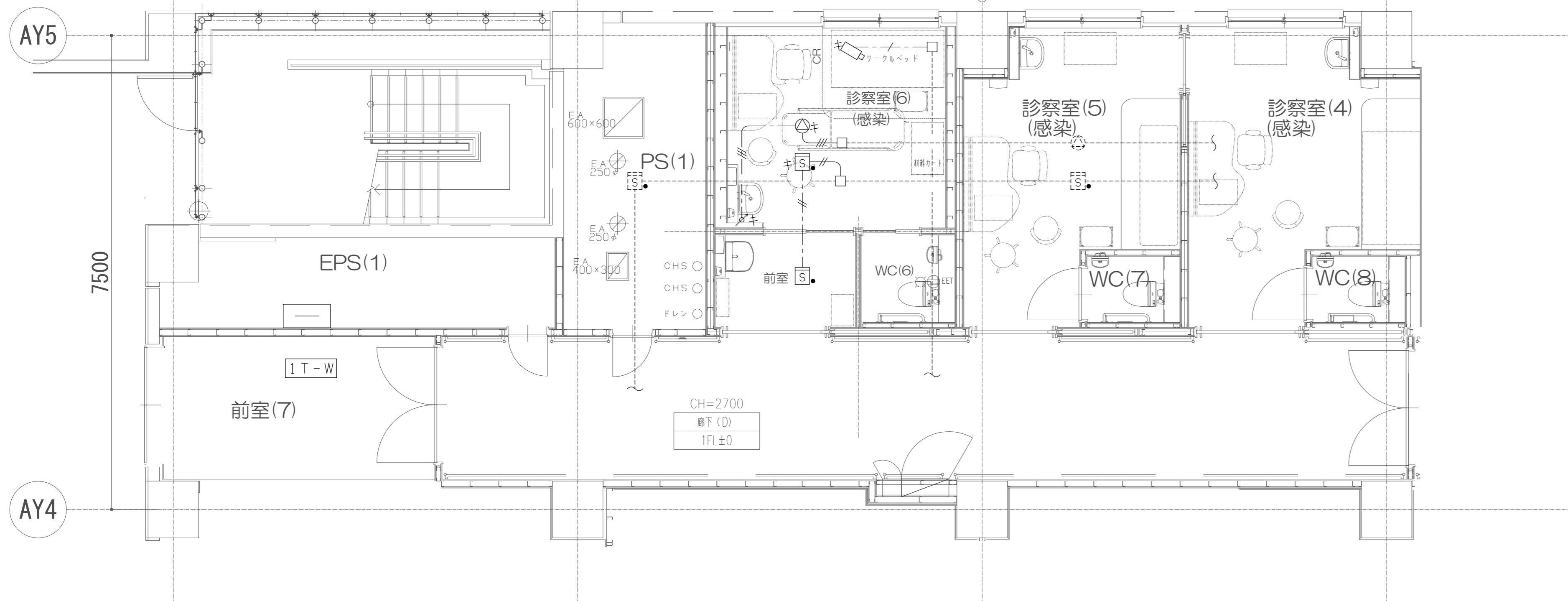
弱電設備改修平面図（電話・情報・インターホン・呼出）



凡例	記号	名称	備考
	□	端子盤	既設
	⊙	電話用アウトレット	既存機去再取付
	⊕	電話用アウトレット	
	HUB	HUBボックス	既設
	⊙	情報用モジュラージャック	8極8芯付×1 既存機去再取付
	⊕	情報用モジュラージャック	8極8芯付×2 既存機去再取付
	AD	ナースコール用ルームアダプタ	既存機去再取付
	N	トイレ呼出押印	既存機去再取付
	⊙	ナースコール子機	既存機去再取付
	□	既存アウトレットボックス	

(注記)  
 1. 特記なき配管配線は下記による。  
 (電話) ——— EM-BT1EE0.5-2P (PF16)  
 (情報) ——— EM-UTP0.5-4P (PF22)  
 ——— EM-UTP0.5-4P×2 (PF22)  
 (インターホン) ——— EM-AE1.2-2C (PF16)  
 (呼出) ——— EM-AE1.2-2C (PF16)

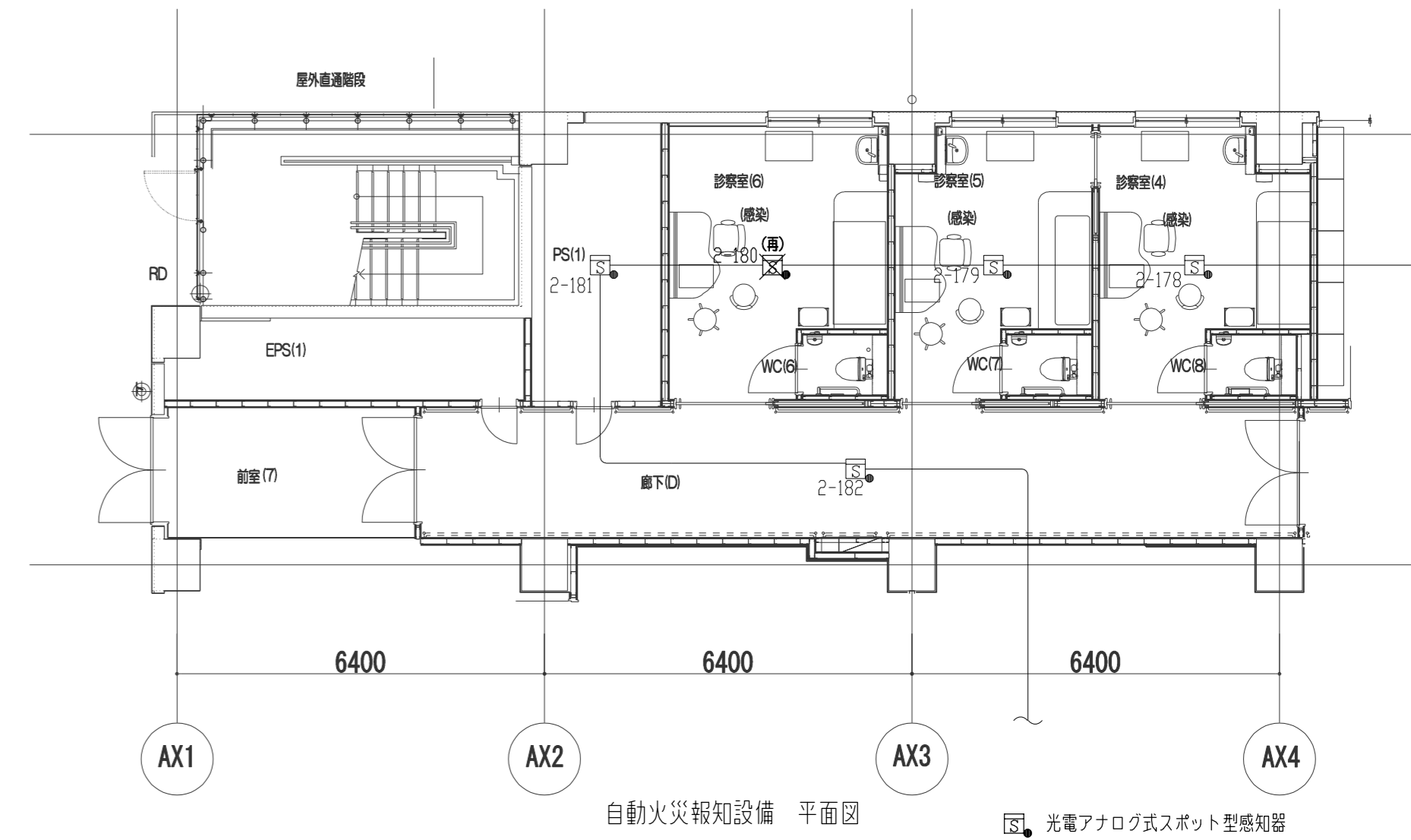
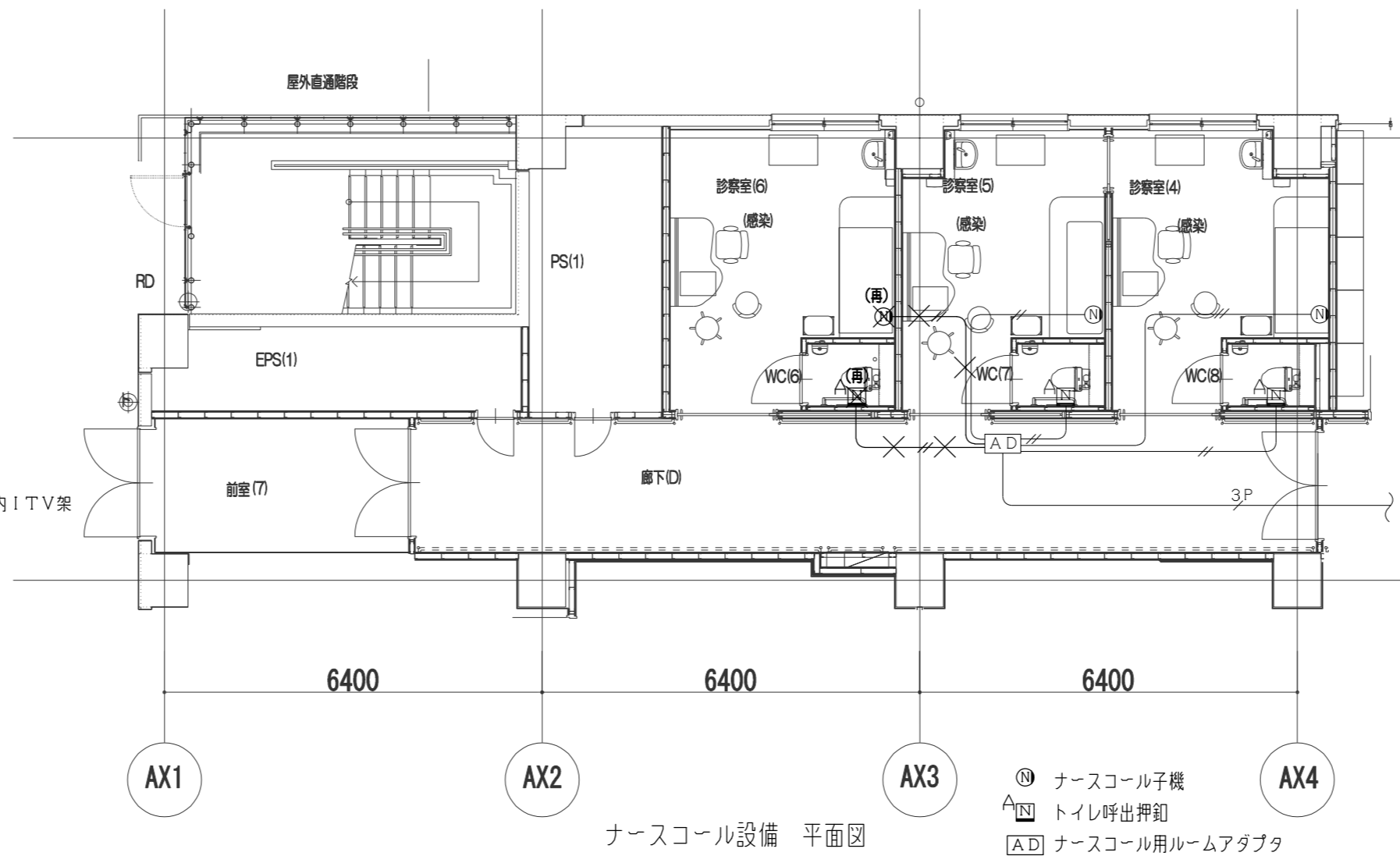
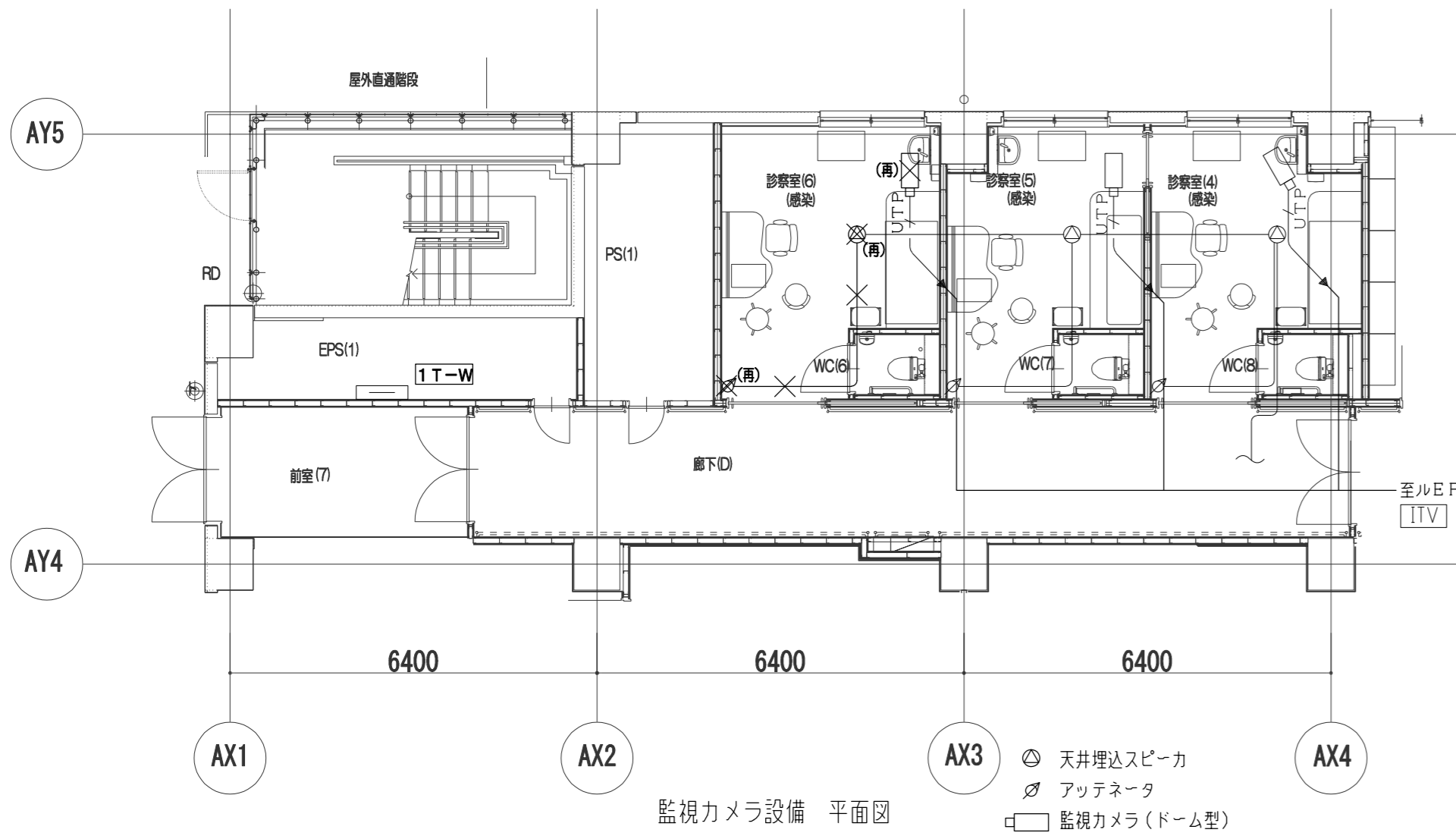
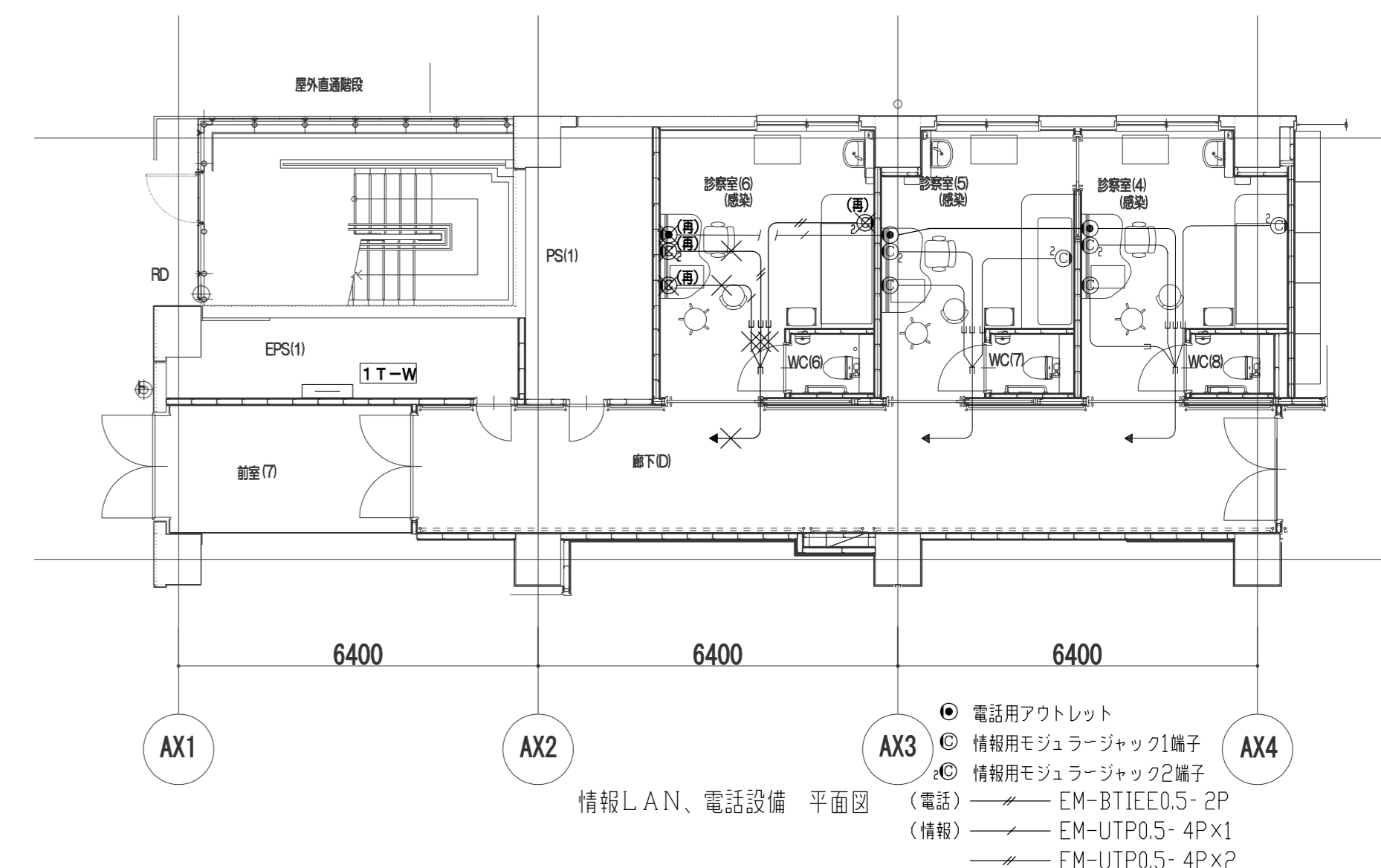
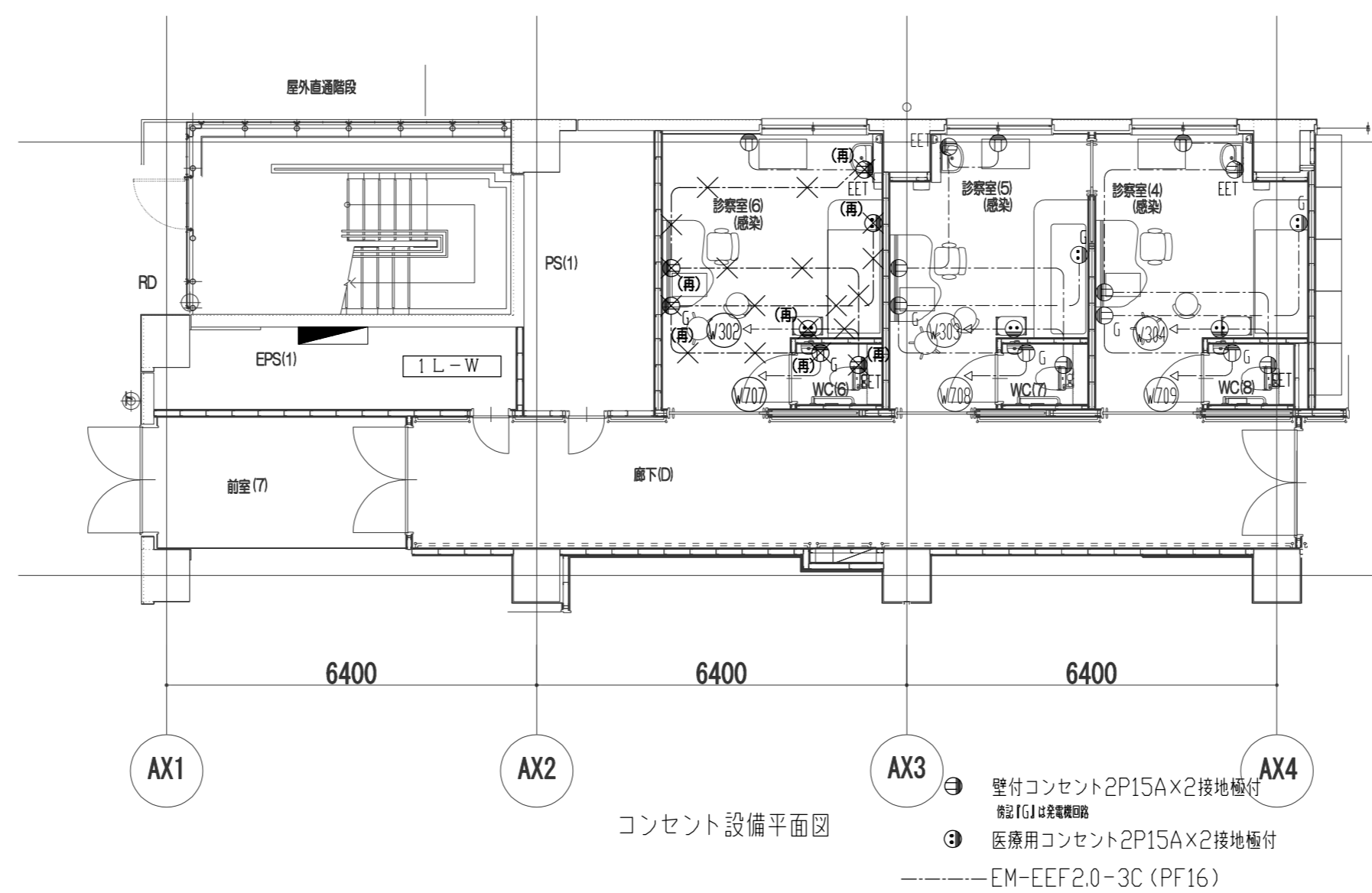
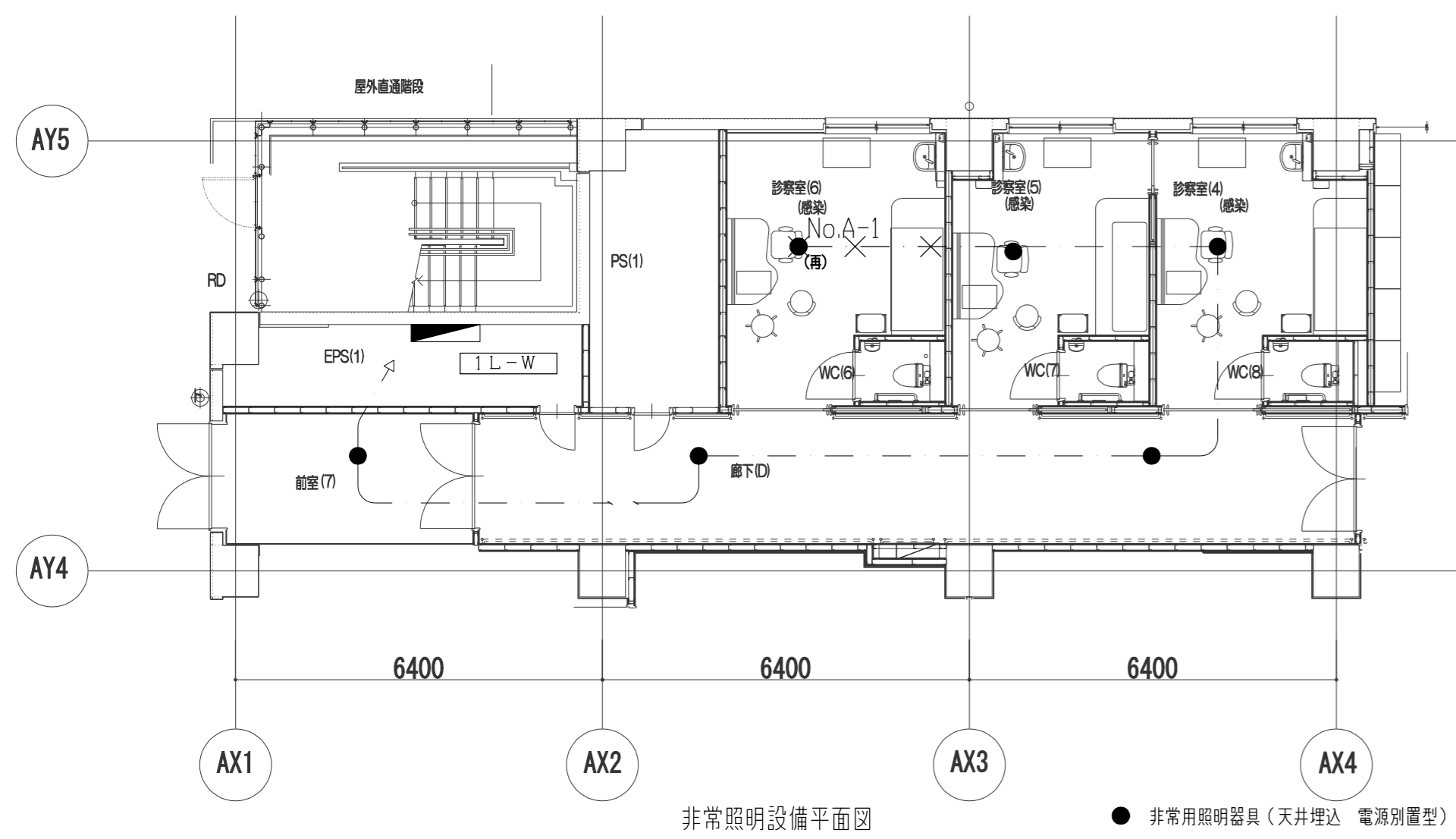
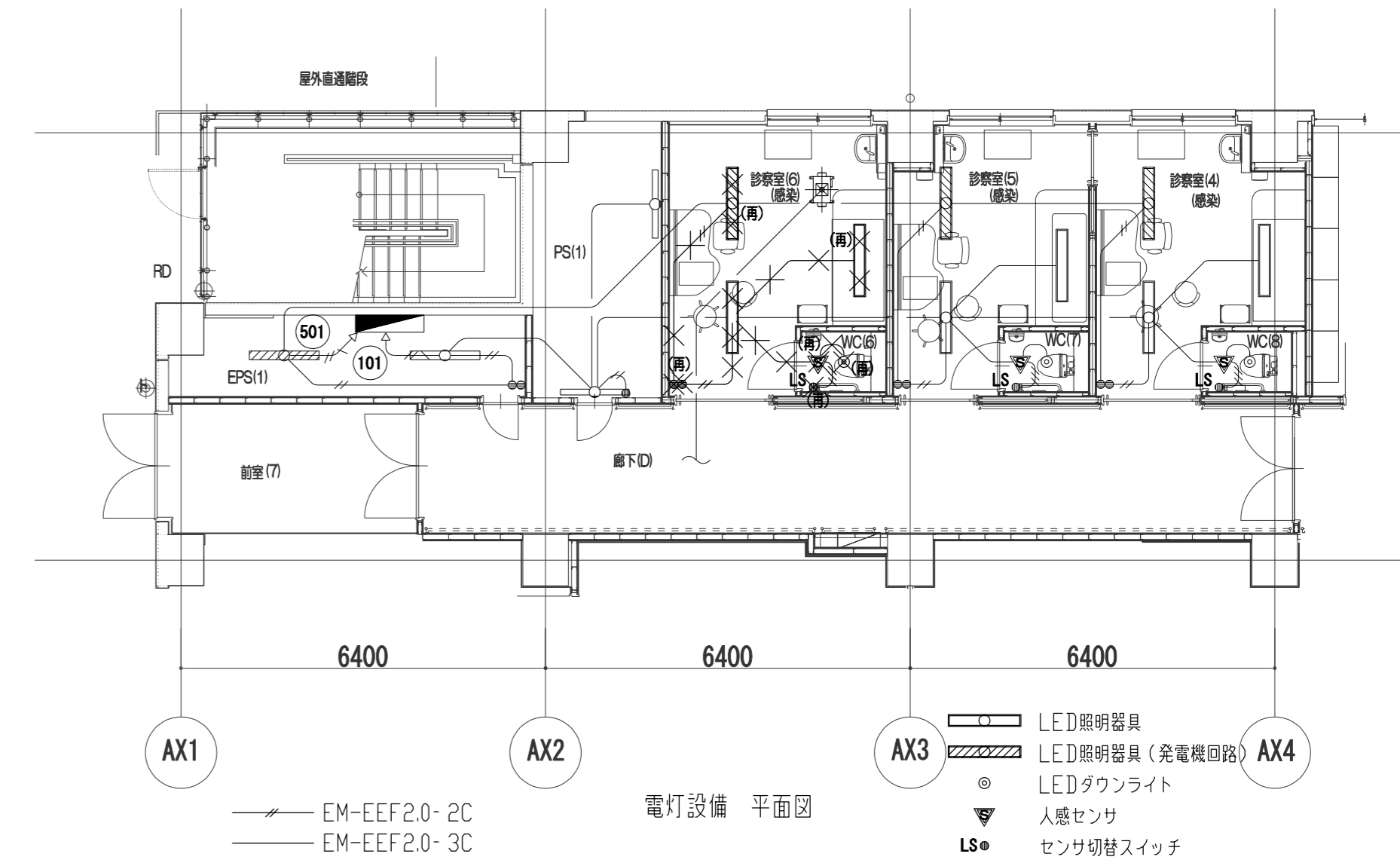
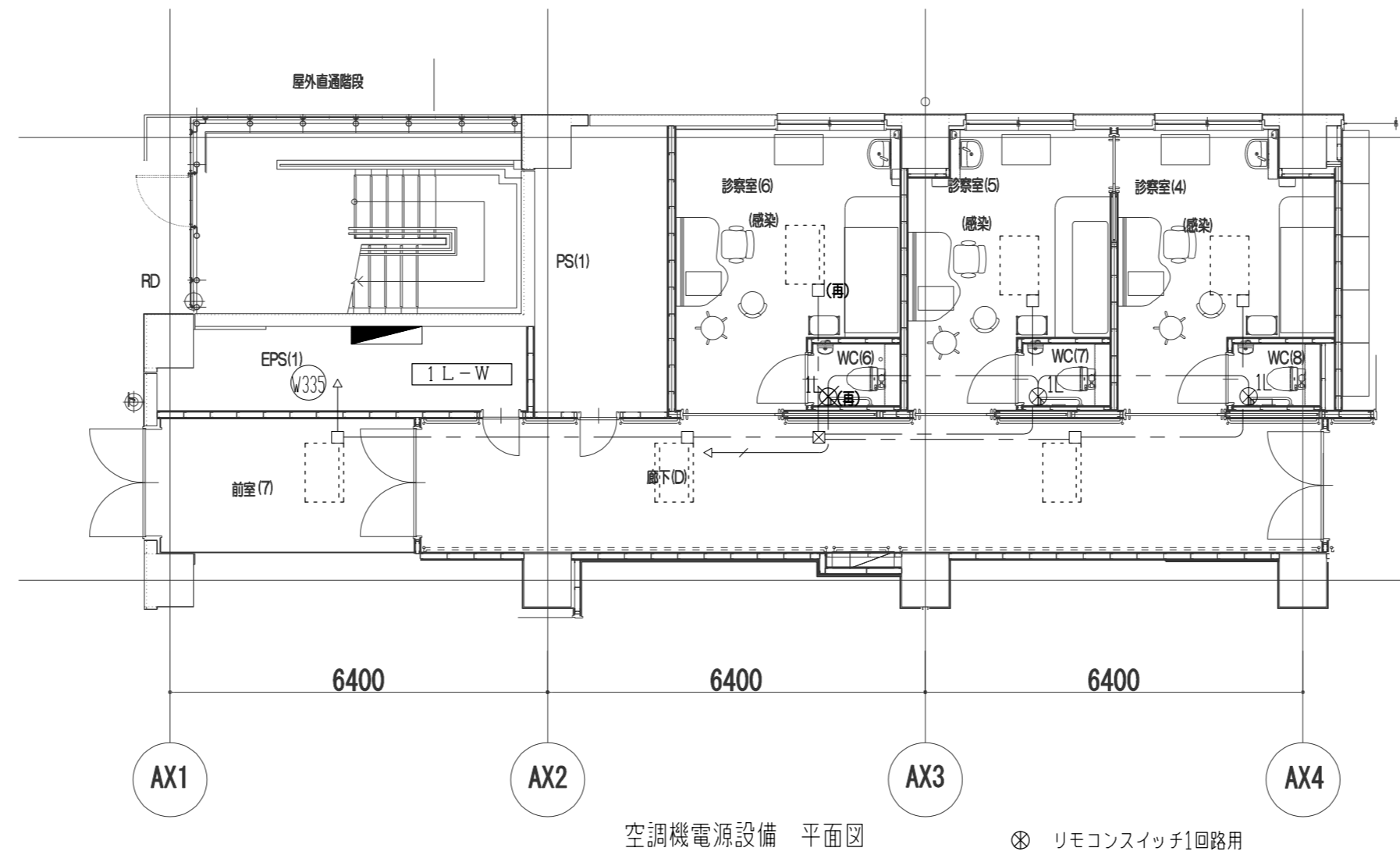
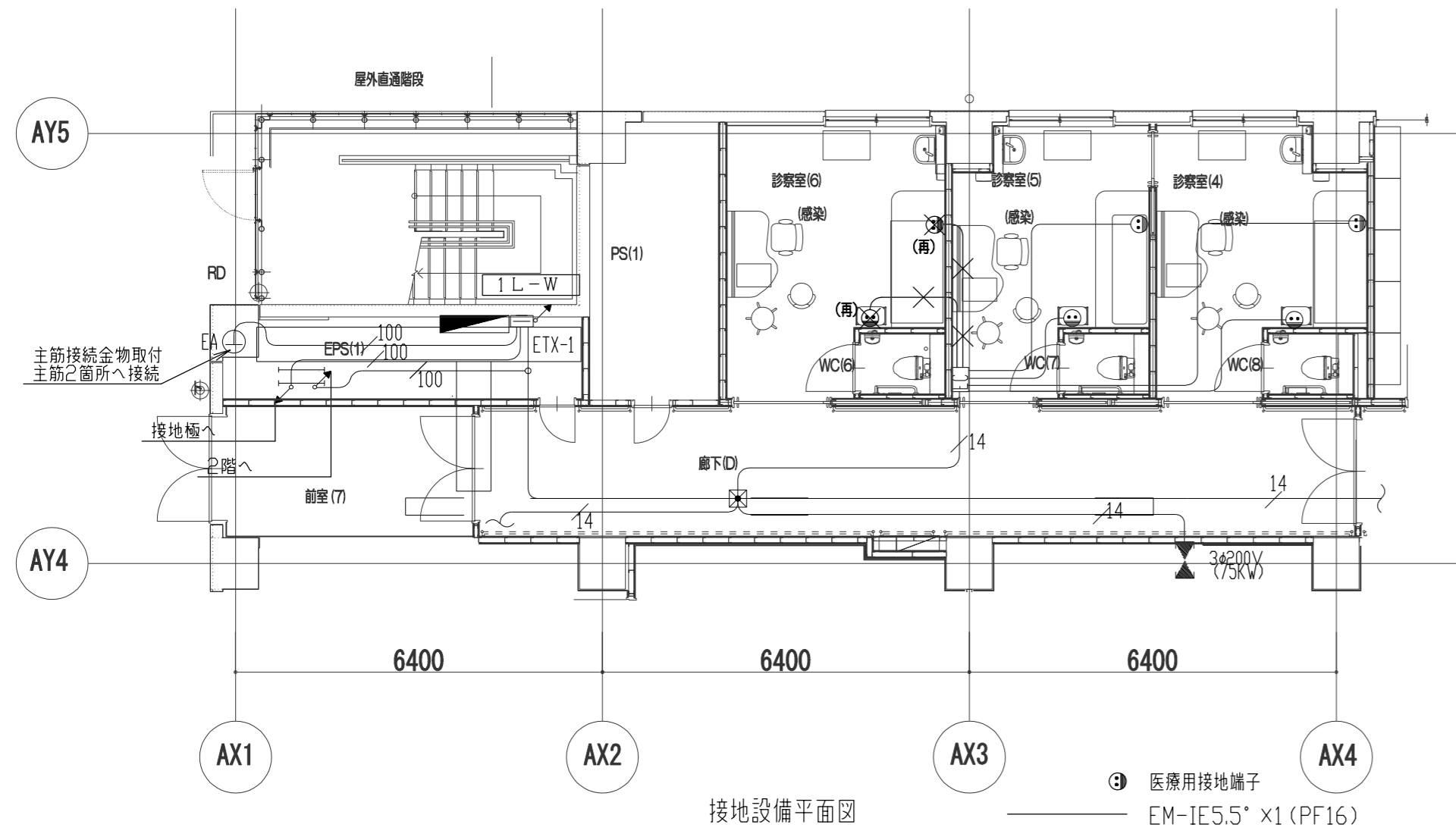
弱電・防災設備平面図（放送・監視カメラ・自火報）



凡例	記号	名称	備考
	□	端子盤	既設
	⊙	天井埋込型スピーカ	既存機去再取付
	⊕	天井埋込型スピーカ	既設
	△	アッテネータ	既存機去再取付
	⊕	ドーム型監視カメラ	既存機去再取付
	⊙	光電アナログ式スポット型感知器	既存機去再取付
	⊕	光電アナログ式スポット型感知器	新設
	⊕	光電アナログ式スポット型感知器	既設
	□	ジョイントボックス	
	□	既存アウトレットボックス	
	—	新設配線	
	---	既設配線	

(注記)  
 1. 特記なき配管配線は下記による。  
 (放送) ——— EM-HP1.2-3C (PF16)  
 (監視カメラ) ——— EM-UTP0.5-4P (PF22)  
 (自火報) ——— EM-AE1.2-2C (PF16)  
 2. 自動火災報知設備の改修に伴い既設GR型受信機の設定も本工事に  
 行うこと。

				<代表設計者> 一級建築士 国土交通大臣登録 第338590号 寺西 敦敏 <意匠設計者> 一級建築士 国土交通大臣登録 第345081号 三宅 伸幸	あいち小児保健医療総合センター救急棟診察室陰圧化改修工事 E 電気設備工事 1:50 (A1) 02 弱電設備 1:100 (A3) 防災設備 改修平面図 安井建築設計事務所
--	--	--	--	--	---



凡例				あいち小児保健医療総合センター救急診察室陰圧化改修工事	
—	既存配管配線	③	既存器具	E	電気設備工事 1:100 (A1)
-X-	既存配管配線撤去			O3	既設撤去 平面図 1:200 (A3)
⊗	既存器具撤去				
⊗(再)	既存器具撤去再取付				
				<b>安井建築設計事務所</b>	